

博士論文

中国における農村合作経済組織の
協同組合的性格に関する研究

平成 26 年 3 月

広島大学大学院生物圏科学研究科

姜 康董

博士論文

中国における農村合作経済組織の
協同組合的性格に関する研究

平成 26 年 3 月

広島大学大学院生物圏科学研究科

生物資源科学専攻

姜 康董

中国における農村合作経済組織の協同組合的性格に 関する研究

目 次

序章	研究の課題と方法.....	1
第1節	本論文の課題と方法.....	1
第2節	協同組合の定義と原則をめぐって.....	6
第3節	本論文の構成.....	11
第1章	中国における農村合作社の歴史的な位置づけ及び特徴.....	13
第1節	本章の課題.....	13
第2節	社会実験期・人民公社期における農村合作社の歴史的な位置づけ及び特徴.....	13
第3節	改革開放期における合作社の歴史的な位置づけ及び特徴.....	25
第4節	本章のまとめ.....	37
第2章	農民專業合作社の形成主体別類型と協同組合的性格に関する実証的研究—中国 江蘇省の事例から—.....	40
第1節	本章の課題.....	40
第2節	農民專業合作社の実態と類型に関する先行研究.....	41
第3節	江蘇省徐州市の農民專業合作社—6事例から—.....	45
第4節	まとめ.....	55

第3章 大規模農家主導型專業合作社の協同組合的性格—江蘇省徐州市 S きのご專業合作社—	58
第1節 本章の課題	58
第2節 S 合作社の調査事例	58
第3節 S 合作社員のアンケート調査	67
第4節 まとめ	71
第4章 「農村經紀人」による專業合作社の形成と組織・事業の特徴—江蘇省蘇州市 G 茶葉專業合作社—	73
第1節 本章の課題	73
第2節 G 合作社の調査事例	74
第3節 G 合作社員のアンケート調査	83
第4節 まとめ	88
第5章 社区株式合作社と土地株式合作社の協同組合的性格に関する実証的研究—中国江蘇省の事例から—	90
第1節 問題背景と研究課題	90
第2節 中国における株式合作社の発生と展開	91
第3節 社区合作社の協同組合としての実態	95
第4節 土地合作社の協同組合としての実態	100
第5節 まとめ	104
第6章 社区株式合作社の実態と村組織の役割—江蘇省徐州市 P 社区株式合作社—	109
第1節 本章の課題	109
第2節 P 合作社の調査事例	110

第3節 P 合作社員のアンケート調査.....	120
第4節 まとめ.....	124
第7章 村幹部による土地株式合作社の事業実態と動向—江蘇省無錫市M土地株式合 社—.....	126
第1節 本章の課題.....	126
第2節 M 合作社の設立経過.....	128
第3節 M 合作社員のアンケート調査.....	136
第4節 まとめ.....	139
補章 供銷合作社による金融株式合作社における組織・事業構造—江蘇省南京市O金融 株式合作社—.....	141
第1節 本章の課題.....	141
第2節 O 合作社の調査事例.....	142
第3節 O 合作社員のアンケート調査.....	148
第4節 まとめ.....	152
終章 総括と今後の課題.....	154
付録 合作社員アンケート.....	163
引用・参考文献リスト.....	169
謝辞.....	179

図表一覧

表 0-1	ICA 協同組合原則の変遷	p. 9
表 0-2	アメリカ協同組合の基本原則の変化	p. 10
表 1-1	1934 年労働互助社状況	p. 21
表 1-2	1934 年役牛合作組織状況	p. 21
表 1-3	互助組・初級社・高級社の設立状況	p. 23
表 1-4	農村合作経済組織発展の必要性に関する研究	p. 33
表 1-5	農村合作経済組織の地位と役割に関する研究	p. 33
表 1-6	中国及び江蘇省各時期農村合作経済組織状況	p. 36
表 1-7	中国各省農業專業合作社状況一覧	p. 38
表 1-8	農村合作経済組織に対して政府の役割に関する研究	p. 39
表 1-9	その他の農村合作経済組織に関する研究	p. 40
表 1-10	農村合作経済組織について代表的な研究者とその内容	p. 43
表 2-1	形成主体別視点からの農民專業合作社の分類と総括	p. 44
表 2-2	調査合作社の総括表	p. 56
表 3-1	S 合作社の総括表	p. 59
表 3-2	S 合作社のビニールハウス状況	p. 60
表 3-3	S 合作社の篤農家が設立した会社一覧表	p. 62
表 3-4	菌床キット 1 個あたりの収穫量	p. 63
表 3-5	S 合作社事業利益の構成	p. 63
表 3-6	S 合作社の剰余金処分状況	p. 64
表 3-7	S 合作社議決権の状況	p. 66
表 3-8	S きのご專業合作社社員アンケート調査結果 (11 戸)	p. 68
表 3-9	若い農家の 1 棟あたり収入	p. 69

表 3-10	若い農家の栽培面積	p. 69
表 3-11	年寄り農家の 1 棟あたり収入	p. 69
表 3-12	年寄り農家の栽培面積	p. 69
表 3-13	後継者のある農家	p. 70
表 3-14	S 合作社に対する評価及び意見	p. 71
表 4-1	G 茶葉專業合作社の総括表	p. 76
表 4-2	G 合作社の出資状況	p. 77
表 4-3	新芽の採取時期、買付価格と茶葉販売価格一覧表	p. 79
表 4-4	G 合作社の売上高と剰余金	p. 80
表 4-5	G 合作社の剰余金処分状況	p. 81
表 4-6	G 茶葉專業合作社社員アンケート調査結果 (14 戸)	p. 84
表 4-7	若い農家の 1 ムーあたり収入	p. 85
表 4-8	年寄り農家の 1 ムーあたり収入	p. 85
表 4-9	人数の多い農家の 1 ムーあたり収入	p. 85
表 4-10	人数の少ない農家の 1 ムーあたり収入	p. 85
表 4-11	後継者のある農家	p. 86
表 4-12	G 合作社に対する評価及び意見	p. 87
表 5-1	土地株式合作社の種類	p. 95
表 5-2	社区株式合作社の概況	p. 105
表 5-3	土地株式合作社の概況	p. 107
表 6-1	P 合作社の概況	p. 111
表 6-2	P 合作社の株式一覧表	p. 113
表 6-3	配当ストップの条件	p. 114
表 6-4	P 合作社の固定資産賃貸状況一覧表	p. 115
表 6-5	社区弁企業歴年純利益表	p. 118
表 6-6	P 合作社の剰余金処分状況	p. 118

表 6-7	アンケート調査対象年齢	p. 119
表 6-8	アンケート調査対象本人所有株数	p. 119
表 6-9	アンケート調査対象家族所有株数	p. 119
表 6-10	アンケート調査対象家族構成	p. 119
表 6-11	アンケート調査対象身分	p. 119
表 6-12	P 地区株式合作社社員アンケート調査結果(60 人)	p. 122
表 7-1	M 合作社の総括表	p. 128
表 7-2	M 合作社株式状況	p. 129
表 7-3	M 合作社農地耕作状況	p. 129
表 7-4	M 合作社の栽培品目と面積	p. 130
表 7-5	M 合作社事業利益の構成	p. 132
表 7-6	M 合作社の剰余金処分状況	p. 133
表 7-7	合計した出資高配当の金額と割合	p. 134
表 7-8	M 土地株式合作社社員アンケート調査結果(13 戸)	p. 137
表 7-9	若い農家の加入時期	p. 138
表 7-10	年寄り農家の加入時期	p. 138
表 7-11	ビニールハウスの賃借状況	p. 138
表 7-12	M 合作社に対する評価及び意見	p. 139
表 8-1	O 合作社の総括表	p. 143
表 8-2	O 合作社の役員的身分と人数	p. 144
表 8-3	O 合作社の貸付の利息表	p. 145
表 8-4	O 合作社の貸付の流れ	p. 145
表 8-5	O 合作社の貸付の条件	p. 146
表 8-6	O 合作社の剰余金処分状況	p. 146
表 8-7	O 合作社の発展状況	p. 147
表 8-8	アンケート調査対象年齢別表	p. 148

表 8-9	アンケート調査対象合作社内身分別表	p. 148
表 8-10	アンケート調査対象 2013 年 10 月現在の貸付状況	p. 148
表 8-11	アンケート調査対象経営品目別表	p. 148
表 8-12	アンケート調査対象農家規模別表	p. 148
表 8-13	アンケート調査対象 0 合作社の加入時期	p. 149
表 8-14	アンケート調査対象家族構成	p. 149
表 8-15	アンケート調査対象出資金(預金)別表	p. 149
表 8-16	アンケート調査対象貸付を借りる回数	p. 149
表 8-17	アンケート調査対象最後の貸付の金額	p. 149
表 8-18	アンケート調査対象最後の貸付の返済期間	p. 149
表 8-19	0 金融株式会社合作社員アンケート調査結果(28 人)	p. 150
図 4-1	G 合作社の所在地	p. 74
図 4-2	新芽のランクについて	p. 78
図 5-2	調査した合作社の位置	p. 95

序章 研究の課題と方法

第1節 本論文の課題と方法

1 本論文の課題

1980年代以後、「農村合作経済組織」と総括的に呼ばれた合作組織形態は中国農村部に生まれ、農産物の流通を始めとし、農村労働力、技術、資金などの流動を活発させたことにより、農村経済の発展を促進した。

中国における農村合作社の歴史を簡単に振り返ると、概ね以下の3つの時期に分けられる。

中国建国前の民国期の社会実験期（1918年-1949年）：1918年に中国に初めての合作社——北京大学消費公社が生まれて以降、中国の合作経済組織は百年近くの歴史を有し、その間情勢は複雑でその変化が激しかった。1920年代頃、晏阳初（えんようしょ）・梁漱溟（りょうそうめい）などは河北省・山東省の農村部で金融・運輸を主とした合作社実験を行い、中国における農村合作経済組織は最初の高まりを迎えた。しかし、これらの合作社は知識人やエリートにより造られ、数が少なく、影響も小さかった。

建国後の人民公社期（1952年-1978年）：この時期は更に2つに分けられる。まず、農業合作化運動段階（1952年-1956年）である。この段階は土地改革で土地を分割された農民が組織され生産合作社を設立し、また農村供销社を通じて生産資材を購入し農産物を販売した。次は人民公社段階（1958年-1978年）であり、人民公社が成立してから改革開放のはじまりまでである。この段階は農業生産合作社と地方行政機関が一体化して結成された人民公社が絶対的存在となった。人民公社は初期において国家工業化にある程度貢献したにも関わらず、加入・脱退自由、合作社員による民主的管理、剰余金の配当などの協同組合原則に反していた。よって、所有権が不明であり、悪い平均主義などの体制的弊害を生み出し、農民である社員の利益と民心から乖離したため、最終的にこの組織の解体を惹起したのである。

¹ 胡 [34] を参照。

改革開放からの改革開放期（1978年- ）：文化大革命後、個別生産請負制を導入して以降様々な農村合作経済組織が発展した時期である。この時期における合作社の発展は80年代から始まり、90年代に高まりを迎えた。90年代以来、中国農産物市場はすでに売り手市場から買い手市場に変わり、更にWTOへの加盟以降中国の農業は国際的な動きに巻き込まれつつあり、農業と農村部経済は急激な変化を来している。この時期における農村合作経済組織の発展もまた3つの段階に分けられる。第一段階は1978年の改革開放から始まり、農業生産は個別生産請負制にあり前時期の人民公社が作った農業経営体制を入れ替え、再び小農的生産方式に戻った時期である。この変化により農村合作経済を発展させる条件と環境が整い、農村合作経済組織の出現が可能となった。第二段階は1992年に鄧小平のいわゆる「南巡講話」による「社会主義市場経済」路線の確定から始まる。市場化改革の加速により農業の市場化と共に農村合作経済組織が現れてきた。この段階の農村合作経済組織は急速に発展し、またその組織の形式や内容なども新しくなり、様々な新しい農村合作経済組織が生まれた。第三段階は2007年に「中華人民共和国農民專業合作社法」（以下、「合作社法」）の成立から現在に至るまでである。「合作社法」は、法人としての農村合作経済組織の法的地位を明確にし、その組織と行為を定めた。全国各地で合作社の発展が加速されるようになり、様々な農村合作経済組織から農民專業合作社、社区株式合作社と土地株式合作社（以下、專業合作社、社区合作社、土地株式会社）がしだいに主流となり、「三大合作」と呼ばれるようになった。この「三大合作」は2013年3月末に73.06万社²が設立されたと報告されている。

これらを背景にし、いかに現有制度の元で、農村合作経済組織が農民と市場をつなぎ、農民の収入を高め、農業の競争力を強めるかは、中国における農業と農村を発展させるための重要な問題の1つといえる。

しかし、多くの合作社が未だ設立からの発展過程という変化段階にあると思われ、組織運営や分配制度については、未成熟な合作社が多いと予想される。多様な経済実態を持つ農村合作経済組織が存在する現段階では、「合作社の協

² 中国工商行政管理総局、「2013年一季全国市场主体发展总体情况」、2013年4月15日。

同組合性獲得の過程」³として、農民による協同組合的な要素を育成し支援することが求められている。それぞれの農村合作経済組織の協同組合としての実態の実証的な解明が必要なのではないかと考える。

そこで本論文の課題は、以下の通りである。

(1) 中国における改革開放期、とりわけ「合作社法」の制定以降の第三段階の農村合作経済組織の歴史的な位置づけと特徴を明らかにすること。

(2) 第三段階の農村合作経済組織の多様な現状を整理し、その類型的な把握を試みること。

(3) 現在主流となっている「三大合作」の事例を分析し、その協同組合としての性格について実証的に検討すること。

2 方法

本論文では、課題への接近に当たって、第三段階の農村合作経済組織の事例について協同組合的な実態を有するかを分析する。中国における農村合作社に関わる統計は、中国語及び日本語文献、ホームページなどの資料やデータを用い、まず先行研究と統計的な整理分析を行う。また、事例調査の対象地である江蘇省の農村合作経済組織の聞き取り調査を行い、その中のいくつかについて農家の聞き取り調査及びアンケート調査を行う。

本論文においては、以下の手順を用い研究を進める。

(1) 先行研究の整理を行い、第三段階の農村合作経済組織の歴史的な位置づけと、どのような類型がなされてきたかを検討する。

(2) 中国江蘇省を研究の対象地にし、第三段階の農村合作経済組織の主流となっている「三大合作」と呼ばれた農民專業合作社・社区株式合作社及び土地株式合作社について事例調査を行い、類型化について検討する。

(3) 調査した農村合作経済組織について、農家調査を踏まえながら、協同組合としての性格について検討を行う。

3 江蘇省の農業概況

³ 成田 [81] p.2 を参照。

まずは、調査の対象として江蘇省の農業概要を紹介する。

江蘇省は中国大陸東部の沿海部、長江・淮河の下流地域に位置し、人口規模や経済総生産及び農業分野はいずれも大省として位置づけられている。また、江蘇省は暖温帯と亜熱帯の間にあり、モンスーン気候地域に属し、四季がはっきりしており、気候が温和で、日照も充実している。雨の時期と暑い時期が重なっていることで、多種多様な農産物の生育に適していることから、中国では耕種業の発祥地の一つになった。また昔から「魚米之郷」⁴として知られており、その穏やかで潤いのある豊かな土壌は「蘇湖熟、天下足」⁵と詠われた。

江蘇省の土地面積は、10.26 万km²であり、全国総面積の 1.06% を占めている。2010 年耕地面積は 7,524.4 万ムー⁶（501.6 万ヘクタール）で、一人当たりの耕地面積は 1.05 ムー（7.04 アール）である。耕地面積は全国総面積の 3.9%⁷しか占めていないが、しかし人口は全国の 5.78%⁸をも占めている。2009 年末時点で、総人口は 7,724.50 万人で、そのうち農村部人口は 3,429.68 万人であり、人口密度は全国一位である⁹。従って、一人当たりの耕地面積は全国平均より 36%¹⁰程度も低い。さらに具体的に見ると、三分の一を占める南部地域において、0.8 ムーという耕地警戒線以下になっている状況にある。上述の不利条件にあるにもかかわらず、江蘇省の農業機械化と農業水利建設及び農産物付加価値など多くの近代化指標が、長年に渡って全国一を保っている。

食糧作物は省全体で耕作されており、春季・夏期と秋期の三毛作に分かれている。春の主な食糧作物は水稻、夏は冬小麦・秋は水稻・トウモロコシ・サツマイモと雑穀である。そのうち水稻は江蘇省の最も重要な食糧作物となり、2008 年時点では、水稻の生産量は 1,771.9 万トンで、全国 3 位¹¹となっている。2008 年省全体の食糧作付面積は 526.71 万ヘクタール、総生産量は 3,175.5 万トン、全国で 4 位¹²だった。

⁴ 水産物や米がよくとれる肥沃で豊かなところ。

⁵ 蘇州と湖州地区の農作物が実れば、天下をまかなうに足りる。

⁶ ムーは中国の面積単位であり、1 Ha=15 ムー、1 ムー≒667 m²。

⁷ 「中国統計年鑑—2009」表 12-3 による。

⁸ 「中国統計年鑑—2009」表 3-4 により、筆者試算。

⁹ 「江蘇統計年鑑—2010」表 3-2 による。

¹⁰ 「江蘇統計年鑑—2010」表 7-3 による。

¹¹ 「中国統計年鑑—2009」表 12-15 による。

¹² 「中国統計年鑑—2009」表 12-15 による。

また、江蘇省におけるアブラナと綿花の栽培は全国で重要な産地の一つである。江蘇省は、アブラナの生産に優れた環境にめぐまれている。ここで生産されたアブラナは品質に優れており、抜群の搾油率をもっている。全国的にはアブラナの大産地であり、2008年時点では、省全体の栽培面積は45.45万ヘクタールで、生産量は112.8万トンで全国4位¹³だった。江蘇省で収穫された綿花はその綿の長さ・細さ・強さ・光沢などにおいて、いずれも優れており、高く評価されている。2008年時点では、省全体の栽培面積は30.05万ヘクタールで、生産量は32.6万トンで全国4位¹⁴であった。

さらに、他の農産物でも質・量共に全国トップクラスに入っている。2007年の統計データによると、蔬菜の栽培面積は145.33万ヘクタール（ハウス栽培面積は36.67万ヘクタール）、生産量は4,400万トンであり、果物の栽培面積は17.48万ヘクタール、生産量は225.74万トン、茶葉の栽培面積は2.86万ヘクタール、生産量は1.48万トンであり、繭の生産量は11.17万トンで、全国3位¹⁵であった。また、園芸作物の栽培面積は182.06万ヘクタール、生産量は4,629.4万トン、生産額は605億元であり、花の栽培面積は9.33万ヘクタール、生産量は3.5億輪、花物鉢植えは3億鉢、松柏鉢植えは100万鉢、苗木は30億本、芝生は5,500万m²¹⁶である。

続いて、江蘇省を調査地とした理由について、触れておきたい。

第1に農業産業化の先進地であり、農業機械化と農業水利建設及び農産物付加価値などの農業近代化指標が、長年にわたって全国一を保っており、中国農業近代化の先進省とも言われていること。第2に、人口が多く農家の耕地面積が小さいなどの不利条件にあるにもかかわらず、专业合作社は55,000社で全国二位であり、また合作社員931万人、合作社員は江蘇省農民戸籍の全農民の61.4%を占め、1社あたり合作社員169人、出資総額は1,161億元と、以上4項目すべてについて全国一の数値を示していること¹⁷。第3に、江蘇省は社区合

¹³ 「中国統計年鑑—2009」表12-15による。

¹⁴ 「中国統計年鑑—2009」表12-15による。

¹⁵ 「中国統計年鑑—2009」表12-15による。

¹⁶ 「江蘇省住房和城郷建設庁統計公報2009」による。

¹⁷ 江蘇省農業委員会、「全省農業工作會議」、2013年1月16日。

作社と土地合作社がとりわけ発展していること。孔ほか¹⁸によれば、2008 年末に、江蘇省の 15,659 の行政村のうち、2,840 の行政村が社区合作社を作り上げ、合作社員は 322 万人である。孫ほか¹⁹によれば、2009 年末に、江蘇省において運営がより規範的な土地合作社は 1,130 存在している。第 4 に、他の省では社区合作社と土地合作社は專業合作社として設立されているが、江蘇省では 2009 年 11 月に、「江蘇省農民專業合作社条例（以下、「合作社条例）」が可決されたこと。この「合作社条例」は中国で初めて社区合作社と土地合作社に合作社法人の身分を与えた。

第 2 節 協同組合の定義と原則をめぐって

本論文では合作社の「協同組合的性格」を検討しているが、ここでの「協同組合的性格」についての考えを述べておきたい。

まず協同組合とは何かに関わって、国際協同組合同盟（以下、ICA）の原則と定期を見てみる。1844 年のロッチディール公正先駆者組合の原則²⁰を見てみると次の 6 項目に整理されている。

- (1) 加入脱退の自由
- (2) 出資額の制限
- (3) 民主的管理、一人一票
- (4) 市価販売、純良正量な商品の販売
- (5) 現金取引
- (6) 出資利子制限、剰余金処分、利用高分配

ICA の協同組合原則²¹は、年代別で表 0-1 の通りに変更整理されてきた。この表に見られるように、「一人一票制」に基づく民主的管理が一貫して重視されてきていることがわかる。

この原則に基づいて 1995 年の ICA 第 31 回大会で、「協同組合のアイデンティティに関する ICA 声明」として協同組合の定義が明確にされた。そこでの定義は以下の通りである。

¹⁸ 孔ほか [29] を参照。

¹⁹ 孫ほか [60] を参照。

²⁰ 堀越 [98] を参照。

²¹ JA 全農のサイト <http://www.zennoh.or.jp/about/principle/principle.html> による。

表 0-1 ICA 協同組合原則の変遷		
1937 年原則	1966 年原則	1995 年原則
開かれた組合員制	開かれた組合員制	自発的で開かれた組合員制
民主的運営 (一人一票制)	民主的管理 (一人一票制)	組合員による民主的管理 (一人一票制)
利用高に応じた配当	剰余金の分配	組合員の経済的参加
出資金に対する利子制限	出資金に対する利子制限	自治と自立
政治的・宗教的中立	教育の促進	教育、研修および広報
現金取引	協同組合間協同	協同組合間の協同
教育の促進		地域社会への関与
注) 日本協同組合学会訳編[83] pp. 100-101 を参照、筆者整理。		

「協同組合は、人びとの自治的な組織であり、自発的に手を結んだ人びとが、共同で所有し民主的に管理する事業体をつうじて、共通の経済的、社会的、文化的なニーズと願いをかなえることを目的とする」²²。

以上の原則と定義では、最も重要なのは一人一票制に基づいた民主的管理、すなわち「協同原理（自然人としての個人の人格尊重とその結合原理）」²³である。なぜならば、株式所有高に基づく運営原理による株式会社との最も大きな違いがそこにあるからである。

しかし、堀越 [98] が論じたアメリカにおける代表的な農協研究者たちが提唱した基本原則をみると、表0-2のとおりである。ベイカーが1937年に提示した原則はICAの原則に即したものであるが、バッケン/シャールズは1951年に「比例性 (proportionality)」に基づいた原則を提示し、一人一票制を否定した。さらに、バートンは1989年に「比例性」を協同組合の根本原理として、議決権、出資、剰余金の配当のすべてを利用高により配分することを主張した。それにより「比例性」に基づく協同組合原則論は戦後アメリカにおいて大きな潮流を形成した。この流れからこれらの研究者たちが提唱した原則は

²² 日本協同組合学会訳編 [83] p. 16 を参照。

²³ 田中 [62] p. 458 を参照。

「自然人」に基づく民主的運営を重視するICA原則から変質しつつあることがわかり、ICAの原則からすると「利用高の多さ」に基づく運営へと大幅に後退したと考えざるをえないのである。

代表的研究者	ヤコフ・ベイカー	ヘンリー・H・バッケン/ マルビン・A・シャールズ	デイビッド・バートン
提起	1937年	1951年	1989年
基本原則	加入脱退の自由	原価主義のサービス (利用高分配)	利用高比例投票権
	民主的管理 (一人一票)	民主的管理 (利用高比例投票権)	利用高比例出資
	出資利子制限・ 利用高分配	出資利子制限	利用高分配
注) 堀越[98]を参照、筆者整理。			

こうした考えは、主に欧米の農業協同組合及び研究者が支持したアメリカ農務省の策定した定義に反映している。ここでは「協同組合とは、利用に基づいて利益が分配され、利用者が所有し、利用者が統制する事業体」²⁴である。

この定義によれば、「利用者所有、利用者統制、利用者受益」という「3つの基準を満たすすべての組織は協同組合」²⁵となる。これはICAの定義と比べてみると、一人一票制に基づいた民主的管理が見当たらず、「自然人である個人を単位とする一人一票制から、利用者統制（利用高比例投票）へと展開した」²⁶ことが見て取れる。自然人同士の人格的な協同を重視する協同原理が欠落するこ

²⁴ ベックム他 [16]、p. 269 を参照。原文は：A cooperative is a business that is owned and controlled by the people who use its services and whose benefits (services received and earnings allocations) are shared by the users on the basis of use. Only an enterprise conforming to the spirit and intent of this definition should be labeled a cooperative、である。アメリカ農務省サイト、「Agricultural Cooperatives in the 21st Century」、<http://www.rurdev.usda.gov/RBS/pub/cir-60.pdf>、により。

²⁵ ベックム他 [16]、p. 269 を参照。

²⁶ 田中 [62] p. 458 を参照。

とは、協同組合とは何かを見失うことにつながるであろう。

前述のとおり、協同組合をめぐる一番重要なポイントは、一人一票制であるかどうか、すなわち自然人としての人格に基づいて組織をコントロールするか、出資や利用に基づいて組織をコントロールするかどうかという点である。出資や利用高を重視するこそは協同組合への所有原理の導入であり、株式会社化をもたらすであろう。一人一票制を一旦緩めたら、協同組合は株式会社に転化していく可能性が高い。実態としては、欧米のいくつかの主要な協同組合は既に株式会社化しており、一人一票制を取らなくなっている。特に農家が大規模化しているところでは、農業協同組合はその傾向が強い²⁷。

美土路 [105] は、加入脱退の自由、民主的管理（一人一票制）、資本利子制限と利用高配当の3つが協同組合の最も基本的な原則である²⁸と主張し、さらに、「自らが資本主義的経営に転落しない最大の条件は……民主主義の原則以外ない」²⁹、「運営の原則となるのは一人一票制の民主主義でなくてはならない。これが協同組合原則の第1のもの」³⁰であると論じた。改めてこの指摘を確認すべきである。

最後に、「協同組合原則の第1のもの」である「一人一票制」に注目しながら、本論文の対象となる中国における定義と原則を見ることにしよう。

中国の「合作社法」では第2条に「農民專業合作社は、農家生産請負経営を基礎にして、同類の農産物の生産経営者、或いは同類の農業生産経営サービスの提供者と利用者が、自発的に連合し、民主的に管理する互助性のある経済組織である」³¹と定義し、また、同法第3条に專業合作社の運営原則、すなわち協同組合原則を以下のとおりに規定している³²。

(1) 合作社員は主体が農民である。

²⁷ 田中 [62] 第8章を参照。

²⁸ 美土路 [105] p. 13 を参照。

²⁹ 美土路 [106] p. 270 を参照。

³⁰ 美土路 [105] p. 36 を参照。

³¹ 「合作社法」第2条よる筆者試訳。原文は；農民專業合作社是在農村家庭承包經營基礎上、同類農產品的生産經營者或者同類農業生産經營服務的提供者、利用者、自願聯合、民主管理的互助性經濟組織、である。

³² 「合作社法」第3条よる筆者試訳。原文は：(1) 成員以農民為主体、(2) 以服務成員為宗旨、謀求全體成員的共同利益、(3) 入社自願、退社自由、(4) 成員地位平等、實行民主管理、(5) 盈餘主要按照成員與農民專業合作社的交易量(額)比例返還、である。

- (2) 合作社員にサービスを提供することを主旨とし、全合作社員の共同の利益を求める。
- (3) 農民專業合作社の加入、脱退は自由である。
- (4) 合作社員の地位は平等であり、民主的運営を行う。
- (5) 剰余金の配分は、主に農民專業合作社の利用高に比例して合作社員に配分される。

中国の「合作社法」で規定している協同組合原則は、ICA原則を適用しているが、他方では、1)「農民專業合作社の合作社員のうち、農民の割合は少なくとも合作社員総数の80%を占めるべき」³³、2)「理事会会議・監事会会議での表決は、一人一票制を採用する」³⁴が、「合作社員大会での選挙と表決は……出資額あるいは合作社との取引量(額)が大きな合作社員が付加議決権(基本議決権総数の20%を限度)」³⁵を持っており、3)利用高配当は少なくとも剰余金の60%を占めなければならない³⁶、といったICA原則を緩めた規定もある。一人一票制に関しては、付加議決権を許容しているが、制限されているため極端には民主的管理運営が損なわれることはないであろうと予測できるが、一人一票制を緩めているため、付加議決権の範囲を広げていく可能性もあると考える。「合作社法」により一人一票制は認められているが、付加議決権がどのような実態を持つてくるのかは、今後の問題になってくるであろう。成田 [81] は、中国の專業合作社は「協同組合としての性格を著しく欠くものとなっている」³⁷と主張し、その判断基準として主に議決権と剰余金処分方法に着目した。しかし、その主張は限られた專業合作社のケースに留まるため、さらに多くの合作社、すなわち多様な類型の專業合作社、さらには社区合作社と土地合作社についても協同組合としての性格を考察してみる

³³ 「合作社法」第15条よる筆者試訳。原文は：農民專業合作社的成員中、農民至少占成員總數的百分之八十、である。

³⁴ 「合作社法」第26条よる筆者試訳。原文は：理事会會議、監事會會議的表決、實行一人一票、である。

³⁵ 「合作社法」第17条よる筆者試訳。原文は：農民專業合作社成員大會選舉和表決、實行一人一票制、成員各享有1票的基本表決權。出資額或者與本社交易量(額)較大的成員按照章程規定、可以享有付加表決權。本社の付加表決權總票數、不得超過本社成員基本表決權總票數的百分之二十、である。

³⁶ 「合作社法」第37条よる。原文は：按成員與本社の交易量(額)比例返還、返還總額不得低於可分配盈餘的百分之六十、である。

³⁷ 成田 [81]、p. 2を参照。

ことが必要であり、それが本論文の目的である。

そこで、本論文では、農村合作経済組織が一人一票制を実行しているかを最も重要な基準にし、そのほか、剰余金処分方法などを含め、その運営実態を考察し、協同組合としての実態を有しているのかを判断していくことにする。

第3節 本論文の構成

本論文の構成は以下のようなになる。

第1章では、中国における農村合作社の歴史的な位置づけと特徴を明らかにし、とりわけ第三段階である現段階の農村合作経済組織についてのデータを利用し、その発展現状を明らかにする。さらに農村合作経済組織はどのような類型をされ、どのような形式を有しているかを検討する。

第2章では、专业合作社の形成主体別類型の分析に加え、江蘇省の专业合作社に対する実態調査に基づき、農民专业合作社が協同組合としての実態、すなわち協同組合的性格をどの程度有するのか、協同組合として今後どのように展開する可能性を有しているのか、という点について形成主体別類型毎に明らかにしたい。また、社区合作社と土地合作社についての形成主体別類型にも触れてみることにする。

第3章では、形成主体が大規模農家である農民主導組合型专业合作社の事例における聞き取り調査に基づき、農村能人から農民主導組合型への変貌、すなわち協同組合的性格を如何に形成していったのか、という点における大規模農家の役割とその展開過程、及び事業内容と経営実態と合作社員の生活水準の変化を明らかにする。

第4章では、産地商人である「農村經紀人」主導の专业合作社事例における聞き取り調査に基づきその事業内容と経営実態を、また農家のアンケート調査の結果を分析し、合作社員の生活水準の変化及び問題点を明らかにする。

第5章では、社区合作社と土地合作社の発生と展開を整理し、「合作社法」に基づいて設立され、「合作社条例」に基づいて株式合作社法人格を有する社区合作社と土地合作社を対象にその協同組合としての実態の実証的な解明を行う。

第6章では、村組織である社区委員会が形成主体となる社区合作社の事例を通して、社区委員会から社区合作社への変貌、いわゆる協同組合的性格が如何に形成されたのかという点についての社区委員会の役割と、その展開過程の実態、組織・事業構造を明らかにする。あわせて、農家アンケート調査の結果を分析し、合作社の設立・運営に対しての合作社員の意思及び問題点について検討する。

第7章では、社区委員会の支持の下で元村幹部が形成主体となった土地合作社の事例を通して、協同組合的性格が如何に形成されようとしているのかあるいはされていないのかにおける社区委員会の役割と、社区で高い威信を持つ元村幹部の役割、そしてその展開過程の実態、組織・事業構造、合作社員の生活水準の変化及び問題点を明らかにする。

補章では、「三大合作」の他、これから中国が政策的に推し進める金融合作社の事例を通じて、その組織・事業構造を明らかにする。あわせて、農家アンケート調査の結果を分析し、合作社員の生活水準の変化及び問題点について検討する。

最終章である終章では、各章で提示した論点を要約しながら、全体のまとめを行う。さらに、今後の検討すべき課題、残された課題を示す。

以上のように、第1章において、現段階の合作社の歴史的な位置づけを行い、第2章では、形成主体別類型についての先行研究をまとめ、「三大合作」の形成主体別類型を検討すると共に、專業合作社の類型別実態を総合的に検討する。第3章と第4章は專業合作社、なかでも農民と農民系譜の産地商人主導型の類型について、その協同組合的性格を個別に検討する。第5章は「三大合作」の残る2つ、社区合作社と土地合作社の特徴の整理とその実態の総合的な検討を行う章である。第6章と第7章は社区合作社と土地合作社のそれぞれの個別事例を実証的に検討する。補章で今後増加する可能性のある金融合作社を検討し、最後にまとめを行う。

第1章 中国における農村合作社の歴史的な位置づけ及び特徴

第1節 本章の課題

1918年、北京大学消費公社は中国のはじめての合作社であり、1923年、河北省の香河县第一信用合作社は中国農村合作の始まりを導いた。それから、中国における農村合作社の発展は概ねに3つの時期に分けられる。いわゆる中国建国前の民国期の社会実験期（1918年-1949年）、建国後の人民公社期（1952年-1978年）、そして改革開放から農村合作経済組織が生まれてきた改革開放期（1978年- ）である。本章では、百年近くの歴史を抱えている合作社は、どのような歴史的な位置づけ及び特徴を持っているかを段階ごとに明らかにする。

また、中国合作社の歴史に関して、胡の「中国農村合作組織分析」（[34]）、河原の「中国農村合作社制度の分析」（[16]）などがあり、それを参考に以下を整理する。

第2節 社会実験期・人民公社期における農村合作社の歴史的な位置づけ及び特徴

1 社会実験期：民国期の農村合作社（1918年-1949年）

中国におけるはじめての農村合作社である河北省の香河县第一信用合作社は中国農村合作運動を引き起こした。この時期における農村合作社の発展は、農民が地主に対抗するため起こしたのではなく、知識人が西洋の先進的な理論を勉強し自ら作り始めたのである。よって、国民党政府は合作社の良さを理解し、知識人や民間団体と手を組み、農村合作社を普及させようとした。このほか、共産党政権による管轄区域にも合作組織は設置された。

（1）中国華洋義賑救災總會（以下、華洋義賑会）

20世紀初期、欧米協同組合運動の影響を受け、中国の学界が協同組合思想を広めまた実践し始めた。協同組合理論により各種の合作社が作られ、消費合作社、信用合作社、生産合作社と合作研究社などがある。例えば、北京大学消費公社、上海国民合作貯蓄銀行、湖南大同合作社、香河県第一信用合作社、平民学社、上海合作連合会などがよく知られている。1923年までに中国におおよそ30の合作社が現れ³⁸、小さなブームが巻き起こったが、封建的な北洋軍閥政府の農商部は「査禁合作社」³⁹と命じて合作社を取り締まり、一時的に隆盛した合作運動が消えた。北京、上海などの合作運動が沈滞期に陥っていた時に、華洋義賑会が作り上げた農村合作社運動が突然現れてきた。

1920年に中国華北地区が深刻な干害を受けたことを背景にし、救災のため中国と外国の篤志家は手を組み華北地区各省で義賑団を設立した。各義賑団は1,731万元を募金し、救災金を管理するため北京国際統一救災総会を設立した。食糧の購買等による支出が1,523万元で、救災の終わったところ208万元が余った⁴⁰。救災経験の交流で各義賑団が北京で集まり、干害などの災難の繰り返しによる被害を予防するため、常設機構である華洋義賑会に改組した。華洋義賑会の防災方法は2つある。1つは水利を整備し、道路を修築する、もう1つは合作社組織を作り、農民を高利貸の搾取から脱却させる。1922年1月、華洋義賑会は農利委弁会を設立し、イギリス人のJ. B. Taylerが主席に就任した。農利委弁会が、1923年4月、『農村信用合作社とはなに（農村信用合作社是什么）』という本を農民に配り、5月、「農村信用合作社空白章程」を制定し、6月、中国史上はじめての農村合作社-香河県第一信用合作社を河北省香河県のキリスト教会堂-福音堂に設立した。華洋義賑会は農村合作社に対して「承認制」を取り、各地は「農村信用合作社空白章程」に基づき農村信用合作社をつくり、一定の観察期間を経ってから、華洋義賑会がその合作社を審査し、健全

³⁸ 全国政協文史和学習委員会 [54] pp. 20-150 を参照。

³⁹ 前掲注 38 を参照。

⁴⁰ 全国政協文史和学習委員会 [54] p. 80 を参照。

な組織であることを確認して認め、そして無金利貸付を提供する。1929年までの河北省における農村信用合作社は818社（承認社246、未承認社572）、合作社員21,934人、合作社員による出資金35,688.25元、承認社の貯金と積立金は6,882.52元、総資本金は45,277.27元である⁴¹。

また、華洋義賑会は合作社同士の協力を得るため、同一地区の農村信用合作社を連合した。1927年、河北省の安平県西南区、涑水県西北区、深澤県西区に3つの農村信用合作社連合社が成立した。

ただし、当時の中国は軍閥間の戦乱により分裂されており、行政はその農村合作社に関心を持っていなかった。北洋軍閥政府が「査禁合作社」を命じたばかりではなく、河北省地方政府も華洋義賑会の農村信用合作社を制限した⁴²。よって、中国における初めての民間レベル実験的農村合作運動は、当初から行政の支持を欠いていたのである。農村部にかまう暇のない北洋軍閥政府が統制した中国において、農村部の救災が迫っていたからこそ、華洋義賑会という民間団体が生まれて成長し、行政の失策に対応したと考えられる。また、これは華洋義賑会という民間レベルの社会実験型農村合作社が存在し発展した歴史的な原因であろう。

（2）河北省定県平民教育実験

華洋義賑会の農村合作運動の展開にともない、中国の一部の知識人は協同組合制の長所を知り、農民を地主と商人に対抗させるため各地で農村団体を作り、庶民教育や農村教育など社会的実験を行った。それは国民党政府の「農村復興運動」と「県政建設実験」と合流し、農村合作運動のピークを迎えた。1935年まで、農村合作社は少なくとも1,000余りがある⁴³。

そのなか、全国的に見て規模と影響が最大であったのは晏陽初（えんようしよ）の河北省定県平民教育実験と梁漱溟（りょうそうめい）の山東省鄒平県の

⁴¹ 中国華洋義賑救災總會 [65] を参照。

⁴² 全国政協文史和學習委員會 [54] pp. 71-72 を参照。

⁴³ 陳 [80] p. 1 を参照。

郷村建設実験である。この2つの実験は各自が提唱した内容を除き、農村合作社を設立するという共通点がある。それは農村合作社を発展させるため重要な部分となり、とりわけ、行政が実行した「県政建設実験」と接合したことは、民間団体と国家行政を連携し、共同で農村合作社を広めるという新たな形式を作り上げた。

晏阳初は中華平民教育促進会（以下、平教会）の創始者である。平教会は1926年に河北省定県瞿城村を実験基地と決めた。定県には農村合作社が存在していたが、初期の平教会は平民教育を中心に活動を展開したため、農村合作社を視野に入れなかった。1933年10月、定県は民国政府に「県政実験県」と定められ、河北省県政建設研究院を設立した。晏阳初が最初の院長に就任し、平教会とあわせて農村合作社を普及させたのである。華洋義賑会の経験を学び、定期的な合作社講習を行い、自助社を成立させた。この自助社を通じて、農民は合作制の良さがしだいに分かり、合作社が必要とされた。1934年末には、定県において276の自助社があり、50の合作社があった。1935年6月には、合作社が95に増え、合作社員が3,000人にのぼった。1935年末には、合作社が130になった。これらの合作社はほとんど「兼営合作社」⁴⁴である。農村合作社が主に兼営合作社であるのは定県合作社の一番の特徴である。そのほか、平教会は1933年9月に定県連合社、1936年3月に定県連合總會を設立した。

定県は農村合作社を設立してから、3年間で「印子房」⁴⁵が全部なくなり、経済効果が現れ、そのほか、農業技術の改良と普及にも有効があった。また、農村合作社は分散した農民を組織し、農村の各方面を発展させたと評価できる。晏阳初の平教会が作った農村合作社は、農村合作運動が農村経済を改善できるということを証明したといえよう。

（3）山東省鄒平県の郷村建設実験

⁴⁴ 兼営合作社とは総合協同組合であり、專業合作社は単営という。当時の兼営合作社は主に農産物（綿花）の生産と運輸と販売を事業とする。岳ほか [17] p. 36 を参照。

⁴⁵ 当時の高利貸しの業者である。

山東省郷村建設研究院（以下、研究院）は1931年6月に成立し、梁漱溟が研究部主任となった。研究院は鄒平県を郷村建設実験区にし、梁漱溟は実験区主任⁴⁶を兼任した。梁漱溟の提案に基づき研究院は鄒平県の農村合作社作りを重視していた。1931年、研究院農場がアメリカ綿花を普及したのは、鄒平県の農村合作社の始まりである。1932年、梁漱溟はアメリカ綿花を栽培していた219戸の農家を組織し、15の兼営合作社を設立した。1936年末まで、鄒平県の農村合作社が307社、合作社員が8,828戸である。とりわけ好評を博した信用合作社の発展が加速され、金融機関の力が必要となった。1934年10月、農村合作社を援助し高利貸を減らすため、鄒平県農村金融流通処が拡大し、1934年12月までに、農村合作社に7,000元を貸し付けた。信用合作社も農村金融流通処によって支持され、合作社員を対象にした貸付と貯金がおもな業務である。1933年信用合作社の合作社員は15人しかいなかったが、1935年に589人に増えた。

鄒平県の農村合作運動は、「県政建設実験」と融合したことから、地方政府の支持を有効に利用できた。この実験の範囲は限られているにも関わらず、民間団体と地方政権が連合し、農村合作社の新たなモデルを作り上げたと考える。

国家レベルから見てみると、国民党政府が、1931年に「農村合作社事業暫時規程」、1934年に「中華民国合作法」を施行したが、この時期において農村合作社は主に晏阳初や梁漱溟などの知識人によって作られたものであり、数が少ないため影響も小さく、中国農村社会に根本的影響をもたらしていなかった。1937年に日中戦争が勃発したため、社会実験的合作社の発展はほぼ中断された。

（4）共産党政権の合作組織

共産党が設立した最初の合作社は1922年の安源路鉞工人消費合作社である。その後、広州で農民運動講習所を設置し、共産党員である教員によって農村合

⁴⁶ 1935年、梁漱溟は鄒平実験県県長と鄒平実験県合作事業指導委員会委員長も兼任した。

作に関する知識を農家に普及した。1931年、共産党が江西省のソビエト区域に労働互助社と役牛合作組織を設立し、1933年瑞金県で全国合作総社を設立した。

1939年から、高利貸を抑制するため、共産党は山西抗日根拠地に信用合作組織である「農民低利借賃所」を設立し、農家の生産・生活を支援し積極な役割を果たした。1945年7月13日、共産党は同根拠地に正式に「農村信用合作組織」を設立した。日中戦争の時、抗日根拠地に、農業生産互助合作組織が大きく発展し、変工隊・互助組が大量に設立された。これらの組織に参加した人数が全労働人口に占める割合は、晋綏解放区が37.4%、陝甘寧辺区が34%、晋察冀辺区が9.8%、晋冀魯豫辺区が10%、山東が20%であった⁴⁷。

区域	社数	人数 (単位: 人)		
		合計	男	女
瑞金県		4,929		
興国県	818 社	15,615	6,575	8,858
長汀県		6,717	5,187	1,536
西江県		23,774		

注) 史ほか [38] p. 43 を参照。

区域	社数	資本金	役牛数
瑞金県	37 社	1,539 元	
興国県	66 社	1,466 元	102 頭
長汀県	66 社		143 頭

注) 史ほか [38] p. 43 を参照。

日中戦争以降、共産党政権が管轄した解放区で、生産互助合作組織の発展は加速した。1946年の陝甘寧辺区において、長期的に合作組織に参加する人が全労働人口に占める割合は、最も高い延安県が62%に達し、最も低い固臨県も28%あった。1946年の太行地区の20県に、組織された労働力は全労働人口の78%を占め、1県あたり42,095人、1944年の4倍あまりにのぼった。1946年、山東省において合作組織が184,427、組織員が1,201,523人となり、1945年より27%増加した⁴⁸。

⁴⁷ 史ほか [38] p. 43 を参照。

⁴⁸ 前掲注 47 を参照。

共産党政権支配区では、合作組織の数は多かったが、範囲が限られているため、影響が小さかった。毛沢東は合作組織が「人数問わず、合作内容も問わず、一時的であろうが永久的であろうが、民衆が自発に参加する（決して強制しない）合作組織であれば、良いのだ」⁴⁹と強調し、合作組織が「生産制度の革新であり、2つ目の革命である」⁵⁰と評価した。

2 人民公社期：農業合作化運動と人民公社（1952年-1978年）

（1）互助組、初級社と高級社-農業合作化運動⁵¹（1952年-1956年）

建国後、土地改革⁵²の後、1956年の互助合作段階まで、中国農民合作組織の発展はさらに3つの時期に区画できる。

1) 最初の時期は1952年末から1953年末までの互助組時期である。1951年12月に中央政府は「農業生産互助合作に関する決議（草案）」⁵³を公布し、自願互助・等債交換・民主管理原則に基づき、数戸あるいは十数戸の農家単位で単独経営の基礎の上に共同労働を組織する農業生産互助組（以下、互助組）⁵⁴を設立するように呼びかけていた。1952年末には、互助組が830万組、互助組員が全農家の40%を占めた。

2) 次の時期は1953年末から1955年前半までの初級生産合作組織時期である。1953年12月16日、中央政府は「農業生産合作組織の発展に関する決議」⁵⁵を公布し、互助組をベースにし、土地の出資と統一経営を内容とする初級農業生産合作社（以下、初級社）の設立を提唱した。初級社は1953年12月の14,000

⁴⁹ 毛「117」p.933を参照。

⁵⁰ 毛「118」p.1883を参照。

⁵¹ この時期は農業社会主義改造ともいう。

⁵² 1950年6月30日から実施した「中国土地改革法」に基づき、地主階級の所有した土地が没収され、農民に土地所有権を分配した。

⁵³ 「關於農業生産互助合作的決議（草案）」。

⁵⁴ 臨時的互助組と長期的互助組の二種類がある。臨時的互助組は主として農繁期にのみ行われるもので、概して小型のものが多し。長期的互助組は一年を通じて行われ、臨時的互助組の一暦獲展したものであり、小規模の公有財産をもつものもあり、一暦強固な互助組である。北山「25」p.109を参照。

⁵⁵ 「關於發展農業生産合作組織的決議」。

社、合作社員 27.2 万戸から 1956 年 1 月の 139.4 万社、合作社員 5,903.4 万戸に増えた。

種類	時間	組織数	参加農家数
互助組	1952 年 12 月	830.0 万	
初級社	1953 年 12 月	1.4 万	27.2 万
	1954 年 04 月	9.5 万	170.0 万
	1954 年 09 月	22.5 万	
	1955 年 06 月	65.0 万	1,690.0 万
	1956 年 01 月	139.4 万	5,903.4 万
高級社	1956 年 12 月	54.0 万	
	1957 年 12 月	75.3 万	
注) 周「70」第 21 章を参照。			

3) 最後の時期は 1955 年後半から 1956 年末までの高級農業生産合組織時期である。1955 年 10 月 11 日に、共産党の第七期六中全会⁵⁶で「農業合作化問題に関する決議」⁵⁷が可決され、農家の土地所有権を認めた「半社会主義的」初級社をベースにし、土地および主要生産手段を集団化した社会主義的高级農業生産合作社（以下、高級社）の設立が加速されるようになった。1956 年末、高級社が 54 万社、1957 年末 75.3 万社、高級社員が全農家の 96%を占めるようになった⁵⁸。

農民の生産手段を保留できる初級社から、土地所有権が共有された高級社までの農業合作化運動は、経済効果も現れておらず、参加・脱退自由原則にも違背した。農民の抵抗・退社があった⁵⁹ため、共産党の一部の幹部は参加・脱退

⁵⁶ 第七期中央委員会第六回全体会議の略称である。

⁵⁷ 「關於農業合作化問題的決議」。

⁵⁸ 周「70」第 21 章を参照。

⁵⁹ 薄 [86] p. 404 を参照。

自由原則を支持し、合作化運動の歩調を緩めることを主張し、また 1955 年 5 月に共産党党内では「初級社の発展は急進しているのではないか」⁶⁰について議論したが、1955 年 7 月 31 日に毛沢東が「農業合作化問題について」⁶¹でそれらの「右翼的日和見主義」を批判し、また中共第七期六中全会の「農業合作化問題についての決議」で 1957 年に総農家の 70%-80%を合作社に参加させると要求した。強制的に合作化を推進した結果は、農村のみならず、全国経済にマイナスの影響を与えた。1954 年 25%の農村合作組織は減産した、1956 年豚肉と野菜の供給は需要に応じきれず、1955 年合作社の役牛は 60%死亡した⁶²なども指摘された。

(2) 人民公社段階 (1958 年-1978 年)

人民公社の期間区分⁶³について、本論文では形成期、調整期、安定期と解体期と区分する。ただし、1978 年の改革開放が始まってから農村部に農業生産請負制が行われ、この時期における人民公社は機能しなくなり解体期⁶⁴に入るため、本論文の対象としない。

1) 形成期 (1958 年 8 月-1958 年 10 月)

1958 年 3 月の成都会議で「小型農業合作社を適切に大社 (大型合作社) に合併するに関する意見」⁶⁵が可決され、全国各省は高級社を大社に合併するよう進めていた。ただし、この時期の大社は大規模段階にとどまっていたため、毛沢東が提唱した「工農商学兵を 1 つの大公社」⁶⁶という政社合一の人民公社とまだ距離があった。その後、毛沢東は河北省・河南省・山東省を視察し、工

⁶⁰ 鄧子恢は 1955 年の第三次農村工作會議で「(初級社の) 発展を停止し、全力に打ち固めるべき」(停止発展、全力鞏固)と発言した。

⁶¹ 「關於農業合作化問題」。

⁶² 楊 [112] を参照。

⁶³ 河原 [19] p. 221 注 (1) を参照。

⁶⁴ 1978 年 12 月-1984 年末。

⁶⁵ 「關於把小型的農業合作社適当地合併為大社的意見」。

⁶⁶ 陳 [76] を参照。

農商学兵を一体化した人民公社に好評を与えた結果、1958年8月中国共産党中央政治局は北戴河会議で「中共中央が農村で人民公社を設立するに関する決議」⁶⁷を可決した。河南省は8月末に1,378の人民公社を設立し、既に人民公社化を完了させ、当省全農家の99.8%が人民公社に参加した⁶⁸。10月末に、わずか2ヶ月で全国74万余りの高級社が2万6,425の人民公社に改組され、人民公社に参加した農民は1億2,000万戸、全農家の98.2%を占め、1公社あたり4,614戸であった⁶⁹。この時点で従来の農村合作組織が高度に集団化した人民公社に変わり、人民公社化がほぼ達成した。

2) 調整期 (1958年11月-1962年9月)

初期の人民公社は、すべての生産手段を所有し、統一経営を行い、工分制⁷⁰を用いたが、農業生産の実態と乖離したものであるため、農村経済と農民の生活に大きな困難を与えた。1958年末に、深刻な食糧不足の状況に陥ったため、共産党は人民公社の制度について調整し始めた。

まず1958年11月の第一回鄭州会議で「現在の人民公社は基本的に集団所有制であり全民所有制⁷¹でない」ことを明白にさせた。続いて1958年12月の中共第八期六中全会で「人民公社の若干の問題に関する決議」⁷²が可決された。当決議は、集団所有制を否定しようとする誤りを批判し、人民公社に労働に応じる分配する制度をとるべきだと主張した。また、人民公社の組織は、公社管理委員会・管理区（または生産大隊）・生産隊の3級に分け、生産大隊を基本採算単位（三級所有、隊為基礎）として決められた。そして、1959年2月の第二回鄭州会議で「人民公社管理体制に関する若干の規定」⁷³が可決され、公社

⁶⁷ 「中共中央關於在農村建立人民公社的決議」。

⁶⁸ 王 [12] p. 2 を参照。

⁶⁹ 『統計工作』、第20号、1958年。

⁷⁰ 工分とは、労働量を計算する単位であり、その基準は地方によって異なるが、一般的に男性の1日の労働量を10点とし、女性の工分が男性の70%とする。

⁷¹ 国民所有制のこと、生産財や生産品が国民の所有に帰する制度である。

⁷² 「關於人民公社若干問題的決議」。

⁷³ 「關於人民公社管理体制的若干規定（草案）」。

管理委員会・生産大隊・生産隊の職権を具体的に決めた。この後、1959年4月の中共第八期七中全会で「人民公社に関する十八個の問題」⁷⁴が可決され、3級組織の職権を再び明確にし、人民公社の管理機関の設立・人民公社内の共産党員代表大会と社員代表大会の召集、人民公社示範章程の制定などについて説明した。

しかしながら、反右傾主義を目的とした廬山会議で、彭徳懐が国防部長を解任されたという政治的動きで、人民公社の制度的見直しは中断された。だが、それから左傾思想がますます高まり、「大躍進」の広がり、中ソ関係の破裂、さらに1959年からの三年自然災害を加え、全国経済とりわけ農業経済が未曾有の窮地に追い込まれた。その極めて厳しい現実に向けて、共産党は左傾主義を矯正し、人民公社の制度的調整を再開するようになった。

1960年11月の「農村人民公社の当面の政策的問題に関する緊急指示」⁷⁵で人民公社などの体制を調整する「整風整社」運動を展開した。「整風整社」運動は主に「共産風」をはじめとする左傾主義的過ちの風潮を是正し、農民の生産手段と資金の徴用を精算し賠償し、また生産隊間と社員間の平均主義を解決することを目的とした。1961年1月の中共第八期九中全会で「農村整風整社と若干の政策の問題に関する討論の紀要」⁷⁶が可決され、国民経済に「調整、鞏固、充実、向上」⁷⁷の方針を策定する。同年3月22日に「農村人民公社工作条例(草案)」が可決され、従来の3級組織を公社、生産大隊、生産隊⁷⁸とし、生産大隊が人民公社の基本採算単位とされた。また、モデル人民公社の実態により、生産隊を基本採算単位とすることを、中共中央が「農村人民公社基本採算単位を変える問題に関する指示」⁷⁹で決定した。その後、1962年9月中共第八期十

⁷⁴ 「關於人民公社的十八個問題」。

⁷⁵ 「中共中央關於農村人民公社当前政策問題的緊急指示信」。

⁷⁶ 「關於農村整風整社和若干政策問題的討論紀要」。

⁷⁷ 「調整、鞏固、充実、提高」。

⁷⁸ 生産大隊級は従来の管理区という言い方を使わなくなった。また地域によって異なった名称が統一された。例えば、生産小隊を生産隊に修正した。

⁷⁹ 「關於改變農村人民公社基本核算單位問題的指示」。

中全会で、基本採算単位が生産隊に修正された「農村人民公社工作条例（修正草案）」が正式に採択され、人民公社の制度についての調整は終了することとなった。

3) 安定期（1962年9月–1978年12月）

1962年9月の中共第八期十中全会で確立した人民公社の「3級所有、（生産）隊為基礎」の体制は、人民公社が解体されるまで、大きな調整を受けておらず、比較的安定し続けていた。管理体制と基本採算単位は、人民公社体制に関わる根本的問題であり、その安定はすなわち人民公社体制の安定である。1963年から1966年までの「四清運動」⁸⁰や1968年から1978年までの「文化大革命」などの重大な政治的動乱があるにもかかわらず、人民公社の体制に大きな影響⁸¹を与えておらず、比較的安定し存続した。

1978年の中共第十一期三中全会以降、経営体制の変化が管理体制の変化をもたらし、「政社合一」⁸²が「政社分離」に代わり、人民公社は解体に向かうようになった。

この二十年に渡った人民公社は、共産党の指導者、とりわけ毛沢東の提案で発展しており、完全に毛沢東個人意志の産物である⁸³。人民公社の実質は、濃厚な空想的社会主義色と戦時共産主義色に染められた社会主義パターン⁸⁴であり、協同組合ではない。人民公社は毛沢東が急速に生産力を発展させ共産主義を実現させるため、経済発展の法則と中国経済情勢についての認識不足の下で、主観的意志と主観的努力の役割を誇大し、慎重な調査研究をしないまま、軽率に起こしたものである。これは、共産党の重大な過失である⁸⁵。

⁸⁰ 四清運動とは、中共が全国で推進した社会主義教育運動である。

⁸¹ 一部の地域では、基本採算単位を生産大隊にしたが、しばらくして生産隊に戻した。

⁸² 農村人民公社が農業経済運営の主体であるばかりでなく郷・鎮の行政事務を合わせ管理したこと。1982年憲法によって「政」と「社」に分かれ、人民公社は単なる農業経済組織になった。

⁸³ 虞 [110] を参照。

⁸⁴ 周 [40] を参照。

⁸⁵ 韓 [21]、姜 [26] を参照。

人民公社において、参加・脱退自由の原則が守られず、個人所有が認められず、組織の自己管理が弱まれ、民主的管理が実施されておらず、その合作化のプロセスの実質は、集団化であるとも指摘された⁸⁶。

また、外国の農業集団経済組織と比較する学者もいる。ソ連のコルホーズと比較すると、両方とも高度な集権的組織形態であり、相似した組織機能を持つが、人民公社の生産効率はもっと低く、農家に対してもっと不公平である⁸⁷。そのほか、イスラエルのキブツと比較すると、両方の所有制と労働制度は相似しているが、組織化レベルと管理方式と分配方法は明らかな差異があると言える⁸⁸。

第3節 改革開放期における合作社の歴史的な位置づけ及び特徴

1978年12月13日、中共中央工作会议では、鄧小平は「思想を解放し、事実に基づいて真理を求め、前を見て一致団結する」⁸⁹を発言した。この発言の論調に基づき、同年12月18日-22日の中共第11期3中全会は、長年の左傾的路線及び文化大革命を清算し、毛沢東の「階級闘争を以って綱要と為す」⁹⁰を放棄し、華国鋒の「2つのすべて」⁹¹を否定した。さらに、階級闘争から経済建設に方針を転換し、中国は改革開放⁹²政策を定め、中国の特色ある社会主義市場経済の建設を進めるようになった。

そして、農村合作経済組織の発展は、改革開放以降3つの段階に分けられる。まず、農業、工業、国防及び科学技術の「4つの現代化」を目標とした社会主義計画経済から市場経済へ移行した第一段階（1978年-1992年）である。次は、

⁸⁶ 鄭 [76] を参照。

⁸⁷ 薛 [53] を参照。

⁸⁸ 李 [116] を参照。

⁸⁹ 「開放思想、实事求是、団結一致向前看」。

⁹⁰ 「以階級闘争為綱」。

⁹¹ 毛沢東が作った決定はすべて支持し、毛沢東の指示はすべてずっと変えなく従うこと。「兩個凡是：凡是毛主席作出的決策、我们都堅決維護；凡是毛主席的指示、我们都始終不渝地遵循。」

⁹² 中国国内体制の改革及び対外開放政策のこと、「対内改革、対外開放」。

90年代のはじめ、共産党内の保守派を厳しく批判し、改革開放方針を推進するのに決定的な役割を果たした鄧小平のいわゆる「南巡講話」後の社会主義市場経済が急発進した第二段階（1992-2007）である。そして、2007年に農村合作経済組織に法的根拠を与えた「中国農民專業合作社法」が公布されてからの第三段階である。

1 第一段階（1978年-1992年）

1978年の第十一期三中全会以降、「政社合一」・「三級所有、隊為基礎」「一大二公」⁹³・「一平二調」⁹⁴・「窮過渡」⁹⁵などの特徴を集めた人民公社の解体とともに、再び農村部において改革が始まった。

まず、1982年1月1日の「全国農村工作會議紀要」により農家経営請負制（家庭聯産承包責任制）が実施された。この制度は再び農家が農業生産における役割を確立し、また農村合作経済が協同組合原則に沿って発展する条件と環境が整った。これを背景とし、中国農村部において土地の所有制度をめぐって改革がなされた。土地の使用権が所有権からの剥離は、この改革の突破口でもあり、最も重要な成果でもある。

次は、農産物流通の改革である。1985年1月、「農村経済をもっと活発にさせるに関する十項政策」⁹⁶が公布され、「極一部を除き、国家が農家に農産物の統一買付任務を下達せず、状況によって契約買付と市場買付をする」ようになった。すなわち、30年余りに渡って改革開放後も維持されてきた農産物に対する統一買付制度は廃止され、農産物の契約買付制度が開始された。農産物流通の改革は、農産物価格が高まることにより農家は利益を得始めることととも

⁹³ 一に規模が大きくて総合的生産建設に好都合であること、二に集団所有制がさらに進むこと。人民公社の優れた点とされた。

⁹⁴ 一に平均主義、二に微発主義。労働に対する分配を無視した一律平等主義＝悪平等のこと。

⁹⁵ 窮乏で共産主義へ移行すること。

⁹⁶ 「關於進一步活躍農村經濟の十項政策」。

に、分散し弱小である農家を競争の激しい市場に巻き込んだ。市場リスクを回避するため、農家は協同し始めた。

この段階の農村合作経済組織は以下の特徴を持つ。

- (1) 農村合作経済組織は主に民間農家が自発的に設立したものである。
- (2) 組織形式は単一であり、規模が小さく、その運営も規範的ではない。
- (3) 主に栽培業と養殖業を経営し、加工・流通・販売などとの関連性が少ない。

この段階の農村合作経済組織はまだスタート段階にあり、その大多数は「協同体」⁹⁷としか呼べず、協同組合ではなかった。

この段階で、研究者たちは主に協同組合の歴史や国外の協同組合の経験を紹介し評述した。その代表者として、徐更生⁹⁸や米鴻才⁹⁹などがよく知られている。また、民国期と人民公社期について顧みる研究者も多くいる。

2 第二段階（1992年-2007年）

1992年1月18日から2月21日まで、鄧小平が武漢市・深セン市・珠海市・上海市などを視察し、そして一連の発言をしたいわゆる「南巡講話」は、1989年6月天安門事件以降、引き締め政策による中国の経済を停滞期に入らせた保守派を厳しく批判し、改革開放の加速を強く呼びかけた。そして、同年10月、中国共産党第14回代表大会で「中国の特色ある社会主義」が建設方針に掲げられ、長いイデオロギー論争に終止符を打ち、以後、「社会主義市場経済」を改革目標に確定し、中国では市場経済化、グローバル化が進み、高度な経済成長期に入った。

中国の国民経済が市場経済に停滞せず進むとともに、農村経済も不完全な市場経済から完全な市場経済へ加速していった。この段階において、農産物市場

⁹⁷ 万ほか [103] p. 66 を参照。

⁹⁸ 徐 [47] を参照。

⁹⁹ 米 [92] を参照。

流通領域における改革¹⁰⁰は、最大の変化である。中国政府は流通領域の独占経営をさらに緩和し、流通領域の各主体の積極性を促した。これは90年代初期に農業が急速に発展する重要な要因である。1992年から1997年の農業の成長は高水準であり、農家の増収も例年以上となった¹⁰¹。しかし、流通領域の変革は、一連の変化をもたらし、農家の環境を大きく変えた。農家は「どのように販売するか」という問題に直面し、農村合作経済組織の組織レベルを高め、加工・販売段階に進出し始めた。

この段階の農村合作経済組織は主に以下の特徴を持つ。

- (1) 農家が完全に自発的に設立した組織以外、政府が直接に設立した組織もあり、政府が農家と連携して作った組織もある。
- (2) 前段階の組織形式以外、農家+企業、農家+基地+企業、農家+農業専門技術協会、そして株式会社も現れてきた。
- (3) 農村合作経済組織の事業内容は生産段階に留まらず、農産物の加工・流通・販売及び農家への技術普及などもある。

この段階の農村合作経済組織は前段階と比べてみると、数が多く、規模が大きく、組織形式が多様、経済効果が良いなどの特徴を持っている。だが、この段階の農村合作経済組織の発展は、ICAが規定した7つの原則とは合致していない。例えば、組織の独立性を持たず民主的管理がされていないなどである。

1996年末で、農村合作経済組織は既に150万あり、その中において運営がより規範的な組織は14万しか存在しない。また、1999年末には、農村合作経済組織は140万まで減少した¹⁰²。90年代後半、農村合作経済組織の発展は停滞していたのである。これは、農村合作経済組織の地位が不明確であり、その発展は制限を受けたのである。例えば、今の法律では農村合作経済組織は金融部門

¹⁰⁰ 中国国務院：国発〔1993〕9号「国務院關於加快糧食流通体制改革的通知」。

¹⁰¹ 王〔7〕を参照。

¹⁰² 王〔9〕を参照。

から融資を受けることは難しい。政府は農村合作経済組織に対する法律を作らないまま、それを普及しようという考え方であった。

2002年になって、中国農業部は全国で100の農村合作経済組織モデル・6個市級農村合作経済組織総合モデルを確立し、浙江省を農村合作経済組織モデル省にした。2004年から、中央財政の支持の下で農業部は「農村合作経済組織示範項目（以下、「項目」）」を実施し、2003年から2007年にわたり、中央財政は合計5.15億元の特別支出金を農村合作経済組織の助成金として補助した。2007年に「項目」の専用資金は2,500万元、東部地区に34、中部地区に33、西部地区に33、合計100の農村合作経済組織示範モデルを支援した。「項目」は、主導的な農産物と優良農産物を生産する專業合作組織を、重点的に支持した。その中で、栽培業は64%を占め、家畜業は29%を占めた。水産業は5%、農業機械サービス業は1%、編物業は1%であった¹⁰³。

「項目」の実行とともに、中国農村合作経済組織の発展は実践面と理論面で本質的な進展を収め、より成熟した立法基礎を持つようになった。中国政府が農民專業合作組織に対し、新たな任務と改革を次から次へと計画した。中国共産党の第17回全国代表大会では、「発展農村合作経済組織」を初めて共産党の全国代表大会の政治報告に記した。温家宝は第11期全国人民代表大会第一次全体会議で、「大力發展農村合作経済組織」をさらに強調し、中央政府の態度を表明した。その他、2004年2月8日党中央の「農民の収入増加を促進するためのいくつかの政策に関する党中央委員会・国務院の意見」が、「一号文件」¹⁰⁴として公表された。そして、2006年まで三年連続の「一号文件」は農村合作経済組織の発展についての要求と、関連法律の立法過程を加速するように明確に提議した。

¹⁰³ 農業部經營管理司「2007年農民專業合作組織示範項目總結報告」、2008。

¹⁰⁴ 中国の一般的な政策は、共産党中央の政策を文章化した「党中央文件」によって推進されている。

それゆえ、この段階において、研究者たちは ICA の原則を対照しながら農村部の実態から、協同組合の必然性・内包・特徴・発展方向・組織形式・組織制度・運営方式・協同組合法の制定などについて研究してきた。

表 1-4 農村合作經濟組織發展の必要性に関する研究		
時間	研究者	研究内容
1999	繆建平	農村合作經濟組織の出現は市場經濟發展の必然である。（「121」）
2000	山東省社会科学院	市場經濟の發展と農家經營制度の欠陥は農村合作經濟組織の發展を促進する原因である。（「37」）
2000	李炳坤	農村合作經濟組織は農家の組織化レベルの必要性を論じた。（「117」）
2000	張曉山	中国が WTO に加盟してから農家が直面した厳しく農村經濟の情勢に着目し、農村合作經濟組織を發展する重要性和緊迫性を強調した。（「67」）
2000	黃祖輝	農業生産の自然性・分散性から農家の協同し合いの必然性と普遍性を分析した。（「30」）
2003	張曉山	農業産業化經營を推進する角度から、農村合作經濟組織を發展する必要性を論じた。（「67」）
2003	苑鵬	農業基本經營制度の角度から、農村合作經濟組織は農業企業化の有効的な組織形式であると論じた。（「6」）
2003	陳阿興・岳中鋼	農産物流通の角度から、農産物流通段階に高効率な流通型合作組織の設立は必要であると論じた。（「73」）
注) 筆者整理作成。		

表 1-5 農村合作經濟組織の地位と役割に関する研究		
時間	研究者	研究内容
2001	曹利群	農産物流通体系の構築から、農村合作經濟組織の重要性を分析した。（「58」）
2002	黃祖輝	農家の組織化レベルを高め、市場地位を改善する。市場・公共機関が提供しないサービスを提供する。農業生産をより良く市場經濟に適応させ、リスクを回避する能力を強める。組織構成員及び所在地の就職と増

		収に役立つ。（「31」）
2002	林堅・王寧	農村合作經濟組織は取引コストを低められ、生産コストをコントロールできると評価した。（「122」）
2003	池澤新	農村合作經濟組織は一般的な取引より取引コストが低く、企業より管理コストが低いと評価した。（「64」）
2003	国魯来	農村合作經濟組織（技術協会）は農業技術の開発と普及に重要な役割を果たしたと評価した。（「33」）
2003	馮開文	山東省の事例により、農村部民主制度の促進の視角から、農村合作經濟組織の役割を論じた。（「88」）
2004	衛龍宝・盧光明	浙江省の事例により、農産物の品質管理の視角から、農村合作經濟組織の役割を論じた。（「5」）
注）筆者整理作成。		

3 第三段階（2007年-）

2006年10月31日に、中国第10期全国人民代表大会第24回会議で「中国農民專業合作社法（以下、合作社法）」が可決され、2007年7月1日に実施された。「合作社法」は農民專業合作社（以下、專業合作社）の企業法人地位を明確にし、專業合作社の組織形式と行為について明確な規制を定めた。

そして2008年6月24日、財政部が專業合作社を支持する税収の優遇政策を実行した¹⁰⁵。その後、江蘇省・甘肅省・湖北省・安徽省などの農業部門がほかの部門と連携し、專業合作社を促進、発展させるべきだという政策意見を発表した¹⁰⁶。重慶市・上海市・青海省・陝西省などの省（直轄市）級政府も次々と農民專業合作社に対する支持の方針と計画を作り上げた¹⁰⁷。農業部は專業合作

¹⁰⁵ 財政部：財稅〔2008〕81号「国家稅務總局關於農民專業合作社有關稅收政策的通知」。

¹⁰⁶ 江蘇省：蘇農經〔2008〕14号「關於進一步推進農民專業合作社登記發展工作的通知」、甘肅省：甘農牧〔2008〕228号「關於印發農民專業合作經濟組織建設實施方案的通知」、湖北省：湖北省農業庁農民專業合作經濟組織指導辦公室「湖北省2008年農民專業合作組織發展情況工作總結」「關於加快發展農民專業合作社的若干意見」、安徽省：皖農合〔2009〕260号「安徽省關於加快糧綿油高產創建示範片農民專業合作社發展的意見」。

¹⁰⁷ 重慶市：渝弁發〔2008〕364号「重慶市人民政府弁公庁伝發市農委關於促進農民專業合

表 1-6 中国及び江蘇省各時期農村合作經濟組織狀況

	全国合作 社数	出資 (億元)	参加農 家数 (万人)	総農家 に占め る割合	江蘇省 合作社 数	出資額 (億元)	参加農 家数 (万人)	総農家 に占め る割合
1988. 12	470,000	—	434	—	—	—	—	—
1990. 12	1,231,000	—	—	—	—	—	—	—
1996. 12	1,500,000	—	—	—	—	—	—	—
1998. 12	1,480,000	—	—	—	—	—	—	—
1999. 12	—	—	—	—	1,409	—	77	—
2003. 12	—	—	—	—	1,859	—	124	—
2005. 12	—	—	—	—	6,010	—	180	—
2006. 12	—	—	—	—	6,410	—	200	12.00%
2007. 12	26,400	159	35	—	—	—	—	—
2008. 03	—	—	—	—	3,435	—	48	—
2008. 06	58,072	430	77	—	8,310	—	275	—
2008. 12	110,900	—	—	—	16,190	—	380	28.00%
2009. 03	139,100	1,158	—	—	—	—	—	—
2009. 06	179,100	—	—	—	—	—	—	—
2009. 12	246,400	—	2,100	8.30%	27,600	—	541	36.00%
2010. 03	272,000	2,829	—	—	—	—	—	—
2010. 06	310,000	—	2,600	—	28,600	—	—	—
2010. 12	350,000	—	2,800	—	35,214	528	—	—
2011. 03	407,600	5,024	—	—	—	—	—	—
2011. 06	446,000	5,700	3,000	12.00%	—	—	—	—
2011. 09	484,300	—	3,870	15.50%	—	—	—	—
2011. 12	521,700	7,300	4,100	16.40%	48,000	909	562	37.90%
2012. 03	552,300	7,996	4,300	17.20%	—	—	—	—
2012. 06	600,100	9,100	4,600	18.60%	50,300	1,136	844	—
2012. 12	689,000	11,000	—	—	55,000	1,161	913	61.40%
2013. 03	730,600	12,100	—	—	—	—	—	—
2013. 06	828,000	17,800	—	—	—	—	—	—

注) 2009年以降のデータは中国工商行政管理総局のサイト <http://www.saic.gov.cn/>にて収集し、2009年以前のデータは浙江大学中国農村發展研究院中国農民合作組織研究センターのサイト <http://www.ccfrc.zju.edu.cn/>にて収集し、筆者整理した。よって数字は連続していない。

作社持続健康發展意見的通知」、上海市：滬府發 [2008] 54号「上海市人民政府關於本市扶持農民專業合作社發展若干政策的意見」、青海省：青政弁 [2009] 105号「青海省人民政府弁公庁關於促進農牧民專業合作社發展的意見」、陝西省：陝政發 [2009] 19号「陝西省人民政府關於加快發展農民專業合作社的意見」

表 1-7 中国各省農業專業合作社状況一覽

	省別	データの時間	合作社数	人数 (万人)	出資 (億元)	総農家に占める割合	1社あたり人数 (人)	全国の割合
1	山東省	2012. 12	70, 336	—	—	—	—	11. 3%
2	江蘇省	2012. 12	55, 000	931	1, 161	61. 4%	169	8. 8%
3	山西省	2012. 12	49, 711	—	—	14. 0%	—	8. 0%
4	河南省	2011. 12	34, 464	188	—	—	—	5. 5%
5	浙江省	2011. 12	33, 000	—	—	—	—	5. 3%
6	吉林省	2012. 12	30, 760	—	—	—	—	4. 9%
7	黒龍江省	2012. 12	29, 098	27	—	—	9	4. 7%
8	安徽省	2012. 12	27, 400	260	—	—	95	4. 4%
9	四川省	2012. 12	27, 241	—	—	—	—	4. 4%
10	河北省	2012. 06	27, 181	267	—	—	98	4. 4%
11	遼寧省	2013. 06	25, 184	—	369	—	—	4. 0%
12	甘肅省	2013. 06	21, 600	76	—	—	35	3. 5%
13	江西省	2013. 06	21, 400	26	—	22. 8%	12	3. 4%
14	湖北商	2011. 12	20, 245	—	247	—	—	3. 2%
15	湖南省	2013. 03	18, 259	181	—	13. 1%	99	2. 9%
16	内モンゴル自治区	2011. 12	15, 679	15	300	—	10	2. 5%
17	陝西省	2012. 01	15, 438	—	—	—	—	2. 5%
18	重慶市	2012. 07	15, 178	26	338	32. 2%	17	2. 4%
19	福建省	2012. 01	15, 000	—	371	—	—	2. 4%
20	広東省	2012. 07	12, 000	—	—	—	—	1. 9%
21	新疆自治区	2013. 06	10, 008	46	—	—	46	1. 6%
22	広西自治区	2011. 12	9, 889	40	—	—	40	1. 6%
23	貴州省	2011. 12	8, 786	—	—	—	—	1. 4%
24	雲南省	2011. 04	7, 258	—	—	—	—	1. 2%
25	海南省	2011. 12	5, 400	—	—	—	—	0. 9%
26	北京市	2010. 12	4, 395	11	40	—	25	0. 7%
27	青海省	2012. 12	3, 820	23	—	—	60	0. 6%
28	上海市	2010. 09	3, 454	—	—	—	—	0. 6%
29	天津市	2012. 01	2, 949	9	87	—	31	0. 5%
30	寧夏自治区	2010. 11	2, 333	28	27	—	120	0. 4%
31	チベット自治区	2012. 12	980	—	7	—	—	0. 2%
32	台湾省	—	—	—	—	—	—	—
33	香港行政区	—	—	—	—	—	—	—
34	マカオ行政区	—	—	—	—	—	—	—
	合計		623, 446					

注：この表のデータは浙江大学中国農村發展研究院中国農民合作組織研究センターのサイト <http://www.cafc.zju.edu.cn/>にて収集し、筆者が整理した。

社に対する金融サービス業務についても支持するように指導し、農民專業合作社について銀行の貸付をさらに緩和するように強調した¹⁰⁸。また、浙江省¹⁰⁹を始めとして、江蘇省・山東省・江西省・黒龍江省・山西省が「農民專業合作社条例」という地方法律を施行した。

これらの支持政策の効果は著しく、專業合作社を發展させる強力な原動力となり、全国各地に專業合作社の發展が加速されるようになり、2013年には73万社を越える專業合作社が設立されたと報告されている。

表 1-7 を見て、全国各省の状況から少なくとも以下の4点が言えよう。

- (1) 2007年の法制定と共に合作社数が着実に増加し、急速に普及している状況がわかる。
- (2) 沿岸部・東部・東北部などの伝統的農業の發達地域には、專業合作社の数が明らかに西部より多い。
- (3) 北京市・上海市などの直轄市は面積が小さいため、上述の地域にあるにも関わらず、專業合作社の数が少ない。
- (4) 專業合作社の数は山東省が一番多いが、出資金（全国の約10%）・合作社員数（全国の約20%）・1社あたり合作社員数（全国の約2.7倍）・合作社員が総農家に占める割合（全国の約3.3倍）、この4つの指標においては、江蘇省が全国一である。

この段階の農村合作經濟組織は主に以下の特徴¹¹⁰を持つ。

- (1) 專業合作社は「合作社法」が施行されてから、量的發展が加速するようになったが、優遇政策を利用し、また補助金を得るため、事業実態のな

¹⁰⁸ 中国銀行業監督管理委員會・農業部連合文件 銀監發 [2009] 13 号 「關於做好農民專業合作社金融服務工作的意見」

¹⁰⁹ 浙江省は2002年に中国唯一の農村合作經濟組織モデル省にされたため、2005年1月1日に「浙江省農民專業合作社条例」を施行した。中国の初めての專業合作社に関する地方法律である。

¹¹⁰ 韓 [22] を参照。

い「偽專業合作社」が大量に設立された。それは、專業合作社の数が地方政府の業績と関連していることもその原因の1つである。

(2) 專業合作社のほか、社區株式合作社と土地株式合作社、いわゆる「三大合作」が主流になり、「三農問題」を解決する方策の1つとして発展した。ただし、法整備が遅れており、両株式合作社の法人格が不明確である¹¹¹。

(3) 專業合作社の設立主体は多様であるが、民主的な運営や利用高分配などがされておらず、設立主体がコントロールしていることが多い。

それゆえ、「合作社法」の施行以降、研究者たちは農村合作經濟組織の制度・構造・利益・役割及び事業内容などの視角から、さらなる深みのある研究をすると同時に、研究方法が単純な理論研究だけでなく、実証的な研究も増えてきた。

表 1-8 農村合作經濟組織に対して政府の役割に関する研究

時間	研究者	研究内容
2007	孔祥智	農業は弱い産業であるため、農村合作經濟組織は政府の支持が必要である。（「32」）
2007	応若平	政府の役割を強調し、「新農村建設」 ¹¹² のキーポイントは農家の協同能力を高めることである。（「10」）
2007	趙曉峰	「三農問題」が厳しくなり、農家が協同し合うのは客観的必要性があるが、何らかの原因で、農村合作經濟組織に参加しない農家は大勢にいるため、政府が力強く介入する必要がある。（「69」）
2007	姜裕富	市場メカニズムが不健全のため、農家の協同能力の高まりと農村合作經濟組織の発展には、政府の役割が不可欠である。適切かつ有効な介入は有益であ

¹¹¹ 2009年の「江蘇省農民專業合作社条例」は、中国で初めて社區株式合作社と土地株式合作社に合作社法人の身分を与えた。

¹¹² 社会主義新農村建設の略称である。三農問題を解決するため、農村部を進行させ、農家の生活水準を向上させる2005年から打ち出した一連の政策の総称である。

		るが、多量かつ不当な介入は問題になる。（「27」）
2007	党国英	農村合作経済組織の発展において、政府の役割を否定する。政府のコントロールと農家の協同の関係は正反対である。政府のコントロールが厳しくなるほど、農家の協同は難しくなる。（「79」）
注）筆者整理作成。		

表 1-9 その他の農村合作経済組織に関する研究		
	研究者	研究内容
2007	趙泉民・ 李怡	社会資本の角度から農村合作経済組織について考察した。地縁・血縁を基礎とした「特殊な信頼」は中国の農家が協同し始める理由である。そのため、個体である農家は市場に面する時、自発的に協同組合を設立した。しかし、協同の対象及び範囲に限界があるため、最終的には、協同組合の発展を制約した。（「71」）
2007	徐勇	曹の「農家組織が分離しやすいが協同し難しい」 ¹¹³ 観点について、農家の協同の願望と能力を過小評価だと否定した。利益があるかどうかはその決め手である。（「48」）
2007	肖贊軍・ 柳思維	協同を正規労働協同と非正規労働協同に分けた。市場経済体制改革に従い、農村労働力の生産効率は二元化する。非正規労働協同がなくなる見込みがある。（「45」）
2007	馮道杰	コスト-収益理論で農村合作経済組織の形成と発展の動力を研究した。（「89」）
2009	曹陽	農村合作経済組織の制度構造は政府主導の制度構造と民間の自発的の制度構造に分けられる。当面の農村合作経済組織を見てみると、主に流通の協同・生産の協同と技術の協同があるが、信用の協同も必要であるにもかかわらず、未だにあまり見られていない。（「57」）
2009	劉建平・ 丁魁礼	湖北省の事例を通じて、農村合作経済組織の賞罰メカニズムを研究した。（「118」）
2009	曹利群	今の農村合作経済組織の発展における最大の問題は資金の不足である。そ

¹¹³ 曹 [60] を参照。

		<p>のため、協同組合原則を厳守した上で、資本を導入しなければならない。農村合作経済組織の経済効果を最大限に発揮し、農家に対しての吸引力を強める。（「58」）</p>
<p>注) 筆者整理作成。</p>		

改革開放期において、農村合作経済組織と政府の関係、政府の役割、農家の協同する願望・能力などは多く研究されているが、農村合作経済組織のメカニズムに関する研究は明らかに欠けている。また、農村合作経済組織に関する研究は主に政策を論じるもので、農村合作経済組織の大事な中身である協同組合とは何かに関する課題は研究されておらず残されている。

第4節 本章のまとめ

民国から現在に至り、中国における農村合作経済組織の発展は概ね3つの段階に分けられ、それは民国期の社会実験期（1918年-1949年）、建国してからの人民公社期（1952年-1978年）、そして改革開放してから農村合作経済組織が生まれてきた改革開放期（1978年- ）である。また、人民公社期はさらに農業合作化運動段階（1952年-1956年）と人民公社段階（1958年-1978年）に細分でき、改革開放期は社会主義計画経済から市場経済への移行段階（1978年-1992年）、社会主義市場経済が急発進した市場経済段階（1992年-2007年）、2007年に農村合作経済組織に法的根拠を与えた「合作社法」が公布されてからの第三段階に細分できる。

民国期の農村合作運動は、範囲が限られているにも関わらず、民間団体と地方政権が連合し、地方政府の支持を有効に利用し、中国において初めて農村合作社を作り上げた。ただし、この時期の農村合作社は主に晏阳初や梁漱溟などの知識人が作ったものであり、数が少ないため影響も小さく、中国農村社会に根本的影響をもたらしてはいなかった。

人民公社は、共産党の指導者、とりわけ毛沢東の提案で発展しており、毛沢東個人の意志が強く反映された。人民公社の実質は、濃厚な空想的社会主義色と戦時共産主義色に染められた社会主義パターンであり、協同組合ではない。農業生産と行政管理を合併した「政社合一」、所有権が不明確な「三級所有」、及び強制的加入と事実上の脱退不可などが、制度上では深刻な問題であり、人民公社の解体に直接に関わっている。

改革開放期の農村合作経済組織は、最初は農家によって自発的形成的されたが、法整備が遅れたため、運営がより規範的な組織が少なかった。2007年に「合作社法」が施行してから、專業合作社の企業法人地位が明確にされ、その組織形式と行為について明確な規定が定められた。また專業合作社を發展させる強力な原動力となった支持政策が施行したため、全国各地に專業合作社の發展が加速されるようになった。ただ、その実態は極めて多様であり、協同組合としての実態を有するものはそれほど多くないと考えられる。

民国期の社会実験は模索したままで戦争によって幕を閉じ、人民公社は強制的行政命令組織で協同組合とは言えず、協同組合としての実態を持つ農村合作経済組織は決して多くない。

民国期の農村合作社は典型的な「官（政府）一民」二元的構造であり、人民公社と農村合作経済組織は「党（共産党）一官一民」三元的構造であるが、党と政府は実質上に「官」という権威構造である。民国期の社会実験期の農村合作社とその後の人民公社と農村合作経済組織は著しい差異があるが、「官」いわゆる政府当局という権威構造の主導的役割は同じである。政府は合作組織を推し進めただけでなく、経済的・政治的・法律的などの手段でそのプロセスを規範に合わせ、その進行方向を制約したのである。その共通点は（1）政府は基本的に農村合作経済組織のリーダー・エリート・農村能人をコントロールできること、（2）政府の職員が直接的に農村合作経済組織に参加すること、（3）

政府は農村合作經濟組織に補助金などを提供し、優遇政策を施行すること、(4) 政府は定期的に農村合作經濟組織のメンバーに育成訓練をさせること、である。

研究者たちは百年近くの歴史を持つ農村合作經濟組織から、経験を総括し、失敗を避け、教訓を活かすために研究してきた。しかし改革開放期において、特に「合作社法」の施行以来、農村合作經濟組織の実態から経済的効果についての研究が多いが、その協同組合とは何かに関する課題は研究されておらず残されたままである。

表 1-10 農村合作經濟組織について代表的な研究者とその内容		
段階別	代表研究者	研究内容
第一段階	徐更生・米鴻才など	協同組合の歴史や国外の協同組合の経験を紹介し評述した。
第二段階	黄祖輝・林毅夫・周応恒・周小薇・国魯来など	協同組合の必然性・内包・特徴・発展方向・組織形式・組織制度・運営方式・協同組合法の制定などについて研究した。
第三段階	張曉山・苑鵬・徐旭初・郭紅東・戦明華・許行貫など	農村合作經濟組織の現状・実態・制度の特徴・運営メカニズムについて研究した。
注) 筆者整理作成。		

本論文はこれらの先行研究を踏まえ、現在主流となっている「三大合作」と呼ばれた專業合作社・社区合作社・土地合作社の事例を通じ、その協同組合としての実態をどの程度有するのかという点について実証的に解明する。

第2章 農民專業合作社の形成主体別類型と協同組合的性格に関する実証的研究—中国江蘇省の事例から—

第1節 本章の課題

中国における市場経済体制への移行と農家経営の復活とともに、市場化の中に放置され市場に包摂されつつある農民の組織化が課題となり、従来の農村の合作社に代わる新たな農村合作經濟組織が様々に生まれてきた¹¹⁴。とりわけ1990年代半ば以降の農業産業化政策の本格化とともに、新たな農村合作經濟組織への注目が集まってきた。この新たな農村合作經濟組織に法的根拠を与えたのが、2006年の「中華人民共和國農民專業合作社法（以下、「合作社法」）」である。同法の07年の施行と「農民專業合作社登記管理条例」の実施以来、一連の奨励政策が打ち出され、全国各地に合作社の発展が加速されるようになり、10年末には35万社を越える農民專業合作社（以下、專業合作社）が設立されたと報告されている¹¹⁵。

新たに法的根拠を得た專業合作社は、日本の総合農協と異なり専門農協に近く、またICA原則に基づく協同組合形式を採用しているが、その実態は極めて多様であり、協同組合としての実態を有するものはそれほど多くないと考えられる（宋・神田 [55]、神田・李・成田 [23]）。したがって、その協同組合としての実態を実証的に解明することが求められており、後述のように、すでに先行研究においても実態の解明と類型化が行われてきた。比較的多くの文献で引用される韓 [22] の類型方法は、專業合作社の形成主体に注目した重要な類型化方法であるが、多様な經濟実態を持つ專業合作社が存在する現段階では、それに加え、專業「合作社の協同組合性獲得の過程」¹¹⁶として、農民による協同組合的な要素を育成し支援することが求められている。それぞれの專業合作

¹¹⁴ 従来型の農村合作組織としては供銷合作社、信用合作社があり、人民公社の解体とともに村民委員会レベルで社区合作經濟組織がつくられ、さらに商業的農業の展開とともに農村專業合作組織が形成された。本論で対象とするのは最後の農村專業合作組織である。

¹¹⁵ 李力、曹元水「我国農民專業合作社發展實現量增質昇」『農民日報』、2010年12月09日。

¹¹⁶ 成田「81」p.2を参照。

社の協同組合としての実態の実証的な解明が必要なのではないかと考える。

そこで本章では、形成主体別類型の分析に加え、協同組合としての実態に注目した事例分析を行い、まずは協同組合的事例の発見に努めたい。農民專業合作社の協同組合としての実態を明らかにするためには個別事例に即した深い分析が必要であるが、本章ではそれに先立ち、中国農業産業化の先進地といわれる江蘇省の專業合作社に対する実態調査に基づき、專業合作社が協同組合としての実態、すなわち協同組合的性格をどの程度有するのか、協同組合として今後どのように展開する可能性を有しているのか、という点について形成主体別類型毎に明らかにしたい。しかし、多くの合作社が未だ設立からの発展過程という変化段階にあると思われ、組織運営や分配制度については、未成熟な合作社が多いと予想される。

江蘇省を調査地とした理由としては、第1に農業産業化の先進地であり、農業機械化と農業水利建設及び農産物付加価値などの農業近代化指標が、長年にわたって全国一を保っており、中国農業近代化の先進省とも言われていること。第2に、人口が多く農家の耕地面積が小さいなどの不利条件にあるにもかかわらず、專業合作社の設立は盛んであり、專業合作社は 55,000 社あり、また合作社員 931 万人、合作社員は江蘇省農民戸籍の全農民の 61.4%を占め、1社あたり合作社員 169 人、出資総額は 1,161 億元と、以上4項目すべてについて全国一の数値を示していることによる¹¹⁷。さらに、江蘇省北部に位置する徐州市は農業が盛んで、いわゆる「農業大市」であり、合作社数は江蘇省一の 6,681 社であり、合作社員は 68 万 4,000 人である¹¹⁸。

本章は、徐州市農業委員会に斡旋を依頼し、徐州市内の合作社の中から農業委員会がランダムに選択し紹介してくれた 11 社に対する調査結果に基づいている。調査時間不足や合作社の対応が不十分だったケースもあり、事例報告できるのは、今回は 6 社に限られる。

第2節 農民專業合作社の実態と類型に関する先行研究

¹¹⁷ 江蘇省農業委員会「全省農業工作會議」2013年1月15日。

¹¹⁸ 2011年11月、徐州市工商局による。

專業合作社については、合作社法の制定以前からの研究の蓄積がある¹¹⁹。その中で、合作社の企業実態とその類型に関わっては、代表的な研究として、韓 [22]、徐・黄 [46]、宋・神田 [55]、青柳 [1]、黒河・朴・坂下 [28]、河原 [18] などが挙げられる。

まず引用されることの多い韓 [22] の類型からみると、韓は合作社の形成主体に注目し、その主導者によって5類型に分けた。①村技術普及協会主体、②農業技術普及ステーション等の政府機関ないしその幹部主体、③大規模農家主体、④龍頭企業主体、⑤供銷合作社主体である¹²⁰。それに対して徐・黄 [46] は、浙江省における合作社の現状を踏まえ、韓の分類に修正を加えた。まず「村技術普及協会」（韓の①）と「農業技術普及ステーション等の政府機関」（韓の②の前半）はどちらも公的機関なので、2つを合わせ「下部農業技術機関が主体となったもの」に修正し、「幹部が主体となったもの」（韓の②の後半）を単独に「村級組織が主体となったもの」に修正した。さらに、中国沿岸部の進んだ実態を踏まえ「農産物卸売市場が主体となったもの」を加え6類型とした。また、黒河・朴・坂下 [28] は2001年と合作社法制定以前のものであるが、やはり「組織化の主体に即して」分類し、①農村加工企業主導の特約組合理型、②農民出身の小商人による農民經紀人主導型、③技術指導組織発展型、④農民主導型の4類型を提示し、①と②の事例を検討している。

こうした合作社の形成主体別の分類に対し、協同組合的実態についても早くから踏み込もうとしたのが青柳である。青柳 [1] は、中国における農村合作經濟組織を、まず「継続的な事業活動」の有無で「協会型」（非事業組織）と「合作社型」（事業組織）に大きく二分した。「協会型」は、「農民專業協会」と非農業生産者組織に形式的に分類し、さらに「合作社型」を自己資本所有と剰余金分配形態によって、「公有（集団所有）型」と「私有（個人所有）型」に分けた。「公有型」は地区性合作經濟組織、供銷合作社などである。これに対して「私有型」には生産（事業）合作社、專業合作社が含まれる。さらに、專業合作社について「組織化主体の視点から」、郷鎮政府等主導による「郷村

¹¹⁹ 專業合作社に至る歴史や位置づけを含め総括的なものとしては、朴・坂下 [94]、太田原・朴 [13]、青柳 [2] 等がある。

¹²⁰ 韓 [26] pp. 13-14 を参照。

集団企業型（後に「郷村幹部主導型」に修正）¹²¹、供銷社系列型、企業インテグレーション型、大規模農家等による個人企業型、協同組合的に運営されている農協型（後に農民組合型に修正）の5類型¹²¹をあげている。青柳自身が「組織化主体の視点から」と断っているように、專業合作社の分類については形成主体別（たとえば、「郷村集団企業型」を「郷村幹部主導型」に修正した）であり、農協型についてのみ「どの先導者の設立であれ」協同組合的実態を持つかどうかという視点が含まれている。

以上の形成主体別視点からの先行研究を整理すると表2-1のようになる。右端欄に各論者の分類をまとめてみた。この中で最後の「農民主導組合型」のみが形成主体に加えて協同組合としての実態を表しているが、問題は他の6類型の協同組合としての実態についての評価であり、実態を踏まえた分析が求められている。

この点について、宋・神田 [55] は、設立主体としては農村能人主体型が69%と最も多く、農業技術推進部門主体型約8%、龍頭企業主体型5%など、形成主体別の実態を踏まえ、山東省の事例に基づき、農村能人・村幹部・龍頭企業などを形成主体とする合作社の多くは、「農民合作社員の加入・出資状況が不明瞭」で理事会・総会等の運営組織も形骸化しており、その点で「非農民型合作社」¹²²であると特徴づけた。しかし、農民主体で農民出資の実態を持ち、理事・監事も農民で、総会も行われている「農民型合作社」も現れていることを事例分析から析出している。ここでは形成主体別分類に加え、協同組合としての実態についての分析が加えられていることに注目できる。

そして、産地商人主導型の專業合作社の事例をその実態から分析した成田 [80] の研究が注目できる。成田は山東省の青島D果菜專業合作社の設立過程を分析することにより、「産地商人と小農との利益対立の可能性をはらまざるを得ない」¹²³としながらも、合作社法に準拠した合作組織として設立されるこ

¹²¹ 青柳 [28] は專業合作社の分類を修正し、「郷村集団企業型」を「郷村幹部主導型」に、「農協型」を「農民組合型」としている。こうした修正により形成主体別類型化に一貫性を持たせたものと推測される。

¹²² 形成主体は一般的な農民でなく、大規模農家・村幹部・企業などである。詳しくは宋・神田 [55] を参照。

¹²³ 成田 [80] p. 16 を参照。

とにより「民主的な運営へと少しずつ前進しつつあり」¹²⁴、「実質的にも協同組合性を獲得しつつある」¹²⁵と評価した。しかし同時に、「収支構造が不明確」¹²⁶であり、「合作社を通じて実現できる価値を、どの程度まで農民が獲得できている」¹²⁷かについてより詳細に明らかにする課題が残されているとしている。

表 2-1 形成主体別視点からの農民專業合作社の分類と総括

韓	徐・黄	黒河・朴・坂下	青柳	総括
村技術普及協会	下部農業技術機関	技術指導組織 発展型	—	技術普及組織 主導型
技術普及ステーション など政府機関				
ないしその幹部	村級組織	—	郷村幹部主導型	郷村幹部主導型
大規模農家	大規模農家	—	個人企業型	農村能人主導型
—	—	農民経記人主導型	—	
龍頭企業	龍頭企業	特約組合型	インテグレーション型	龍頭企業主導型
供銷合作社	供銷合作社	—	供銷社系列型	供銷社系列型
—	農産物卸売市場	—	—	卸売市場主導型
—	—	農民主導型	農民組合型	農民主導組合型

注) 筆者整理作成。

また、專業合作社の協同組合的性格をめぐるのは成田の分析 [39] がある。成田は合作社制度の現状と設立初期の事例合作社の運営実態を研究することにより、「協同組合的性格をめぐる両者の整合性」について、「制度上は合作社に協同組合的性格がそなわっている」としながらも、「すべてが合作社制度の趣旨を反映し、またその活用を図っているわけではない」と評価した。したがって「合作社の協同組合性獲得の過程」を、多くの事例からより一層具体的に明らかにすることが未だ課題として残されている。

專業合作社の多様な存在形態がある中で、「合作社の協同組合性獲得の過程」

¹²⁴ 成田 [80] p. 16 を参照。

¹²⁵ 成田 [80] p. 16 を参照。

¹²⁶ 成田 [80] p. 17 を参照。

¹²⁷ 成田 [80] p. 17 を参照。

として、農民による協同組合的な要素を育成し支援することが求められている。協同組合的事例の析出と普遍化が現段階的課題である。そこで小論では、形成主体別類型の分析に加え、協同組合としての実態に注目した事例分析を行い、まずは協同組合的事例の発見に努めたい。專業合作社の協同組合としての実態を明らかにするためには個別事例に即した深い分析が必要であるが、本章ではそれに先立ち、農業産業化の先進地である江蘇省での複数の事例について協同組合としての実態を明らかにし、形成主体別類型にもとづく現状評価を試みる。

また、「三大合作」の專業合作社以外の二形態、すなわち社区合作社と土地合作社に関しては形成主体別視点からの先行研究がないため、土地合作社については形成主体別視点からの農民專業合作社の分類を採用する。社区合作社については、社区の集団有資産を管理し運営してきた社区委員会が形成主体になっているため、形成主体は社区委員会のみである。なお、本論文の第5章では、社区合作社と土地合作社に関しては、形成主体別からの分類だけでなく、事業実態に関しても分類してみることにする。

第3節 江蘇省徐州市の農民專業合作社— 6事例から—

以下では、江蘇省徐州市の6合作社を事例として取り上げる。

1 Sきのご專業合作社

Sきのご專業合作社（以下、S合作社）は農家50人によってH県S鎮に設立された。この50人はいずれもヒラタケ栽培農家であり、ヒラタケだけでは十分な収益を得られないという共通認識から新品種を探し栽培技術を共同で習得する目的で合作社を立ち上げた。設立時の合作社員は独自の販売ルートを持つ篤農家や大規模きのご栽培農家などの農村能人が多数占めており、2007年の合作社法の成立を契機に合作社を設立した。当初は、1人1万元の出資で、合計50万元の出資金であったが、現在1人6万元の出資とし出資金は300万元となった。合作社員も112名まで増加したが、増加した62名は現金での出資をせず、その代わりに合作社に「流転」¹²⁸で土地を集積し、そこに自費できの

¹²⁸ 土地請負権の交換のことであり、合作社は合作社員の土地を村の土地と交換させ、合作社が使う土地を集積した。

こ専用ビニールハウス（1棟1万円で面積2ムー¹²⁹）を建てることにした。現在、合作社が「流転」により集積した土地は300ムーとなり、ビニールハウス150棟が建てられ、他に1,000トンの冷蔵庫2機と登録商標「KF」を持っている。事業内容は、①きのこ栽培技術の普及と指導、②菌床栽培キット・農薬・肥料や包装などの生産資材供給、③きのこの販売である。

2008年に台湾から導入した秀珍茸（ヒラタケの一種）の栽培を始めた。福建省龍源市から高給で3人の技術者を招き、無料で合作社員に病虫害防除等の栽培技術指導を実施している。秀珍茸の栽培キットは1個3元で、ビニールハウス1棟あたり12,000個使用し、36,000元の資金を必要とするが、その代金の半分は後払いである。それにしても36,000元の前払いの半分、つまり18,000元を容易に支出できる農家は多くない。合作社員が112名にとどまる大きな理由である。

秀珍茸の栽培キットは2月から11月で7回収穫可能で、1キットにつき5回目までは毎回約80g、6・7回目は約50g、計約500g収穫できる。市場価格は10.2元/kgで、ビニールハウス1棟で（約6トン）61,200元の売上げを得られる。そのうち、栽培キット36,000元、農薬、肥料、包装等約12,000元、S合作社の販売手数料1,200元を引いて残りの12,000元は合作社員の収入となる。秀珍茸は合作社を通して主に北京、天津、上海などの大都市に販売される。S合作社と取引する販売会社は5社あり、そのうち、北京・天津向け1社、上海向け1社、西安向け1社、東北地方面向け1社、地元の徐州向け1社で、いずれも設立時からの合作社員である篤農家5人（うち理事が1人）の個人所有の会社である。これらの販売会社が合作社員の年間生産量を事前に把握し、都市の卸売市場やスーパーと契約し、そして合作社と契約し全量購入する。また、秀珍茸栽培は2月から11月までであり、残りの3ヶ月は普通のヒラタケを栽培し、別ルートで販売している。

剰余金の分配についてみると、S合作社の2009年の販売金額は9,180万元、販売事業収益（手数料）は180万元であった。3人の理事及び3人の監事は無償であるが、会計1人（兼職）に6,000元、事務1人に1万2,000元、技術者3人で計15万元、合計16万8,000元の人件費であった。残った163.2万元は

¹²⁹ 中国の土地面積単位である。1ヘクタール=15ムー、1ムー≒667㎡。

剰余金となり、その分配は次の通りである。まず、20%の積立金と5%の固定資産への再投資資金を差し引き、15%は出資高に応じて、60%は利用高に応じて分配された。理事会と監事会を両方とも設けており、月1回理事会を開き、年に2回総会を開催している。総会では、運営状況、市場状況などの議論のみならず、剰余金配当などの財務情報を公開し、一人一票（出資した50人の合作社員は1.2票¹³⁰）での選挙も行われている。

以上のように、高い出資額や合作社員資格の限定性から専門的農家によって構成されていると考えられるが、理事会・監事会・総会の開催や選挙などの組織運営が為され、剰余金配当も行われているから協同組合としての実態を有する農民主導組合型合作社といえることができる。

2 R 養羊専門合作社

R 養羊専門合作社（以下、R 合作社）は R 鎮に位置しており、前身は 2002 年に設立した「R 養羊合作社」であり、08 年に合作社法による専門合作社として登記した。登記当初の合作社員は 36 人であったが、現在は 268 人まで増加した。そのうち団体合作社員が 2 社で、H 県の合作種羊場と Z 市にある品種改良のための繁殖・肥育基地である。農家合作社員は 266 人で、すべて養羊（山羊の繁殖・肥育一貫経営）農家である。出資金は 1 口 1,000 円で総出資金は 855 万元であり、うち 500 万元は理事長（300 万元）と 4 人の理事（50 万元ずつ）の出資である。

事業内容は、①病虫害の防除等の技術普及、②子山羊・種山羊・薬品と飼料の合作社員への資材供給、③ローカル山羊種の品種改良と新品種の開発、④山羊の販売である。品種改良により、新品種のボーア山羊 3,600 頭、改良ローカル山羊 86 万頭、雑種山羊 120 万頭を繁殖した。ローカル山羊の改良に力を注いだため 1 頭平均 7.5kg の増体に成功し、屠殺率と赤身率¹³¹も各 12%、9%増加した。山羊の病気は合作社員の要請に応じて技術者（理事兼職）が無料で対応する。飼料、薬品、種山羊および子山羊は合作社から供給される。供給価格

¹³⁰ 出資高及び利用高が多い合作社員に付加票がついているが、「付加票数は総票数の 20% 以下」という「合作社法」17 条に従っている。

¹³¹ 屠殺率＝屠殺頭数／家畜頭数、赤身率＝赤肉重量／肉全体重量。

は、仕入れ価格の原価での供給であり、市場価格より 5%~30%安い。合作社員はその代金を年 3 回に分け合作社に支払う。山羊の販売については、理事長と経理が営業役を務め、山羊を取引先に出荷後、取引先から販売代金が R 合作社の口座に振り込まれ、手数料を差し引いた後、合作社員に支払われる。非合作社員の成山羊を販売する場合、その手数料は合作社員の 2 倍となるが、合作社員の山羊が注文数量に足りない場合、手数料は合作社員と同じである。

R 合作社は 5 人の理事による理事会を設置し、規模の大きい農家 6 人による監事会もある。雇用は営業担当 2 人、会計 1 人、事務 1 人、専門技術者 4 人（全員が理事兼任）であり、日常の経営管理と病気の治療に当たっている。2007 年から年 1 回の総会を開催しているが、合作社員による選挙は行われておらず、監事会も開催されていない。剰余金の 15%は出資高、60%は利用高に応じて分配され、15%は積立金である。残りの 10%は再投資のための資金であるが、理事長の個人所有である種山羊改良基地に使われた¹³²。

この合作社は協同組合原則に沿って剰余金配当している点が評価できるが、出資が理事長を含む理事に偏っており、財務情報を合作社員に開示していない。また、再投資資金が理事長の私的な基地に使われているため、その管理が不透明である。ただし、理事長が合作社のために私的な基地を役立てようとしているとも理解でき、適切な側面もあると同時に不適切な側面も考えられなくもない。理事長を核とした農村能人主導（大規模農家）の個人企業的な性格が強い。今後の展開次第では合作社員農家の発言権が強まり協同組合的な実体が拡大される可能性も残されているが、理事長をはじめとした大規模農家中心の実質的な私企業化の方向も考えられる。

3 T 農産物專業合作社

T 農産物專業合作社（以下、T 合作社）は T 鎮 T 村に位置しており、2001 年に設立後、07 年に登記した合作社員 380 人、未出資農家 1,200 人の專業合作社である。T 村の全農家が T 合作社に参加しており、理事長は当初から T 村民委

¹³² 種山羊改良基地は理事長所有であり、合作社のために種山羊の品種改良が行われている。前述した合作種羊場と繁殖・肥育基地は家畜の科学的な研究を行う公的研究機関であり、この基地とは関係がない。

員会の書記が務めている。設立時の出資額は 80 万元で、内訳は 45 万元が理事長、15 万元は 5 人の理事、20 万元は大規模農家合作社員の出資である。合作社員に出資要請をしていないため出資していない合作社員が大多数である。

本合作社は T 村からの出発であるが、「毒入りギョウザ」事件を契機に 2 つの隣村が参加し、その後さらに 2 つの隣村が参加、2009 年末時点で T 村を含め合計 5 村の農家がほぼ全戸参加し、未出資農家を含め合作社員は 2,169 人まで増加した。出資金も 518 万元になったが、その内訳は理事長 180 万元、理事 6 人で 120 万元、大規模農家 103 人で 218 万元である。後から参加した農家も含め零細小規模合作社員農家のほとんどが出資しておらず投票権を持たない。流動資産は 696 万元である。

T 合作社は主にニンニクを中心とし、台湾農友メロン、ミニトマト、イスラエルミニキュウリ、かぼちゃ、スイカ、ニガウリなどの農産物の栽培と販売を行っている。生産基地で生産した農産物は江蘇省「緑色食品」に認定され、「EG」という商標で販売している。T 合作社の栽培面積は計 6,760 ムーであり、そのうち施設農地 1,600 ムー、標準化生産基地が 800 ムーである。そこには高標準温室 200 棟、大型ビニールハウス 40 棟、中小型ビニールハウスが立っている。施設農地と標準化生産基地の農地はすべて「流転」により合作社員の請負農地に集積した。合作社員は自家農地を村民委員会＝T 合作社が統一し整備した集積農地と交換し、そこで営農している。合作社の固定資産は 560 万元であり、二階建てオフィス 1 棟、容積 3,000 トンの大型冷蔵倉庫を 2 棟、小型ニンニク加工工場の他、面積 100 ムーの青空市場も所有している。09 年の販売量は約 3 万 5,000 トンで、売上高は 1 億 4,000 万元である。合作社員の販売収入は平均一戸 1 万 5,300 元であり、非合作社員農家より 3,200 元高い¹³³。

事業内容は、①栽培技術の普及指導、②肥料・種子・農薬・農業用フィルムなどの生産資材の供給、③果物と野菜の販売、④豚の販売斡旋である¹³⁴。普及指導は山東省壽光市から園芸技師 2 名を高給で招き（1 人は常駐、1 人は農繁期のみ）、無料で合作社員の技術指導と病虫害の防除に当たっている。生産資材は大量のためメーカーから市場価格より 20%安く購入し合作社員に供給し

¹³³ 聞き取り調査による。

¹³⁴ 養豚している合作社員が多く、合作社に販売斡旋を要請したため合作社の事業になった。

ており、その代金は3,000元に累積するとまとめて請求する仕組みである。

販売は、合作社員が粗選別した農産物を市場価格より15%高い価格で買取り、中国東北部から来る仲買人に販売する。買取りにしたのは、市況が悪くなれば合作社員が農産物を売れず生活できなくなることを恐れたからとのことである。実際に、ニンニクについては日本に輸出するため、T 合作社の理事により厳しく選別され、合作社員から買付し契約した貿易会社に販売する。ニンニク代金は貿易会社からの T 合作社への支払いが 50 日程かかるため、それを待たないと精算できないが、他の販売代金は合作社員の要望に応じて即刻精算する。規格外品については自家用の他、T 合作社が所有する青空市場で合作社員が販売している。2008 年の「毒入りギョウザ」事件の影響を受け、ニンニクを含めて中国産農産物が対日輸出不能の状態に陥った際、T 合作社は他の販売ルートを探しながら、売れ残った1,200 トンを保証価格の300 万円で買い取った。その評判から2つの隣村も T 社に参加した。

T 合作社は理事6人（全員 T 村の幹部）からなる理事会を設け、大規模農家8人（全員 T 村の幹部）による監事会も設置している。合作社員総会は年2回開催するが、選挙は行われておらず、栽培経験の総括、次期栽培品目や面積の割り当てなどの栽培に関することのみ討議されている。剰余金分配は、利用高配当が剰余金の52%、出資配当は剰余金の20%（残りの分配は不明）であるが、こうした剰余金分配方法の決定や財務情報の共有は、理事会と監事会のみでなされており、他の合作社員が関与できるものではない。

本合作社は郷村幹部主導型で村ぐるみの合作社形成に特徴があり、村民である合作社員に対し各事業を積極的に展開しその利益に貢献していることが評価できる。しかし、選挙は行われておらず、また剰余金配当決定過程の不透明さと財務情報の非公開性などの問題が残っている。残りの剰余金が理事会や監事会へ流れる可能性があると考えられる。

4 K たまねぎ専業合作社

K たまねぎ専業合作社（以下、K 合作社）は、前身は2000年にH県で設立された K たまねぎ協会であり 07 年に登記された。理事および監事は非農民戸籍でたまねぎ協会の技術者である。K 合作社の合作社員は1,047人で、うち団体

合作社員が2社（A 有限会社と B 有限会社）である。当該地域の合作社員だけではなく、最新のたまねぎに関する情報を知るため、山東省、河南省、四川省、甘粛省の大規模農家も30人ほど含まれている。技術者（会計・事務も兼任）を7人雇用している。出資金は一口1,000円で、総出資額は600万元である。約90%の合作社員は一口出資であるのに対し、理事長と2名の副理事長（技術者）の出資が計260万元、A社とB社はそれぞれ15万元と32万元を出資している。

事業内容は、①たまねぎの種子の供給、②栽培技術の普及指導、③肥料・農薬などの生産資材供給、④たまねぎ販売である。生産課、技術課、営業課、財務課、合作社員室などを設置し、経営組織も整えた。そして、定期的に市農業科学院の専門家を招き、10年末までに営農指導研修会を23回開催しその資料を合作社員に配布した。農薬、肥料は合作社員が使用する時にK合作社に電話で注文すると庭先まで届けてくれる。代金は市場価格より安い、その場の精算である。しかし、肥料・農薬などの生産資材供給事業は合作社事業というより理事と監事の個人事業として行われているのが実態で、その利益は分配されていない。

K合作社は日本のたまねぎ品種を導入し、厳しい基準で生産したため評価が高まり、日本、アメリカ、オランダなどの企業と提携した販売を行っている。現在では合作社の「ZR」たまねぎは東南アジアの有名ブランドとなり、高価格で販売されている。たまねぎ生産基地は4万ムーで、生産量は6,000kg/ムーで、年間総生産量は24万トンである。さらに非合作社員のたまねぎを加え、年間販売量は32万トンに達している。合作社員はK合作社から種子を購入する義務があり、K合作社が販売仲介役を務め、仲買商人や貿易会社に生産物を出荷後、種子の代金と手数料を差し引いた分が合作社員の収入となる。また、K合作社は保証価格を設定しており、市場価格が保証価格を上回った場合は市場価格で買付けるが、保証価格を下回れば保証価格で買付ける。市況が悪く売れない場合でも生産したたまねぎをすべて買取ることになっている。しかし実際にはたまねぎ販売は好調で保証価格での買付は一度もない。また、K合作社の流動資産は300万元しかないので、実際に保証価格で全量買付けることは困難であると考えられる。

組織運営については、7人の理事による理事会、4人の監事による監事会が設置されている。この11人はいずれも高額出資者である。2009年の販売金額は4億9,600万円¹³⁵、剰余金は2,200万円であった。剰余金分配は、固定資産への再投資資金5%、積立金20%、利用高配当60%、出資高配当15%という割合であった。しかし、財務情報が非公開であるため、再投資資金と積立金の利用明細が不透明である。総会と選挙は行われていない。

本合作社は、その前身からも典型的な技術普及組織主導型であり、合作社員は技術指導、種子など資材の購入、販売先と販売収入確保のメリットを受けている。合作社員は合作社の本質を理解できておらず、合作社の剰余金配当には関心を持ってないため、理事長はじめ普及指導者中心の個人企業的色彩がみられる。理事、監事はいずれも非農民戸籍であり、農家との利害関係が同一ではなく、合作社の発展と共に農家基盤から離れ合作社の経営を優先する可能性がある。さらに、資材の販売利益も理事、監事に独占されている。

5 C 農産物專業合作社

C 農産物專業合作社（以下、C 合作社）は2007年に、土地株式合作社が集積した農地を経営する合作社としてE氏によって設立されたものである。E氏は北京の大学を卒業後、勤めた会社を辞め地元に戻り農業で起業した。当初は農家の信頼を得られず農地が集まらなかったが、合作社法の制定を契機に合作社を積極的に宣伝し、地元で最初の土地株式合作社を設立した。土地株式合作とは「土地変股权、农民当股东、有地不种地、收益靠分红」（土地を株に変え、農家は株主になり、土地があっても農作業をせず、収益は配当に頼る）であり、農家は請負農地を株化して合作社に出資し、合作社が集積農地を経営し、出資株に応じて利益を分配する合作社形態である。江蘇省のように労働市場が発達した地域では出稼ぎを含め兼業化が進み、株化により農地を流動化するのが容易であり、土地株式合作社が増加している¹³⁶。

¹³⁵ 合作社員が生産した玉ねぎ1.6元/kg、24万トン；非合作社員が栽培した玉ねぎ1.4元/kg、8万トン。

¹³⁶ 農地の流動化は農家間の直接交渉型、村民委員会による仲介型の他、土地株式合作社が農地を集積し貸し付けるという合作社型の3形態があり、江蘇省南部では合作社型が主流になりつつある（俞[109]）。土地株式合作社は日本の農地利用権を集積した農事組合法人

E氏はまず知り合いや親戚を中心に農家15人から168ムーの農地を集積しC土地株式会社を立ち上げた。その後、C土地株式会社が集積した農地を営するC合作社を設立した。C土地株式会社の社員がそのままC合作社の社員となり、その数は576人、出資は農地3,000ムーと15万元（出資1単位は土地1ムーか5,000元）である。出資を促すため農地1株の配当は500元と事前に決められている。15万元の現金出資はすべて理事長のE氏である。C合作社の固定資産¹³⁷は主に農業機械である。

C合作社の事業内容は、社員を優先した雇用による野菜の栽培と販売である。主にZ市農業科学所が開発した紫色サツマイモと五色落花生を中心に栽培し、エンドウ、大豆、サツマイモも生産している。紫色サツマイモと五色落花生は江蘇省の「名特優産品」に認定され、「RX」という商標を登録した。

社員は事前約束の出資配当さえもらえばよいというものが多く、合作社の事業や運営への関心は少なく、総会も選挙も行われていない。理事会はE氏と親戚のC氏の2人だけであり、監事会も設置されていない。理事長であるE氏の出資は土地を金額に換算すると1%しかないが、剰余金はすべてE氏（と親戚）に流れていったと推測できる。大学で農業技術を学んだE氏中心の、土地株式会社を基盤とする農村能人主導型合作社といえよう。

6 B養鶏專業合作社

B養鶏專業合作社（以下、B合作社）は、2005年にB畜禽有限公司（以下、B公司）が加工原料等の安定確保のため、D鎮に設立され、08年に合作社法により登記された龍頭企業主導型の合作社である。B合作社の資金、人材、販売ルートはすべてB公司依存である。B合作社はB公司の投資で、09年に2,500万羽の優良鶏インキュベーションセンター、年産18万トンの飼料工場、種鶏生産基地5カ所、飼料分析室、鶏病研究室なども設置し、「SS」という商標を登録した。B合作社の社員は1,048人であるが社員出資はなく、B公司が3,000万元すべてを出資した。B合作社は経理2、会計4、事務12、技術者

に近いイメージがあるが、農事組合法人が一人一票であるのに対し土地株式会社は1株1票であり、土地株式会社は農地集積機能中心で実際に協同組合として農業生産を担うわけではない点に大きな違いがある。

¹³⁷ 出資金である農地は固定資産にならない、経営権だけを出しているからである。

27名を雇用しているが、いずれもB会社の職員である。

B会社の事業内容は「SS」鶏の生産販売である。会社員のB会社加入の条件は、自費で自家農地に標準化鶏舎を少なくとも1棟（約2万円）建てることであり、鶏舎3棟以下の会社員が約93%であり、4棟以上の会社員が約7%である。標準化鶏舎1棟で雄3,000羽、雌4,500羽を飼養でき、年に雄4回転、雌3回転で、年間出荷羽数が雄1万2,000羽、雌1万3,500羽となる。会社員の平均年飼養羽数は1万9,000羽である。

成鶏はすべてB会社に販売されるが、B会社が会社員と販売契約を結び、10元/kgの価格で全量買い取る。会社員は雛をB会社を通して購入するが、購入前に鶏舎1棟につき最低5,000元（上限なし）の保証金をB会社に納めなければならない。B会社は半月に1回技術指導を無料で行う。鶏の病気の際は、B会社の技術者が無料で対応するが、薬品代はその場で精算される。成鶏がB会社経由でB会社に出荷された後、B会社は保証金を会社員に返却し、販売代金から雛、飼料、ワクチン代金（雛1羽につき計6元）を差し引き、残った分が会社員収入となる。また、会社員の飼養規模＝出荷量により、B会社は年1回のボーナスを支給するが、その金額は保証金の金額に比例する仕組みである。また、病気などによるリスク対応のため養鶏リスク基金が設けられ、会社員は出荷1羽につき0.05元、B会社が0.95元を基金に入れている。

理事7人、監事7人はすべてB会社の役員である。総会は年4回開催されるが、選挙は行われず財務情報も一切公開されておらず、技術や経営管理などの研修と出荷量の多い会社員の表彰が行われたただけであった。剰余金のうち70%は出資高に応じて分配され、10%は積立金に、20%は再投資資金に当てられたが、この投資もB会社のための投資である。

以上のように、B会社はB会社の加工原料調達のための龍頭企業主導型会社（インテグレーション）である。農家にとっては技術習得と収入増加というメリットはあるが、出資、運営、分配のすべてについて形式に留まり協同組合としての実態がない。

第4節 まとめ

先に表 2-1 の右端「総括」欄にまとめたように、專業合作社の形成主体別分類としては、①技術普及組織主導型、②郷村幹部主導型、③篤農家や商人等の農村能人主導型、④龍頭企業主導型、⑤供銷社系列型、⑥卸売市場主導型、⑦協同組合としての実態を有する農民主導組合型の7分類となる。問題は⑦以外の6類型の協同組合としての実態についての評価であり、実態を踏まえた分析が求められている。

事例分析をまとめると次の表 2-2 のようになる。

協同組合としての実態を有すると考えられるのはS 合作社のみであり、他の合作社については合作社法に基づく設立とはいえ、出資、運営、利益分配の全てについて不十分な実態が多くみられた。本事例研究からも急増した專業合作社のうち、協同組合としての実態を有するものは少数にとどまる可能性が高い。

形成主体からみると、農村能人主導型が R 合作社と C 合作社の2つであり、形成主体は前者の大規模農家に対し、後者は大学卒という特殊な能人であった。

さらに後者は土地株式合作社を基盤とした專業合作社という新たなタイプの專業合作社であることが明らかになった。すなわち土地株式合作社と專業合作社の2重組織であり、前者の合作社員がそのまま後者の合作社員となり、組織間の関係もあいまいで、出資の形も明らかに他と異なり、協同組合としての実態を有するのは難しいと思われる。その観点で言えばC 合作社の性格は実態として理事長の私企業に近いものと言える。そして、R 合作社は合作社法に沿って剰余金配当しているが、理事長を核とした農村能人（大規模農家）主導の個人企業的な性格が強い。今後の展開次第では協同組合としての実態が拡大される可能性も残されているが、理事長をはじめとした大規模農家中心の実質的な私企業化の方向も考えられる。

T 合作社は郷村幹部主導型、K 合作社は技術普及組織主導型であった。前者は村幹部主導による村ぐるみの地域農業発展、後者は技術者が主導することにより、たまねぎ專業農家の農業発展に結びつき、その点で両者の事業内容は大きく評価しうるが、協同組合としての実態としては不十分な点が多く見られ、協同組合的な発展の可能性を持ちつつも、主導者優先の利益分配を通した個人

企業的な私企業化、もしくは協同組合形態をとった「農民層分解の培養器」化する危険性もある。

表 2-2 調査合作社の総括表						
	Sきのこ 専業合作社	R養羊 専業合作社	T農産物 専業合作社	Kたまねぎ 専業合作社	C農産物 専業合作社	B養鶏 専業合作社
形成主体 別類型	農民主導 組合型	農村能人 主導型	郷村幹部 主導型	技術普及 組織主導型	(土地株式合作 社を基盤とす る)農村能人 主導型	龍頭企業 主導型
理事長 身分	農家	農家	村の書記	農家出身の 小商人	農家出身の大 学生	企業の役員
設立・ 登記年月	設立 2007. 7 登録 2007. 7	設立 2003. 3 登録 2008. 2	設立 2001. 3 登録 2007. 9	設立 2000 登録 2007. 7	設立 2007 登録 2007	設立 2005 登録 2008
出資金	300 万元	855 万元	518 万元	600 万元	15 万元と土地 3,000 ムー	3,000 万元
合作社員数	112 人	268 人 団体合作社 員 2 社	2,169 人	1,047 人 団体合作社 員 2 社	576 人	1,048 人
理事会	ある	ある	ある	ある	ある	ある
監事会	ある	ある	ある	ある	なし	ある
合作社員 総会	年二回開催	年一回開催	年二回開催	未開催	未開催	年四回開催
選挙	ある	なし	なし	なし	なし	なし
買付	しない	しない	する	する	する	する
剰余金 処分比率	出資高 15% 利用高 60% 積立金 20% 再投入 5%	出資高 15% 利用高 60% 積立金 15% 再投入 10%	出資高 20% 利用高 52% 残りは不明	出資高 15% 利用高 60% 積立金 20% 再投入 5%	不明	出資高 70% 利用高 0% 積立金 10% 再投入 20%
取扱品目	秀珍茸(ヒラ タケの一種 である鳳尾 茸の一種)	ボーア山羊、 改良ローカ ル山羊、雑種 山羊	主にニンニ ク	たまねぎ	紫色サツマイ モ、五色落花 生、エンドウ、 大豆、サツマイ モ	鶏
主な事業 内容	(1)きのこ栽 培技術の普 及と指導 (2)菌床栽培 キット・農 薬・肥料や包 装などの生 産資材の供 給 (3)きのこの 販売	(1)技術の普 及による病 虫害の防除 (2)子羊・ 種羊・薬品と 飼料の供給 (3)成羊の販 売(4)ローカ ル山羊の品 種改良と新 品種の開発	(1)栽培技術 の普及と指 導 (2)肥料・種 子・農薬・農 業用フィル ムなどの生 産資材の供 給 (3)果物と野 菜の販売 (4)豚の販売 斡旋	(1)特定され た種子の供 給 (2)栽培技術 の普及と指 導 (3)肥料・農 薬などの生 産資材の供 給 (4)たまねぎ の販売	(1)栽培者の雇 用 (2)果物と野菜 の生産 (3)果物と野菜 の販売	(1)「SS」鶏 の生産指導 (2)「SS」鶏 の雛・飼料・ 薬品などの 供給 (3)「SS」鶏 の販売
登録商標	ある「KF」	なし	ある「EG」	ある「ZR」	ある「RX」	ある「SS」

(注) 筆者作成。

B 合作社は典型的な原料調達のための龍頭企業主導型合作社（インテグレーション）であり、合作社は原料調達のための農家の組織化の手段に過ぎず、出資、役員、利益分配のすべてについて農家合作社員の関与はなく、協同組合的な発展は困難であろう。

また、今回調査した6社の合作社において、すべての合作社は中国農業部が公表したモデル定款を参考に作られた定款を持つ。しかし、S社を除いた5社は定款に明記しているにもかかわらず、総会・選挙が行われず、財務情報も非公開であり剰余金配当が不透明、また合作社員に出資を要求しないなど、定款違反の状態が多くみられる。

このようにみると、S合作社やR合作社といった篤農家など大規模農家の農村能人主導型、T合作社の郷村幹部主導型、K合作社の技術普及組織主導型については、「協同組合としての実態を獲得」しながら農業協同組合として発展する可能性が残されているが、土地株式合作社を基盤とするC合作社の農村能人主導型とB合作社の龍頭企業主導型は私企業的 성격が強く、協同組合としての実質を獲得するのは難しい現実があると思われる。

本章では形成主体別に協同組合としての実態に注目するため、事業内容、出資、運営、剰余金分配について検討したが、事業内容については事業の遂行過程を含めた事業組織や合作社員組織、たとえば村組織の利用や日本における農業協同組合の部会のような組織、さらには合作社員である農民についての検討が不十分であり、今後それらの点を含めて事例調査を重ねたい。また本章で形成主体別類型についてその一部のみ検討したが、残された類型についての事例調査は、今後の課題として別稿にてさらに検討を進めたい。

第3章 大規模農家主導型專業合作社の協同組合的性格—江蘇省徐州市Sきのこ專業合作社—

第1節 本章の課題

1 課題

1978年改革開放以降の市場經濟下において、農家經營請負制の実施に従い、中国における農家の生産様式は大きく変貌し、それに伴い新たな農村合作經濟組織が次々に生まれ、多様に拡大してきた。

前章で述べたように、「合作社法」に基づく專業合作社が形成主体別の視点から、農村能人主導型、技術普及組織主導型、鄉村幹部主導型、龍頭企業主導型、供銷社系列型、卸売市場主導型、農民主導組合型に類型化された。その実態は極めて多様であり、協同組合としての実態を有する農民主導組合型はそれほど多くないと考えられる。しかも、農民主導組合型に至るまでの展開過程の実態と、その組織・事業構造は、未だに十分に明らかにされていない。そこで、本章では、形成主体が大規模農家である農民主導組合型專業合作社の事例を通して、農村能人から農民主導組合型への変貌、いわゆる協同組合としての実態を如何に形成していったのか、という点における大規模農家の役割とその展開過程の実態、及び組織・事業構造を明らかにする。あわせて、農家アンケート調査による結果を分析し、合作社員の生活水準の変化及び問題点について検討する。

2 構成と対象

本章では、大規模農家主導の專業合作社事例における聞き取り調査と農家のアンケート調査に基づき、その展開過程と事業内容と經營実態と合作社員の生活水準の変化を明らかにすることで課題に接近する。

取り上げる対象は、中国におけるきのこ主産地の1つ、江蘇省徐州市のSきのこ專業合作社（以下、S合作社）である。S合作社設立にあたっては、大規模農家が中核的な役割を果たしており、設立以降の大規模農家の有り様を明らかにする上で適切な事例である。なお、現地での聞き取り調査は2011年9月と2012年9月に2回実施し、電話による補足調査は2012年11月と2013年9月に2回実施した。

第2節 S合作社の調査事例

1 S合作社にける事業の実態

(1) S 合作社の設立について

徐州市は昔からのきのこ産地であり、2007年の生産量は68万トン¹³⁸となり、江蘇省におけるきのこ最大産地となっており、突出している。中でも徐州市H

類型	農民主導組合理型 (大規模農家型)
設立主体	大規模農家
理事長身分	大規模農家
所在地	江蘇省徐州市
成立时间	設立 2007. 07. 08 登録 2007. 07. 08
出資金	50 万元⇒300 万元
合作社員数	50 人⇒146 人
栽培規模	300 ムー⇒412 ムー
理事会	3 人⇒6 人
監事会	3 人⇒6 人
合作社員総会	年 2 回開催
選挙	一人一票制での選挙
買付	しない
剰余金分配	出資高 15% 利用高 60% 積立金 10% 公益金 5% 再投入資金 10%
経営種類	秀珍茸
主な事業内容	① きのこ栽培技術の普及と指導 ② 菌床キット・肥料・農薬・機械などの生産資材供給 ③ きのこの斡旋販売
登録商標	「KF」
注) 聞き取り調査により筆者作成。なお、第 2 章の S 合作社のデータは 2011 年の聞き取り調査で得たものであり、本章のデータは 2012 年と 2013 年の聞き取り調査で得たものである。	

県 S 鎮は、きのこの栽培がとりわけ進んでおり、きのこ農家の規模が比較的大きいと言われる¹³⁹。しかし、きのこの品種が販売価格の低いエノキとヒラタケに集中し、経済的効果が良くない。2006 年、徐州市は大型きのこ卸売市場の開業をきっかけにし、経済利益の大きいきのこ品種を導入させようと、「合作社法」の公布と連動し、きのこ農家ときのこ専業合作社への財政支援の優遇政策を打ち出した¹⁴⁰。

こうした中、2007 年 7 月、「合作社法」が施行してすぐに、50 人の大規模きのこ農家によって、徐州市 S 合作社が設立された。その中、独自の販売ルートを持つ農家経営者 9 人¹⁴¹と、大規模農家 34 人、あわせて 43 人は、2002 年から活動が始まった S 鎮きのこ専業協会（以下、S 協会）に所属していた。S 協会は H 県政府の下部組織¹⁴²であり、協会員を組織して①新品種のきのこの宣伝、②その栽培技術の勉強会、③ほかの産地への見学と交流などを継続した。残りの 7 人も地元の大規模きのこ農家である。この 50 人はいずれもヒラタケ

¹³⁸ 陸ほか [114] を参照。

¹³⁹ 2011 年 9 月に徐州市農業委員会への聞き取りによる。

¹⁴⁰ 徐州市農業委員会「徐州市食用菌産業十一五發展規劃」、2006 年。

¹⁴¹ S 合作社設立時点で、この 9 人はきのこを栽培する同時にその販売もしていたが、2008 年から 2011 年にかけて農業をやめてきのこの販売・包装・菌床栽培の会社をそれぞれに設立し、篤農家となった（表を参照）。

¹⁴² 2002 年 5 月に設立された。

栽培農家であるが、ヒラタケだけでは十分な収益を得られないという共通認識から新品種を探し栽培技術を共同で習得する目的でS 合作社を立ち上げた。理事3名と監事3名は、合作社員による一人一票での選挙で選ばれた。大規模農家であるX氏は理事長に就任した。

当初は、1人1万元の出資で、合計50万元の出資金であったが、現在1人6万元の出資とし出資金は300万元となった。合作社員も146名まで増加したが、増加した96名は現金出資を要求せず、その代わりに合作社に「流転」¹⁴³で土地を集積し、そこに自費できのこ専用ビニールハウス（1棟4万元で面積おおよそ2ムー）を建てることを義務付けられた。現在、合作社が「流転」により集積した土地は412ムーとなり、ビニールハウス205棟が建てられ、他に1,000トンの冷蔵庫2つと200m²のオフィスを持っている。

7 棟	1 人	3 棟	6 人
5 棟	2 人	2 棟	36 人
4 棟	2 人	1 棟	90 人
注) 聞き取り調査により筆者作成。			

(2) S 合作社の事業内容について

S 合作社の業務内容は①きのこ栽培技術の普及と指導、②菌床キット・肥料・農薬・機械などの生産資材供給、③きのこの斡旋販売である。

1) きのこ栽培技術の普及と指導事業

2007 年末に、S 合作社員大会で、2008 年に経済利益のより高い、台湾から導入した秀珍茸（ヒラタケの一種）を栽培することを決めた。

秀珍茸の栽培キットは1つ3元で、ビニールハウス1棟あたり12,000個となり、36,000元の資金を必要とするが、その代金の半分は後払いである。それにしても18,000元を容易に支出できる農家は多くない。また、2ムーを占める秀珍茸専用のビニールハウスは40,000元が必要となる。

S 合作社は合作社員に対する技術指導については、2008 年1月から福建省龍源市から高給で3人の技術者を招き、無料で合作社員に病虫害防除等の栽培技術指導を実施している。

¹⁴³ 土地請負権の交換のことであり、合作社は合作社員の土地を村の土地と交換させ、合作社が使う土地を集積した。

その形式は、S 協会のオフィスでの勉強会と、ビニールハウス内の現場指導である。勉強会は、毎月 2 回、30 分ほどの講座と、1 時間ほどの技術講習会と、30 分ほどの交流会に分けられ実施している。講座は徐州市農業科学院の専門家あるいは H 県の農業部門の幹部により中国の最新のきのこ産業に関するニュースやきのこ市場の動き、及びその対策などについて講じ、技術講習会は前述した技術者により秀珍茸について、栽培・収穫の操作、病虫害の予防と対策などを合作社員に教え、交流会は合作社員同志あるいは技術者との間で、秀珍茸の栽培に限らず生活全般の交流をしている。そして、現場指導については、技術者は火曜日・木曜日に合作社員の要求に応じて随時対応し、月・水・金に事前に決められた区域（ビニールハウス）を回り営農指導をしている。また、不定期にきのこに関するパンフレットを合作社員に配っている¹⁴⁴。

技術者の指導により合作社員が栽培技術の熟練度を高めているため、菌床キット 1 個あたりは 2008 年の 0.55kg の産出量に対して、2012 年に 0.7kg に増産し、13%アップした。

2) 菌床キット・肥料・農薬・機械などの生産資材供給事業

設立当初には、菌床キット・肥料・農薬・機械などの生産資材はすべて S 協会を通じて仕入して合作社員に供給していた。肥料・農薬・機械は大量購買のため市場価格より 10%–20%安く供給できるが、秀珍茸の菌床キットは、1 個あたり 3 元という価格で、S 協会が暴利を得ているのではないかと推測された。しかし、この菌床キットは徐州市市場にあまり流通しておらず、容易に手に入れることができないため、S 合作社員が不満をもちながら、S 協会から購買し続けていた。

そこで、2010 年 9 月に、合作社員である H 氏と I 氏はきのこ栽培をやめ、福建省の友達と一緒に菌床キット販売会社 HI を立ち上げ、福州市から菌床キットを購入して合作社に販売するようになった。これにより、菌床キットの価格は 1 個あたり 3 元から 1.5 元に下がった。また、2011 年 6 月に、HI 会社は生産設備を投資し、菌床キットを生産できるようになった。市場には 1.2 円で販売するが、S 合作社へは、大量のため 0.9 円で販売している。

そこで、S 合作社は、1 個あたり 0.1 元の手数料を取り、菌床キットを合作社員に 1 円で供給している。ちなみに、ビニールハウス 1 棟あたり 1.1 万個の菌床キットを設置できる。

¹⁴⁴ 2013 年 5 月まで、合計 17 期のパンフレットが配られている。

また、農薬・肥料など S 協会経由で供給した生産資材については、S 合作社は手数料を取らないことにした。

これらの生産資材代金は、四半期ごとに精算されている。資金を回せない合作社員に対して、最大半年の延長が認められている。

3) きこの幹旋販売事業

S 合作社の販売事業は、S 合作社設立当初、S 協会に所属していた独自の販売ルートを持つ 9 人の合作社員と深く関わっている。上記の H 氏と I 氏の HI 会社を除いてほかの 7 人もそれぞれに会社を立ち上げたのである。これから、この 7 人を中心に、S 合作社の販売事業の実態を明らかにしよう。

篤農家	設立時期	会社	経営内容
A 氏 (理事)	2007. 07	販売会社 A	北京・天津向けきのこ販売
B 氏	2007. 07	販売会社 B	上海向けきのこ販売
C 氏	2007. 07	販売会社 C	西安向けきのこ販売
D 氏	2007. 11	販売会社 D	地元徐州市向けきのこ販売
E 氏	2008. 03	販売会社 E	東北向けきのこ販売
F 氏	2008. 10	包装会社 FG	合作社に委託され、きのこを包装
G 氏			
H 氏	2010. 09	栽培キット販売会社 HI	福州市から菌床キットを購入して合作社に販売
I 氏			

注) 聞き取り調査により筆者作成。

まず、S 合作社の設立に従い、A 氏 (理事である) ・B 氏・C 氏が 2007 年 7 月に同時に販売会社 A・販売会社 B・販売会社 C、2007 年 11 月に D 氏が販売会社 D、また、2008 年 2 月に E 氏が販売会社 E を設立した。しかし、当時の合作社員はまだ普通のヒラタケを栽培し、各自の販売ルートで販売していたため、S 合作社の販売事業が機能していなかった。よって、この 3 つの販売会社も実質的に運営されていなかった。2008 年 2 月に秀珍茸を導入することと同時に、合計 5 つの販売会社が一斉に動き出した。よって、きのこ農家であったこの 5 人が農業をやめ、篤農家になったのである。

また、2008 年 10 月に F 氏と G 氏は包装会社 FG を設立し、S 合作社の秀珍茸の包装を請け負った。

合作社員が生産した秀珍茸を、包装会社 FG で包装し、S 合作社の斡旋により、統一の価格（市場価格より 15%高い）で 5 つの販売会社に販売する。S 合作社が秀珍茸をこの 5 社にしか斡旋販売しないという章程は規定されていないが、合作社員が設立した販売会社に優先に斡旋販売するというのは S 合作社設立当初に合作社員全員のコンセンサスである。もし S 合作社は秀珍茸の産出量が 5 社の販売能力を上回る場合であれば、秀珍茸をほかの会社あるいは商人に販売することが可能となる。包装についても同様である。

これらの販売会社が合作社員の年間生産量を事前に把握し、販売先の卸売市場やスーパーと契約し、そして S 合作社と契約し全量購入している。

実際の状況をみると、秀珍茸の菌床キットは 2 月から 11 月で 7 回収穫可能のため、収穫するたびに包装が必要となる。包装一回あたり 0.1 元であり、そのうちの 0.02 元は S 合作社の手数料である。そして 2012 年の場合は、菌床キット 1 個あたり 0.7kg 収穫でき、単価 10.7 元/kg のため 7.5 円で販売したため、S 合作社は販売手数料として 0.5 元をとっている。

2012 年	収穫量
1 回目	95g
2 回目	126g
3 回目	147g
4 回目	108g
5 回目	97g
6 回目	71g
7 回目	59g
合計	703g

注) 聞き取り調査により筆者作成。

(3) S 合作社の配当

S 合作社の事業利益は秀珍茸の包装手数料とその販売手数料である。

年度	菌床キット (万个)	単価 (元)	生産量 (トン)	売上 (万元)	手数料 (万元)			事業利益 (万元)
					包装	供給	販売	
2010	165	5.5	82.5	907.5	23.1	—	82.5	105.6
2011	198	6.7	118.8	1,326.6	27.7	19.8	99.0	146.5
2012	225.5	7.5	157.8	1,691.3	31.6	22.6	112.8	167.0

注) 聞き取り調査により筆者作成。

ビニールハウス 1 棟で計算してみよう。2012 年に、秀珍茸の菌床キットは 1 元で、手数料が 0.1 元となり、ビニールハウス 1 棟に 11,000 個を設置できるため、菌床キットの供給手数料は 1,100 元である。そして、菌床キット 1 個が 7 回収穫でき、収穫するたびに包装が必要となり、包装費用は 1 回あたり 0.1

元で、そのうちの0.02は手数料であるため、菌床キット1個の包装手数料は0.14元で、ビニールハウス1棟の包装手数料は1,540元である。また、菌床キット1個あたりの収穫量は0.7kgでその売上は7.5元で、販売手数料は0.5元となるため、ビニールハウス1棟の販売手数料は5,500元である。手数料の合計は8,140元であり、2012年のS合作社の事業利益は167万元である。

剰余金処分名目	定款上の処分 比率 単位：%	実際の処分状況 単位：万元 (%)				
		2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
積立金	15	—	4 (4.4)	8 (7.6)	8 (5.5)	10 (6.0)
再投入資金	5	10 (11.8)	20 (22.2)	20 (18.9)	20 (13.6)	25 (15.0)
公益金	5	20 (23.5)	6 (6.7)	8.5 (8.0)	8.5 (5.8)	10 (6.0)
うち技術研修 及び合作社教育	4	20 (23.5)	5.00 (5.6)	7 (6.6)	7 (4.8)	12 (7.2)
うち文化・福利事業 及び生活上の互助	1	—	1 (1.1)	1.5 (1.4)	1.5 (1.0)	3 (1.8)
分配可能な剰余	75	55 (64.7)	60 (66.7)	70 (66.3)	110 (75.1)	122 (73)
うち利用高配当	60	50 (58.8)	55 (61.1)	65 (61.6)	90 (61.4)	100 (59.9)
うち出資高配当	15	5 (5.9)	5 (5.6)	5 (4.7)	20 (13.7)	22 (13.1)
計 (剰余)	100	85 (100)	90 (100)	105.6 (100)	146.5 (100)	167 (100)

注) 聞き取り調査により筆者作成。

また、合作社員一人あたりはビニールハウス1棟で(約7.7トン)77,000元の売上げを得られる。そのうち、栽培キット11,000元、包装7,700元、農薬・肥料等約12,000元、手数料8,140元を引いて販売利益は38,160元¹⁴⁵となる。

¹⁴⁵ 一人当たりの数値である。

剰余金の分配についてみると、S 合作社の 2012 年の販売金額は 1,691.3 万円、事業利益（手数料）は 167 万円であった。3 人の理事及び 3 人の監事は無償であるが、会計 1 人（兼職）に 9,600 元、事務 1 人 14,400 元、技術者 3 人で計 18 万円、合計 20 万 4,000 元の人件費であった。それを引いて残った 146.6 万円は剰余金となり、その分配は次の通りである。まず、20%の積立金と 5%の固定資産への再投資資金を差し引き、15%は出資高に応じて、60%は利用高に応じて分配された。表 3-6 は、G 合作社の剰余金配当状況を示したものである。その特徴は以下の 5 点にまとめられよう。

第一に、S 合作社の剰余金処分は、定款上の剰余金処分率に従わずに、毎年変動しているが、利用高配当の割合は 60%程度を維持している。S 合作社の定款上の剰余金処分率は、積立金に 10%、再投入資金 10%、公益金に 5%（うち技術研修及び合作社教育に 4%、文化・福利事業及び生活上の互助に 1%）をあて、残りの 75%を分配可能な剰余金（うち利用高配当に 60%、出資高配当に 15%）として配当することとなっている。実際には、まず剰余金の 60%は利用高配当として決まっており、そして来年の生産計画とあわせて再投入資金と公益金を決めてから、残りは大まかに出資高配当と積立金に分ける。

第二に、生産規模を拡大するため、再投入資金にとりわけ使うことである。S 合作社の定款により、剰余金のうち 10%を再投入資金にあてることにしているが、2008 年から 2012 年の剰余金処分状況を見てみると、その比率は 10%より上回っているのである。

第三に、公益金にあてる比率は減少する傾向が見られる。S 合作社は技術研修及び合作社教育に当てる剰余金が定款上の比率より上回っている。特に 2008 年に秀珍茸を導入することによって、技術研修に使う剰余金が 20 万円で、23.5%にも及んだ。その後、合作社員が技術を習得したため、公益金の割合は低減する傾向にある。

第四に、剰余金の増加により、公益金のうちの「文化・福利事業及び生活上の互助」の比率は増加する傾向である。2008 年の 0%から 2012 年の 1.8%に増加し、剰余金の増加につれ、定款が規定した 1%を上回り、合作社員の文化・福利に注目しつつあると言えよう。

最後に、利用高配当比率を守り、出資高配当を重視しないことである。2008 年以来、S 合作社は秀珍茸を栽培し始めてから、利用高配当の 60%を厳守している。出資高配当は増加しつつあるが、定款の 15%を超えることはない。この点からみると、S 合作社が協同組合的性格を持っていると考える。

(4) S 合作社の運営に対する合作社員の参加

S 合作社に出資した合作社員は、合作社員の人数が増えているにもかかわらず、設立当初の 50 人とどまっている。いわゆる、設立の際には、すべての合作社員が出資したのである。「合作社法」第 17 条により、S 合作社員大会の選挙と議決を行う際、一人一票を基本に S 合作社員は各自一票の議決権を有すると章程に書かれた。実態としても、理事及び監事は一人一票制の選挙で選ばれたのである。

それ以降、S 合作社は参加したい農家に対して出資を要求しないが合作社員と認め、2012 年 9 月までに 96 名が新たに合作社員へと立場を変えた。これらの出資していない合作社員たちに対しても、S 合作社は一票の議決権を与えることにした。そして、これら一票の議決権を持っている合作社員に対して、最初の 50 人の合作社員は、「合作社法」により一人一票のほか付加議決権の 0.5 票¹⁴⁶を持つようになっている¹⁴⁷。これで、S 合作社において、146 人の合作社員が 171 票の議決権を持つようになった。この点で、1.5 票を持つ合作社員と 1 票のみの合作社員という 2 つの階層で S 合作社は構成されている。

出資していない合作社員	96 人	議決権	1 票	96 票
出資した合作社員	50 人	議決権	1 票	50 票
		付加議決権	0.5 票	25 票
合計	146 人			171 票
注) 聞き取り調査により筆者作成。				

2007 年 7 月から 2013 年 5 月まで、S 合作社は合作社員大会を 11 回行い、全合作社員が出席し、きのこの新品種の導入、栽培技術の改良、集荷基準などについて議論し、また、2007 年・2009 年・2011 年の 7 月合作社員大会で選挙が行われていた。これらの案件は多数決によって議決され、一人一票制の選挙で理事・監事を選出したのである。

最初の 50 人の合作社員が出資し、そのうちの 9 人の篤農家が S 合作社と取引をする 7 つの会社を立ち上げ、S 合作社において高い能力・威信を持ち、大

¹⁴⁶ 合作社の付加議決権の総数は、合作社合作社員の基本議決権総数の 20%以上を超えることができない。

¹⁴⁷ 「合作社法」第 17 条による。

きな役割を果たしており、この 50 人は S 合作社の主導権を握っているといっても過言ではない。にもかかわらず、S 合作社は会社を持っている合作社員にコントロールされておらず、合作社リーダーたちが儲かる道具にもなっていない。

よって、S 合作社は「合作社法」及び章程を厳守し、合作社員に一人一票の議決権を与え、利用高配当の比率を守り、民主的に運営し、協同組合的実態を有していると言えよう。

第 3 節 S 合作社員のアンケート調査

2012 年 9 月に S 合作社に斡旋を依頼し、合作社の役員をできるだけ避けた上で、S 合作社員から S 合作社が出資した農地面積別でランダムに選択し紹介してくれた 11 人（戸）に対して、アンケート調査をした。アンケート調査の結果は、秀珍茸の栽培面積の大きさで並べ、表 3-8 のようである。

アンケート調査の結果から、以下のことがまとめられよう。

- (1) 秀珍茸を比較的大規模に栽培している合作社員は出資しており、比較的小規模に栽培している合作社員は出資していない。これは S 合作社に参加する時期によるものであり、参加する前の農業規模の大きさにもよるものである。S1・S2 がビニールハウスハウスをそれぞれ 7 棟・5 棟を持っているのに対して、S3 から S11 は 1 棟～3 棟程度にとどまっている。
- (2) 合作社員の年齢と秀珍茸の栽培面積は反比例する。合作社員の年齢は若いほど、秀珍茸の栽培面積は大きくなり、合作社員の年齢は高いほど、秀珍茸の栽培面積は小さくなる。
- (3) 農業に従事している合作社員の年齢と収入は反比例する。合作社員の年齢は若いほど、ビニールハウス 1 棟あたり収入が高くなり、合作社員の年齢は高いほど、1 棟あたり収入が低くなる。
- (4) 農業に従事している合作社員（農家）の人数と収入は正比例になる。合作社員（農家）の人数が多いほど、1 ムーあたり収入が高くなる、人数は少ないほど、1 ムーあたり収入が低くなる。
- (5) 後継者のいる農家は少ない。11 戸農家のうちに、後継者のいない農家は半数以上、6 戸である。そして、後継者の状況は表 3-13 のようであり現在農業に従事していない後継者もいる。江蘇省北部にある徐州市は南部ほど経済が発展しておらず、工業・サービス業が比較的進んでいな

表 3-8 Sきのご專業合作社 — 合作社員アンケート調査結果 (11 戸)

	S1	S2	S3	S4	S5	S6	S7	S8	S9	S10	S11
加入時間	2007. 07	2007. 07	2009. 02	2010. 03	2008. 02	2011. 04	2010. 04	2011. 04	2009. 02	2010. 03	2011. 04
出資額	6 万元	6 万元	—	—	—	—	—	—	—	—	—
秀珍茸栽培面積	14 ムー	10 ムー	6 ムー	6 ムー	4 ムー	4 ムー	2 ムー	2 ムー	2 ムー	2 ムー	2 ムー
ビニールハウス数	7 棟	5 棟	3 棟	3 棟	2 棟	2 棟	1 棟	1 棟	1 棟	1 棟	1 棟
剰余農地	—	—	2 ムー	—	6 ムー	2 ムー	5 ムー	4 ムー	6 ムー	4 ムー	5 ムー
家族状況 (農業に従事して いる人の下に線を 引いている)	夫 45 歳 妻 40 歳 長女 20 歳 長男 17 歳	夫 44 歳 妻 36 歳 父 66 歳 長男 14 歳	夫 32 歳 妻 27 歳 弟 25 歳 長女 4 歳	夫 51 歳 妻 54 歳 長男 29 歳 嫁 27 歳	妻 66 歳 長男 45 歳 嫁 40 歳	夫 66 歳 妻 64 歳 長男 41 歳 嫁 38 歳	夫 67 歳 妻 67 歳 長男 45 歳 嫁 41 歳	夫 71 歳 妻 71 歳 長女 38 歳 婿 43 歳	妻 57 歳 長女 32 歳 婿 35 歳	夫 71 歳 長男 46 歳 嫁 40 歳	夫 68 歳 妻 68 歳 長男 39 歳 嫁 37 歳
後継者	長男	—	—	長男	長男	長男	—	—	—	長男	—
合作社以外の 経営内容	鶏	鶏、豚	鶏、豚、羊	鶏、豚	コメ、野 菜、鶏、豚	野菜、鶏、 豚	コメ、鶏、 羊	コメ、野 菜、鶏、豚	野菜、鶏、 豚、羊	コメ、野 菜、鶏、牛	コメ、鶏、豚
ビニールハウス 1 棟あたり収入	45,000 元	42,000 元	46,000 元	40,000 元	38,000 元	40,000 元	36,000 元	36,000 元	41,000 元	35,000 元	36,000 元
秀珍茸収入	315,000 元	210,000 元	138,000 元	120,000 元	76,000 元	80,000 元	36,000 元	36,000 元	41,000 元	35,000 元	36,000 元
剰余農地の 1 ムーアあたり年収	—	—	3,000 元	—	1,500 元	1,500 元	2,000 元	3,000 元	2,000 元	2,200 元	2,500 元
剰余農地総年収	—	—	6,000 元	—	3,000 元	3,000 元	6,000 元	6,000 元	8,000 元	4,400 元	5,000 元
農家総年収	315,000 元	210,000 元	144,000 元	120,000 元	79,000 元	83,000 元	42,000 元	42,000 元	49,000 元	39,400 元	41,000 元
秀珍茸収入が年収 に占める割合	100%	100%	95.8%	100%	96.2%	96.4%	85.7%	85.7%	83.7%	88.8%	87.8%
注) 聞き取り調査により筆者作成。											

農家	年齢	1棟あたり収入
S3	夫 32歳	46,000 円
	妻 27歳	
	弟 25歳	
S1	夫 45歳	45,000 円
	妻 40歳	
	長女 20歳	
	長男 17歳	
S2	夫 44歳	42,000 円
	妻 36歳	
	父 66歳	
S9	妻 57歳	41,000 円

注) 聞き取り調査により筆者作成。

農家	年齢	栽培面積
S1	夫 45歳	14 ムー
	妻 40歳	
	長女 20歳	
	長男 17歳	
S2	夫 44歳	10 ムー
	妻 36歳	
	父 66歳	
S3	夫 32歳	6 ムー
	妻 27歳	
	弟 25歳	
S4	夫 51歳	6 ムー
	妻 54歳	
	長男 29歳	

注) 聞き取り調査により筆者作成。

農家	年齢	1棟あたり収入
S10	夫 71歳	35,000 円
S7	夫 67歳	36,000 円
	妻 67歳	
S8	夫 71歳	36,000 円
	妻 71歳	
S11	夫 68歳	36,000 円
	妻 68歳	
S5	妻 66歳	38,000 円
	長男 45歳	

注) 聞き取り調査により筆者作成。

農家	年齢	栽培面積
S10	夫 71歳	2 ムー
S8	夫 71歳	2 ムー
	妻 71歳	
S11	夫 68歳	2 ムー
	妻 68歳	
S7	夫 67歳	2 ムー
	妻 67歳	
S9	妻 57歳	2 ムー

注) 聞き取り調査により筆者作成。

表 3-13 後継者のある農家			
農家	後継者	年齢	現在農業に従事しているかどうか
S1	長男	17 歳	○
S4	長男	29 歳	○
S6	長男	41 歳	×
S5	長男	45 歳	○
S10	長男	46 歳	×

注) 聞き取り調査により筆者作成。

いため、後継者の年齢が若いのである¹⁴⁸。

(6) S 合作社員の S 合作社による収入、いわゆる秀珍茸の収入は総年収に占める割合が高い。この 11 人 (戸) のうちに、秀珍茸の収入は総年収の 100% を占める農家が 3 人 (戸)、90% 以上を占める農家が 3 人 (戸)、80% 以上を占める農家が 5 人 (戸) であり、最も割合の低い農家でも 83.7% に及んだ。よって、秀珍茸は農家に対して重要な収入源となり、S 合作社への参加は農家の増収に大きな役割を果たしたと考えられる。

最後に、S 合作社に対する評価及び意見については、表 3-14 の通りに総括した。アンケート調査をしたすべての合作社員が、S 合作社に参加してからの増収・導入した栽培品目・利用高配当制度・一人一票での選挙及び民主的管理に満足していることがわかった。また、ビニールハウスの改良¹⁴⁹・新品種の導入・信用事業の展開などの要望も見られる。民主的運営がされている S 合作社においては、合作社員の要望に従い、これからも新たな事業を展開するであろう。

¹⁴⁸ 徐州市農業委員会による。

¹⁴⁹ S 合作社によると、今のビニールハウスでは菌床キットを一層しか設置できないが、改良すれば、三層を設置できるようになり、合作社員の増収に繋がる。

表 3-14 S 合作社に対する評価及び意見	
合作社に加入する前より増収した。	全員
合作社に参加してよかった。	全員
理事や監事などのリーダーが、助けてくれて感謝している。	S7・S10・S11
一人一票を持たせてくれたので、合作社の民主的管理ができ、満足である。	全員
利用高配当という制度がよかった。加入する前に聞いたことがない。	全員
秀珍茸は今好調が続いているが、いつまで続くか心配している	S5・S9・S11
秀珍茸を栽培してよかった。	全員
秀珍茸のビニールハウスを改良してほしい。	S1
ほかのきのこの品種を導入してほしい。	S1・S2・S5
銀行がローンを貸してくれないので、合作社にはこの事業をやってほしい。	S4・S5
注) 聞き取り調査により筆者作成。	

第4節 まとめ

最後に、S 合作社の実態と成果をまとめよう。

きのこ農家 50 人は、自ら S 合作社を設立し、新たな品種を導入し合作社員に栽培させ、その経済的効果を発揮したことと共に、周りの零細なきのこ農家を集めてきた。この 50 人はいずれも大規模、かつ商業感覚をもっている農家である。S 合作社は設立した翌年に、早くも新たなきのこ品種を導入し経済的効果を発揮したのである。そして、50 人の中の 9 人は販売会社 5 つ・菌床キット供給会社 1 つと包装会社 1 つを設立した。そのうちの販売会社は、S 合作社の秀珍茸取扱量が増えつつあるにも関わらず、しっかりと販売先を掴み販売ルートを確認でき、S 合作社の商品の販路を開拓した。菌床キット供給会社は独自のルードで仕入れた菌床キットを比較的安い価格で S 合作社に供給し、また菌床キットを生産できるようになり、さらに合作社員の生産コストを低めた。包装会社は市場価格より安い価格で秀珍茸の個別包装業務を提供している。

また、S 合作社は、設立して6年間に96名が新たに合作社員へと立場を変え、秀珍茸の栽培面積も110 ムー増え410 ムーとなった。合作社員の増加に伴い、S 合作社は秀珍茸の栽培面積・斡旋販売額・剰余金にもと増大傾向を示している。

このような合作社は、大規模農家・篤農家である商人により主導され、剰余金が横領され、協同組合的性格を持たず、農村能人型合作社になるケースが一般的である。

しかしながら、S 合作社は剰余金の利用高配当の比率を定款に書いただけでなく、その比率をずっと守って分配してきた。そして、合作社員大会においては、合作社員に議決権を持たせた上で、案件を議論されており、また一般的な推薦という形を取らず、一人一票での選挙が行われ、民主的に運営されていると見られる。

このように、複数の大規模農家を中心にS 合作社が設立されることによって、大規模農家として栽培技術・経験と篤農家としての商業的感覚・能力を共有するのみならず、そこから産出した利益も共有された。また、S 合作社において、複数の中心人物はそれぞれに生産、供給、加工、販売など各方面の利益を代表し、相互に監督しているなかで、一人一票制、合作社員大会の開催、利用高での配当からみると、協同組合としての実態を獲得しつつあるといえよう。

ただし、理事長及び複数の中心人物が、S 合作社の指揮を取り、また彼らは一般的合作社員と2つの階層に分かれており、利益が一致しなければ、一般的合作社員の利益は損なわれる可能性があると考えられる。

第4章 「農村經紀人」による專業合作社の形成と組織・事業の特徴— 江蘇省蘇州市 G 茶葉專業合作社—

第1節 本章の課題

1 課題

2007年に「合作社法」が施行してから、中央政府ないし地方政府は、財政支援、税制優遇などの優遇政策を打ち出し、2012年末には全国各地に73万社を越える專業合作社が急速に設立され、中国市場經濟における重要な構成部分になりつつある。

しかし、その実態は極めて多様であるため、合作社の類型化と類型ごとの検討が行われてきた。專業合作社の形成主体別視点から、農村能人主導型、技術普及組織主導型、郷村幹部主導型、龍頭企業主導型、供銷社系列型、卸売市場主導型、農民主導組合理型という類型化がなされてきている。

その中で農村能人主導型が一番多いとされているが、その協同組合としての実態は不十分な点が多く見られる。しかし、協同組合的な発展の可能性を持っており、極めて重要な類型であると思われる。そして、農村能人主導型の中に、「農村經紀人」が主体となったタイプがある。「經紀人」とは、中国語で「仲立人」を意味する言葉であり、農村部で農産物の取引を媒介する仲立人が一般的に「農村經紀人」と呼ばれる。よって、農家を市場に連結させ、商品經濟化に対応できる「農村經紀人」が主体となった專業合作社の組織・事業構造を解明することは重要だと考えられる。

しかしながら、これまで「農村能人」が主体となったものに関する研究は多くされてきたが、農家と市場の間にパイプとなり、仲介費用しか取らない、經濟感覺のある「農村經紀人」が主体となった專業合作社の展開とその実態を明確にした研究は未だに少ない。

よって、本章の課題は、こうした專業合作社における「農村經紀人」が主体となったものの組織・事業構造を、「農村經紀人」の多く見られる江蘇省蘇州市におけるG茶葉專業合作社を事例に明らかにすることである。「農村經紀人」の主導した專業合作社の組織・事業構造に焦点を当てることにより、当該專業

合作社の協同組合的性格を解明することは重要な意義を持つと考える。

また、專業合作社が未だ設立からの発展過程という変化段階にあり、参加農家の利益についての考察も必要であると考え、農家のアンケート調査をし、「農村經紀人」主導の專業合作社において、合作社員の生活水準の変化及び問題点を明らかにしたい。

2 構成と対象

本章では、「農村經紀人」主導の專業合作社事例における聞き取り調査と農家のアンケート調査に基づき、その事業内容と経営実態と合作社員の生活水準の変化を明らかにすることで課題に接近する。

取り上げる対象は、中国を代表する銘茶—碧螺春（へきらしゅん）の主産地、江蘇省蘇州市のG茶葉專業合作社（以下、G合作社）である。G合作社設立にあたっては、「農村經紀人」S氏が中核的な役割を果たしており、協同組合設立における「農村經紀人」の役割と設立以降の「農村經紀人」の有り様を明らかにする上で適切な事例である。なお、現地での聞き取り調査は2011年9月と2012年9月に2回実施し、電話による補足調査は2012年11月と2013年5月に2回実施した。

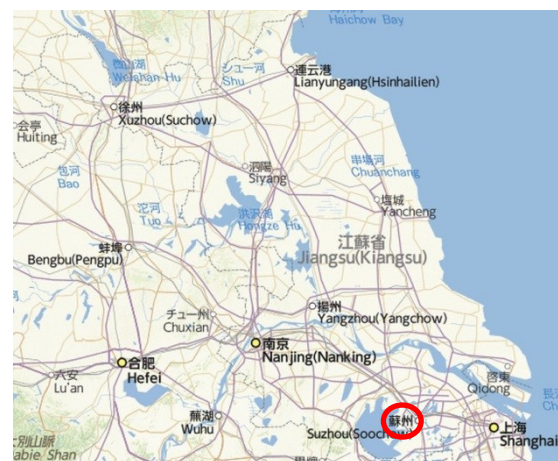
図 4-1 G 合作社の所在地

第2節 G 合作社の調査事例

1 G 合作社の設立前史

碧螺春は、中国の緑茶であり、中国十大銘茶の一つである。産地は、江蘇省の太湖の島洞庭山である。太湖洞庭山上の東山に、碧螺峰があることから、この峰に因み名づけられたという¹⁵⁰。

しかしながら、中国十大銘茶の一つと



注) ヤフーマップにより筆者加工。

¹⁵⁰ <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%A2%A7%E8%9E%BA%E6%98%A5> により。

いっても、80年代はじめの頃に市場経済はまだ発達しておらず、農産物流通市場も開放していなかったため、国営のルートを経由して全国に流通したのは碧螺春のごく一部であった。

お茶農家は朝に茶樹からお茶を摘み、午前中に素手でお茶を釜炒りし、午後250g単位で紙袋に詰めた茶葉を、碧螺春という名前と値段を書いたダンボールに入れ、自らそれを持って道路側に立ち路上販売していたが、包装が良くないため、茶葉の質も落ち、250gで1元¹⁵¹という安価でしか売れなかった。このような路上販売した量はおよそ茶葉生産量の6割程度にも至った。

S氏はもともと東山に住んでいたお茶農家であり、86年から路上販売もしていた。S氏は、有名なお茶にも関わらず割安な価格でしか販売できないことに納得いかなかったため、積極的に周辺地域の売れる特産物の売り方を学び、88年から茶葉を50g単位の小袋にし、その包装も改良し、また簡易なブースを立て販売した。ささいな改良であったが、すぐ売れるようになり、50gで0.5元¹⁵²となった。知り合いのお茶農家は自分の茶葉をS氏に委託し、売上の10%を手数料としてS氏に支払った。

90年にS氏は自家の8ムーの茶園を引き続き栽培するように妻と両親に託し、「農村經紀人」として斡旋販売に専念した。販売方式は次の通りである。お茶農家からお茶をもらい、販売してから精算し、手数料だけとるという委託販売であった。S氏はこうして儲けながらたくさんの人脈を作り、91年から毎年各地にて販路を広げ、東山の碧螺春の名を全国に知らせつつあった。こうした中、周辺地域のお茶農家のS氏へのお茶の委託販売の期待は高まる一方であったが、S氏は流動資産を増大させ、95年から茶葉を買い付けはじめ、産地商人にもなった。

しかし、産地商人は買い付けのための膨大な流動資産が必要である。S氏は50万円の借金をした直後、97年の茶葉価格が暴落したため全資産を失った。このことにより、S氏は産地商人をやめ、99年から「農村經紀人」に改めて戻ったのである。このこともS氏はG合作社を設立する一つの動機となった。また、もうひとつの動機として、鮮度が落ちやすい茶葉を鮮度と香りを保ちなが

¹⁵¹ 1986年-1987年の価格である。

¹⁵² 1988年に茶葉の価格が250g単位で1.6元であった。

らより長期間貯蔵できるような冷蔵庫建設のための資金調達が挙げられる。

そして 2005 年 6 月、S 氏を中心に合作組織としての G 合作社が設立された。販売手腕で人気を集めていた S 氏は、合作社員により推薦され理事長となった。以下、G 合作社設立以降の実態についてみていくことにしよう。

2 G 合作社にける事業の実態

(1) G 合作社の設立について

2005 年 6 月 1 日、S 氏を中心にほかの「農村經紀人」や大規模お茶農家あわせて 14 人が発起人となり、G 茶葉合作社が設立され、民政局にて登記された（「合作社法」が実施されたため、2008 年 1 月 20 日に農民專業合作社として工商局にて登記され、「G 茶葉專業合作社」に改名した）。この 14 人には「農村經紀人」は 1 人、大規模お茶農家¹⁵³3 人、一般のお茶農家 10 人である。2012 年調査時点では合作社員は 364 人になり、そのうち、「農村經紀人」8 人、大規模お茶農家 19 人、一般のお茶農家 337 人である。

出資金について、設立当初は 28 万元であり、そのうち、理事長である S 氏の出資金は 15 万元であり、その他の合作社員は一人あたり 1 万元を出資した。この時点では、土地株はまだなかった。「合作社法」が実施されてから、土地を株にできるようになったため、2008 年に土地株が 850 ムーになった。2010 年では、100 万元を出資した S 氏をはじめ、43 人の合作社員は 325 万元を出資した。また、合作社員全員は土地

類型	農村能人主導型合作社 （「農村經紀人」型）
設立主体	農村能人
理事長身分	「農村經紀人」
所在地	江蘇省蘇州市
成立时间	設立 2005. 06. 01 登録 2008. 01. 20
出資金	537 万元 現金：28 万元⇒325 万元 （一株 5 万元）（理事長は 100 万元） 土地：2, 120 ムー（1 ムーは 1, 000 元に相当）
合作社員数	205 人⇒364 人
理事会	3 人⇒8 人
監事会	3 人⇒8 人
合作社員総会	年 2 回開催
選挙	推薦された候補は総会で就任
買付	する
剰余金分配	出資高 55% 利用高 26% （新芽の出荷量） 積立金 19%
経営種類	碧螺春茶葉 果実
主な事業内容	① 栽培技術の普及と指導 ② 特定された種・肥料・農薬・機械などの生産資材供給 ③ 新芽の買付け及び加工 ④ 茶葉と果実の販売
登録商標	「GN」
資料：聞き取り調査により筆者作成	

¹⁵³ 本章において、25 ムー以上お茶を栽培する農家は大規模お茶農家という。G 合作社所在地の工商局による。

株を出資し、2120 ムーの土地が集まった。

2012 年調査時点では、G 合作社は新芽専用冷蔵庫 1 つ、茶葉専用冷蔵庫 2 つ、茶葉生産室 8 棟、包装室 2 棟、2 階建てオフィス 1 棟、茶館 1 つを固定資産として所有している。

G 合作社は 8 人の理事会と 8 人の監事会を設置し、合作社員代表大会を年 2 回、合作社員総会を年 1 回開催し、財務情報は四半期ごとに公開している。

(2) G 合作社の事業内容について

表 4-1 のように、G 合作社の主な事業内容は①栽培技術の普及と指導；②特定された種子・肥料・農薬・機械などの生産資材供給；③新芽の買付け及び加工；④茶葉と果実の販売である。以下、具体的に述べていくことにしよう。

1) 栽培技術の普及と指導

江蘇省常緑果樹研究センターと東山農林サービスステーションは G 合作社に依頼され営農指導に当たり、茶樹の栽培・茶樹の果樹間作栽培などを月 1 回のペースで指導する。農閑期には資料を合作社員に配り技術勉強会という形が主になり、農繁期にはだいたい茶園で病虫害や茶樹及び果樹の状況について具体的に指導する。また、G 合作社は年 2 回に茶葉の消費地から茶葉商人を招き、マーケティングや茶葉と果実市場の動向などについての研修会に合作社員を参加させる。

現金株		土地株	
10 万元以上	1 人	25 ムー以上	19 人
10 万元	3 人	10 ムー以上	78 人
5 万元	39 人	5 ムー以上	196 人
		5 ムー以下	71 人

注) 聞き取り調査により筆者作成。

2) 生産資材供給

お茶の苗木は東山農林サービスステーション（合作社所在地）からあっせん供給される。購入時に、G 合作社が一括払いを行い、後に合作社員と精算する。

G 合作社の茶樹には有機肥料のみ使うが、その値段は無機肥料より高く、市場価格 1 トンあたりは 600 元である。G 合作社の供給価格は 550 元であるが、合作社が 250 元の補助金を出し、農家は実質に 300 元で購入できる。また、2010 年から農家 1 戸につき 350kg を無料で供給している。

農薬についても、G 合作社は市場価格より約 13% 安く供給する上で、さらに 20% の補助を出す。G 合作社は肥料と農薬の代金を先に支払い、農閑期に合作社員と精算する。

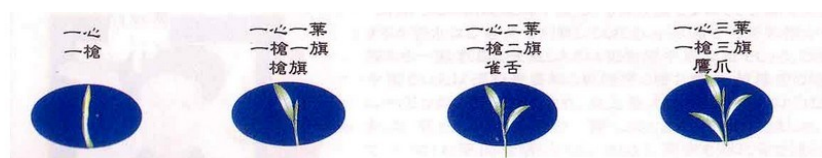
農用機械は主に静電噴霧器が使われている。静電噴霧器の市場価格は 680 元であるが、G 合作社の供給価格は 580 元で、さらに江蘇省農林庁は茶樹補助金 300 元と合作社は補助金 80 元を出すため、合作社員は実質的に 200 元で購入できる。その代金は購入する時に支払う。

3) 新芽の買付け及び加工

G 合作社は合作社員により手で摘みとった新芽¹⁵⁴を 7 ランクに分け買い付ける。ランクの基準となるのは主に採取する新芽の時期である。

二十四節気の春分（3 月 20 日前後）の前に摘み取った新芽は、一心¹⁵⁵の新芽は極品、一心一葉の新芽は特 1 級となる（別称：社前茶）。G 合作社は極品と特 1 級を区別せずに同じ価格で買付けるが、あとから分別する。そして中国で墓参りの時期として有名な清明（4 月 5 日前後）の前に採取した新芽は特 2 級となる（別称：明前茶）。また清明から穀雨（4 月 20 日前後）までの 15 日間を 3

図 4-2 新芽のランクについて



注) http://www.uloncha.com/r_lucha2.htm により。

¹⁵⁴ 中国では有名な緑茶は春茶（一番茶）の新芽しか使わない。夏茶（二番茶）は主に紅茶に使われ、秋茶（三番茶）は春茶ほど品質がよくないが、夏茶よりよいため、一般的な緑茶に使われている。聞き取り調査による。

¹⁵⁵ 中国では、「葉の芽」は「一心」（一槍）と、「葉の芽」その直ぐ下の「葉」は「一心一葉」（旗槍）と固有の名称で呼ぶ。次のランクは「一心二葉」（雀舌）となり、「一心三葉」（鷹爪）が続く。聞き取り調査による。図 4-2 を参照。

等分し、それぞれの時間帯に採取した新芽は1級、2級、3級となる（別称：雨前茶）。以上のランクはいずれも一心二葉までの新芽のみ取り扱う上級品である。穀雨から一週間以内に採取した一心二葉の新芽は碧螺春として取り扱わずに炒青特級となり、立夏（5月5日前後）まで採取した一心三葉の新芽は炒青1級となる。立夏以降は新芽を採取しない。それぞれの買付け値段は表4-3のようであり、代金は買付ける時即精算である。

表 4-3 新芽の採取時期、買付価格と茶葉販売価格一覧表			
茶葉のランク	新芽の採取時期	新芽の買付価格	茶葉の販売価格
碧螺春極品	～03. 19	700	9,000
碧螺春特1級			6,400
碧螺春特2級	03. 20～04. 04	400	5,000
碧螺春1級	04. 05～04. 09	240	3,600
碧螺春2級	04. 10～04. 14	140	2,000
碧螺春3級	04. 15～04. 19	80	1,200
炒青特級	04. 20～04. 26	60	700
炒青1級	04. 27～05. 05	40	440
単位：元/kg			
注) 聞き取り調査により筆者作成。			

G 合作社は新芽を採取する時期に毎日9時と12時の二回新芽の買付けをし、その後すぐ茶葉作りの作業に入る。

碧螺春の茶葉作りは摘み取ったばかりの新芽を釜炒りし、熱を加え酸化・発酵を抑える殺青、新芽を栄養や香りがより抽出し易いように手揉みする揉捻、新芽の形を丸い粒状に作り込んだり、扁平な姿に作り込んだりする成型、およそ7%の水分率までにさせる乾燥、といった4つの工程となる。これらの工程は焙煎・製茶機械を使わず高給で雇用している中国一流の職人により行われる。殺青の新芽量、揉捻の際の手間などで差をつけることで、製品としての価値が

かわる。一人の職人が、一つの炒り釜で連続的にすべての工程をこなし、このため茶葉の出来の良し悪しは、一人の職人の技能のみに掛かり、職人芸という表現が将に当てはまるとも言われる¹⁵⁶。

また、茶葉を 1kg 生産するにはおよそ 7kg の新芽が必要となる。

4) 茶葉と果実の販売である。

出来立ての茶葉を 5g 単位で真空パックに入れ、包装して販売する。また、農家は茶樹の果樹（びわ、銀杏、栗、ヤマモモなど）間作栽培を行い、合作社はその果実を斡旋販売する。

近年、碧螺春茶葉は世界に名を上げ、茶葉商人が絶えずに購買しにくるため、好調が続いている。G 合作社の販売価格も上がる一方である。

そのため、G 合作社は茶葉の販売に、合作社員が生産した果実を市場価格で購買する条件を、付加条件として付け加えた。果実の販売に、G 合作社は 10% の手数料をとる。

(3) G 合作社の配当

表 4-5 は、G 合作社の剰余金配当状況を示したものである。その特徴は以下の 5 点にまとめられよう。

- 1) G 合作社の剰余金処分は、定款上の剰余金処分率に従わずに、毎年変動することである。G 合作社の定款上の剰余金処分率は、積立金に 10%、公益金に 5%（うちうち技術研修及び合作社教育に 3%、文化・福利事業及び生活上の互助に 2%）をあて、残りの 85% を分配可能な剰余金（うちうち利用高配当に 60%、出資・持分額配当に 25%）として配当することとなっている。しかしながら、実際には、まず出資・持分額配当を、出資高の 12% に固定して決めている。そして、大まかに積立金と公益金を決め、残りは利用高配当となる。

	売上高	剰余金
2008 年	470	37
2009 年	700	71
2010 年	956	117
2011 年	1,400	189
2012 年	1,550	217
単位：万元		
注) 聞き取り調査により筆者作成。		

¹⁵⁶ 前掲注 155 を参照。

- 2) 生産拡大のため、内部留保を重視することである。G 合作社の定款の規定により、剰余金のうち 10%を積立金にあてることにしているが、2008 年から 2012 年の剰余金処分状況を見てみると、積立金の比率はずっと 10%より上回り、2011 年に 26.46%にも及んだ。

表 4-5 G 合作社の剰余金処分状況						
剰余金処分名目	定款上の 処分比率	実際の処分状況				
	単位：%	単位：万元 (%)				
		2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
積立金	10	8.00 (21.62)	10.00 (14.08)	15.00 (12.82)	50.00 (26.46)	50.00 (23.04)
公益金	5	4.00 (10.81)	5.00 (7.04)	7.00 (5.98)	10.00 (5.29)	10.00 (4.61)
うち技術研修 及び合作社教育	3	4.00 (10.81)	5.00 (7.04)	5.00 (4.27)	7.00 (3.70)	7.00 (3.23)
うち文化・福利事業 及び生活上の互助	2	—	—	2.00 (1.71)	3.00 (1.59)	3.00 (1.38)
分配可能な剰余	85	25.00 (67.57)	56.00 (78.87)	95.00 (81.20)	129.00 (68.25)	157.00 (72.35)
うち利用高配当	60	11.44 (30.92)	42.44 (59.77)	30.56 (26.12)	64.56 (34.16)	92.56 (42.65)
うち出資高配当	25	13.56 (36.65)	13.56 (19.10)	64.44 (55.08)	64.44 (34.10)	64.44 (29.70)
計 (剰余)	100	37 (100)	71 (100)	117 (100)	189 (100)	217 (100)

注) 出資金は 2008 年—2009 年 113 万元、2010 年から 537 万元である。聞き取り調査により筆者作成。

- 3) 剰余金は増加する一方であるが、公益金をあてる比率は減少していることである。G 合作社は技術研修及び合作社教育に使う剰余金は定款

上の比率に達しているが、連年の減少により、公益金は 2012 年に定款上の比率を下回る事になった。

- 4) 出資・持分額配当比率は減少する傾向、利用高配当比率は増加する傾向が見られることである。出資・持分額配当は出資高の 12%の固定額であり、2008 年から剰余金の増加が続くため、2010 年に G 合作社は出資金を増資するといった要素を除き、出資・持分額配当比率は低くなりつつある。その一方、利用高配当比率は高まり、2009 年に 59.77%にも至った。
- 5) 出資・持分額配当利率は銀行利息より高いことである。銀行利息は、2008 年始に 4.14%、2009 年始に 2.25%、2010 年始に 2.25%、2011 年始に 2.75%、2012 年始に 3.50¹⁵⁷となるが、G 合作社の出資・持分額配当利率は出資高の 12%となり、銀行利息より遥かに高いことがわかった。

(4) G 合作社の運営に対する合作社員の参加

「合作社法」第 17 条により、専業合作社合作社員大会の選挙と議決を行う際、一人一票を基本に合作社員は各自一票の議決権を有する。ただし、出資額あるいは合作社との取引量(額)が大きな合作社員は、定款規定により、付加議決権¹⁵⁸を持つことができる。

これに対して、G 合作社員の多くは農地 5 ムーと少額な出資に留まっているが、理事長の S 氏の出資額は 100 万元であり、現金株の 1/3 近くを占め、唯一付加議決権を行使できる基準を満たしているにも関わらず、G 合作社の定款は、そのような規定が定まっておらず、一人一票と書かれている。

しかしながら、実態としては、一人一票の投票が行われていないため、付加議決権を行使する必要もない。G 合作社では、合作社員が設立当初の 205 人から 2012 年 9 月現在の 364 人まで増加し、「合作社法」により合作社員代表大会という形で合作社員大会を実施している¹⁵⁹。代表大会は、2008 年設立以来 2012

¹⁵⁷ <http://data.bank.hexun.com/11/ck11.aspx> により。

¹⁵⁸ 合作社の付加議決権の総数は、合作社合作社員の基本議決権総数の 20%以上を超えることができない。

¹⁵⁹ 「合作社法」第 25 条により、百五十名以上の合作社員が構成する専業合作社は、定款

年9月までに9回開催され、理事と監事と合作社員代表¹⁶⁰あわせて毎回20数人が出席し、お茶の買付価格、茶葉の販売価格と販路の確保、市場動向などについて議論されている。意見が一致している場合はともかく、一致しないで激しく議論する場合は、主に理事長と二人の理事が強引に決める。理事長とこの二人の理事がいずれにしても、販路を持つ、市場動向がわかる人であり、また、多額に出資しているため、ほかの代表は対抗しようもできない状況である。

そのほか、年一回の合作社員総大会も毎年の春節前に行われている。過去一年間においてG合作社の運営状況と剰余金の配当、これからの市場に対する予測などを合作社員に話をすること、合作社代表による合作社に対するアドバイスを聞いて議論すること、また財務状況を公開することは主な内容である。一人一票の投票による選挙は行われておらず、当期の理事の推薦により次期の理事・監事を選出するのである。

よって、G合作社においては、出資額の多少及び能力を持つかどうかが決議権の大小に及ぼす影響は大きい。よって、G合作社は、民主的に運営していく素地が見られない。

第3節 G合作社員のアンケート調査

2012年9月にG合作社に斡旋を依頼し、合作社の役員をできるだけ避けた上で、G合作社員からG合作社が出資した農地面積別でランダムに選択し紹介してくれた14人(戸)に対して、アンケート調査を行った。アンケート調査の結果は、出資農地面積の大きさで並べ、表4-6の通りである。

アンケート調査の結果から、以下のことがまとめられる。

の定めるところにより合作社員代表大会を設けることができる。合作社員代表大会は、定款の定めるところにより合作社員大会の一部あるいは全部の職権を行使することができる。

¹⁶⁰ 投票ではなく、栽培規模・出資多少により推薦で代表を選出する。

表 4-6 G 茶葉專業合作社 — 合作社員アンケート調査結果 (14 戸)

農家	G1	G2	G3	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10	G11	G12	G13	G14
加入時間	2005.06	2006.04	2005.06	2005.06	2008.01	2008.01	2006.01	2006.04	2006.04	2008.04	2010.01	2006.04	2006.01	2006.04
出資額 (現金)	5 万元	5 万元	5 万元	5 万元	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
出資農地 面積	11 ムー	9 ムー	7 ムー	6 ムー	6 ムー	6 ムー	5 ムー	5 ムー	5 ムー	5 ムー	5 ムー	4 ムー	3 ムー	2 ムー
農地総面積	11 ムー	9 ムー	7 ムー	7 ムー	8 ムー	12 ムー	5 ムー	5 ムー	8 ムー	5 ムー	5 ムー	8 ムー	5 ムー	6 ムー
家族構成 (農業に従 事している 人の下に線 を引いてい る)	夫 72 歳 妻 66 歳 長男 48 歳 長男嫁 47 歳 次男 45 歳 次男嫁 40 歳	夫 56 歳 妻 57 歳 長女 30 歳 婿 32 歳	夫 51 歳 長女 26 歳 婿 26 歳	夫 57 歳 妻 51 歳 長男 31 歳 長男嫁 28 歳 長女 25 歳	夫 92 歳 三女 64 歳 三女婿 66 歳 孫 39 歳 孫嫁 36 歳	夫 80 歳 妻 83 歳 長男 60 歳 長男嫁 58 歳 孫 36 歳 孫嫁 31 歳	夫 70 歳 妻 64 歳 長男 44 歳 長男嫁 38 歳 孫 18 歳	夫 67 歳 妻 67 歳 長男 45 歳 長男嫁 41 歳	夫 55 歳 妻 55 歳 長女 25 歳	夫 56 歳 妻 54 歳 長男 28 歳	夫 80 歳 妻 70 歳 長男 51 歳 長男嫁 45 歳	夫 50 歳 妻 46 歳 長女 22 歳	妻 78 歳 長女 60 歳	夫 77 歳 妻 71 歳
後継者	次男	—	—	—	三女	長男	長男	—	—	—	—	—	長女	—
栽培品目	茶樹 びわ	茶樹 銀杏	茶樹 びわ	茶樹 びわ	茶樹 栗	茶樹 栗	茶樹 栗	茶樹 びわ	茶樹 銀杏	茶樹 栗	茶樹 栗	茶樹 ヤマモモ	茶樹 栗	茶樹 びわ
合作社以 外の経営 内容	鶏 豚	鶏 アヒル	鶏 アヒル 豚	コメ 鶏 豚	コメ 鶏 豚	コメ 鶏 アヒル	アヒル 豚	鶏 牛	コメ 豚	—	鶏 アヒル 豚	コメ 野菜 鶏 豚	コメ 豚 牛	コメ アヒル ガチョウ 豚
出資した 農地 1 ムー あたり収入	11,000 元	14,000 元	10,000 元	14,000 元	11,000 元	12,000 元	10,000 元	11,000 元	14,000 元	13,000 元	10,000 元	11,000 元	8,500 元	9,000 元
出資した農 地の年収	110,000 元	126,000 元	70,000 元	96,000 元	66,000 元	72,000 元	50,000 元	55,000 元	70,000 元	65,000 元	50,000 元	44,000 元	25,500 元	18,000 元
出資して いない農地 1 ムー あたり収入	—	—	—	2,000 元	1,200 元	1,500 元	—	—	2,000 元	—	—	3,500 元	1,700 元	2,000 元
出資して いない農地 の年収	—	—	—	2,000 元	2,400 元	9,000 元	—	—	6,000 元	—	—	14,000 元	3,400 元	8,000 元
農地年間 総年収	110,000 元	126,000 元	70,000 元	98,000 元	68,400 元	81,000 元	50,000 元	55,000 元	76,000 元	65,000 元	50,000 元	58,000 元	28,900 元	26,000 元
注) 聞き取り調査により筆者作成														

農家	年齢	1 ムーあたり収入
G2	夫 56 歳 妻 57 歳	14,000 元
G4	夫 57 歳 妻 51 歳	14,000 元
G9	夫 55 歳 妻 55 歳	14,000 元
G10	夫 56 歳 妻 54 歳	13,000 元
注) 聞き取り調査により筆者作成		

農家	人数	年齢	1 ムーあたり収入
G1	3 人	夫 72 歳 妻 66 歳 次男 45 歳	11,000 元
G5	3 人	夫 92 歳 三女 64 歳 三女婿 66 歳	11,000 元
G6	3 人	夫 80 歳 妻 83 歳 長男 60 歳	12,000 元
注) 聞き取り調査により筆者作成			

農家	年齢	1 ムーあたり収入
G13	夫 78 歳	8,500 元
G14	夫 77 歳	9,000 元
G11	夫 80 歳 妻 70 歳	10,000 元
G7	夫 70 歳 妻 64 歳	10,000 元
G8	夫 67 歳 妻 67 歳	11,000 元
注) 聞き取り調査により筆者作成		

農家	人数	年齢	1 ムーあたり収入
G12	1 人	夫 50 歳	11,000 元
G3	1 人	夫 51 歳	10,000 元
G14	1 人	夫 77 歳	9,000 元
G13	1 人	妻 78 歳	8,500 元
注) 聞き取り調査により筆者作成			

(1) 現金を出資している合作社員の出資農地面積は大きい、現金出資していない合作社員の出資農地面積は小さい。G1 から G4 は、いずれも現

金を出資し、出資農地面積が 5.8 ムーの平均出資農地面積を上回っている。これに対して、G5 から G14 は、いずれも現金を出資しておらず、出資農地面積が 5.8 ムーの平均出資農地面積を超えることが少ない。

- (2) 農業に従事している合作社員の年齢と収入は反比例する。合作社員の年齢は低いほど、1 ムーあたり収入が高くなり、合作社員の年齢は高いほど、1 ムーあたり収入が低くなる。
- (3) 農業に従事している合作社員（農家）の人数と収入は正比例する。合作社員（農家）の人数が多いほど、1 ムーあたり収入が高くなる、人数は少ないほど、1 ムーあたり収入が低くなる。
- (4) 後継者のいる農家は少ない。14 戸農家のうちに、後継者のいない農家は半数以上、9 戸である。そして、後継者の状況は表 4-11 のようであり、現在農業に従事していない後継者もいる。後継者の年齢が若くないと言えないが、後継者のいない農家が多いため、これから農業に従事する農家は高齢化が進んでいくことがわかった。

表 4-11 後継者のある農家			
農家	後継者	年齢	現在農業に従事しているかどうか
G5	三女	64 歳	○
G6	長男	60 歳	○
G13	長女	60 歳	×
G1	次男	45 歳	○
G7	長男	44 歳	×
注) 聞き取り調査により筆者作成			

- (5) すべての農家は副業を行っている。G6 と G12 と G14 が合作社に出資していない農地面積が多いため、副業収入は総収入の約 3 割を占めている（G6 の出資していない農地による収入も少なくはないが、合作社業務による収入が高いため、総収入の約 1 割を占めている）。これを除い

てほかの農家の副業収入はそれほど高くない。また、家畜と家禽を飼う農家が多いが、換金目的でないため、収入にならない。

- (6) 合作社に出資していない農地はすべてに米を栽培している。その理由は①農地が江蘇省食糧生産指定地域にあり、用途を変えられずにコメしか栽培できない (G5・G6・G12)、②農地が茶樹栽培に向いてない (G9・G14)、③自家用のコメを自力で栽培したい (G4)、である。

最後、G 合作社に対する評価及び意見については、表 4-12 の通りである。

表 4-12 G 合作社に対する評価及び意見	
増収できるのはすべて理事長のおかげである	G5・G6・G14
合作社に加入する前より確実増収している、満足である。	G1・G2・G7
合作社に加入する前より確実増収しているが、利益の大部分は理事長に取られているため、不満である。	G3・G12
合作社に加入する前より確実増収でき、満足である。合作社の利益の大部分は有力者(理事)に取られているかもしれないが、能力と販路を持っている彼たちが増収させてくれたため、しょうがない。	G4・G8・G9・G13
理事長がいっぱいお金をもらっているのは、能力と販路をもったからである。当たり前のことである。	G2・G11・G13
茶葉の販路及び市場の動向がわからないため、好況がいつまで続くか心配している	G1・G13
民主的管理が望ましい。一人一票で理事長を選出したい。	G3・G9・G12
投票権がほしいが、投票できるようになっても今の理事長に投票する。	G2・G3・G10・G11
注) 聞き取り調査により筆者作成	

以上のように、高齢農家が収入が増加することに満足し、これはリーダーのおかげであるという評価に対して、若い農家はリーダーの重要性を認めながら、民主的管理が望ましいと、表 4-12 から見られる。

4 G 合作社の成果

G 合作社設立から 5 年近くの間には 350 名が新たに出資（土地も含める）し、合作社員へと立場を変え、現金の出資が 28 万元から 325 万元へ、出資された土地が 2,120 ムーとなった。合作社員の増加及び G 合作社に対しての出荷量の増加に従い、売上・剰余金ともに増加傾向が示されている。G 合作社の成果が、お茶農家に対して一定の合作社への参加及び出資の動機を与えたことが推測される。

また、G 合作社はお茶栽培と茶葉生産の規模を拡大しようとしているが、全国においても最も有名なお茶産地に立地し、市場に知名度が高まりつつある商標を持ち、G 合作社は政府の財政支援を求めやすい立場にあるため、2008 年に「江蘇省四有¹⁶¹農民專業合作社」、2010 年に「江蘇省五好¹⁶²農民專業合作社示範社」、2011 年に「国家級農民專業合作社示範社」に選ばれ、金融・税収・農業用機械の購買などに政府に支持されている。

第 4 節 まとめ

以上の研究の結果、次の諸点が明らかとなった。

S 氏は茶葉の包装を改良したことから、茶葉が売れるようになったことに気づき、手数料を取るため、お茶農家をやめ「農村經紀人」として茶葉の斡旋販売に専念した。その販売手腕を発揮することにより、周りのお茶農家の S 氏の茶葉の委託販売への期待が高まる一方であったが、S 氏は利益を追求するため、95 年から産地商人になった。しかし、市場動向を読み切れなく大きな損失を発生させた S 氏は、99 年に「農村經紀人」に戻った。再びその販売手腕の高さが次第に知られていくにつれ、2005 年に S 氏を中心に G 合作社が設立された。2012 年まで、G 合作社は出資金が 325 万元、出資農地が 2,120 ムー、合作社員が 364 人、売上高が 1,550 万元、剰余金が 217 万元という客

¹⁶¹ 組織制度があり、合作手段があり、比較的大規模があり、顕著な利益があること。「有組織制度、有合作手段、有較大規模、有明顯效益」。

¹⁶² 合作社員に対するサービスが良い、経営の利益が良い、剰余金の配当が良い、民主的管理が良い、示範役割が良いこと。「服務成員好、經營效益好、利益分配好、民主管理好、示範帶動好」である。

観的な成果を掲げた。そして、合作社に参加した農家は収入が増えていることも否定出来ず、増収には G 合作社の役割が大きいと考える。また、G 合作社はハイレベルの示範合作社に選ばれ、政府の財政支援を受けることもできた。

しかしながら、S 氏は利益を追求するため G 合作社を設立したのである。この点で、農家との利益対立を本合作社は内包していることを意味する。よって、個人の資本を蓄積するため、一人一票での選挙を行わずに S 氏が G 合作社の指揮をとっている。よって、G 合作社において民主的運営が見当たらない。

ただし、示範合作社などの栄誉と政府からの財政支援を保つため、G 合作社は少なくとも「合作社法」に沿って形式的に協同組合としての実態を持つようになる必要性が出ており、また、中核となりつつある若い農家たちが今のような非民主的運営への不満や反対によって、これから、G 合作社が実質的に協同組合としての実態を獲得する可能性があると言えよう。

第5章 社区株式会社と土地株式会社の協同組合的性格に関する 実証的研究-中国江蘇省の事例から-

第1節 問題背景と研究課題

1978年に中国は改革開放を実行した。80年代以降の農地の農家請負制を基礎とした農家経営の確立は、農業生産力の拡大をもたらし、農村市場と農村経済社会の発展を促進した。そして、90年代以来、新たな農業組織化形態である農村合作経済組織が生まれ、様々な形で発展してきた。

2007年の「合作社法」は、こうした新たな農村合作経済組織に法的根拠を与えた。そして一連の奨励政策が打ち出され、全国各地に農民專業合作社（以下、專業合作社）が急速に設立され、発展が加速されるようになり、11年末には52万社を越える合作社が設立されたと報告されている¹⁶³。

しかし、その中には、農業技術指導や販売を担当する專業合作社だけではなく、集団有資産を運営しその利益を株数で分配する社区株式会社（以下、社区合作社）と請負農地を集団化する土地株式会社（以下、土地合作社）も含まれている。これらは中国で「三大合作」と呼ばれ、特に農村経済の発達した地域において、すでに50年以上存続してきた農村集団経済組織に取って代わり、農村部の主な農村合作経済組織になってきた。

專業合作社の実態が多様であるように、社区合作社と土地合作社の実態も多様であり、特に後者2つについては研究も少なくその協同組合としての実態の解明が遅れている。社区合作社と土地合作社はともに株式合作制に基づき設立された合作社であるため、両合作社をまとめて本章で取り上げたのである。

そこで社区合作社と土地合作社について、その展開が多くみられる江蘇省の事例に基づき、その協同組合としての実態をどの程度有するのか、協同組合として今後どのように展開する可能性を有しているのか、という点について実証的に検討したい。しかし、多くの社区合作社と土地合作社が未だ設立からの発展過程という段階にあると思われ、組織運営、分配制度については、

¹⁶³ 中国農民專業合作社網、「截至2011年底有農民專業合作社52.17万家」より、<http://www.cffc.zju.edu.cn/a/shujucai/ji/20120301/9343.html>

未熟な合作社が多いと予想され、その点への配慮とともに、特に事業内容については、参加農家の利益や農村発展の見地からも考察を加えることにしたい。

本章では、「合作社法」に基づいて設立され、「合作社条例」に基づいて株式合作社法人格を有する社区合作社と土地合作社を対象にし、その協同組合としての実態の実証的な解明を行うものである。

第2節 中国における株式合作社の発生と展開

1 社区株式合作社と土地株式合作社の設立経過

社区合作社と土地合作社は両合作社とも「株式合作制」に基づき設立された合作社である。株式合作制とは、「株式（股份）」の出資という形態を取るが、「合作制」とあるように「一人一票制」に基づいており、出資高と利用高の両方に応じて剰余金を配当する制度である¹⁶⁴。すなわち株式合作社は株式制を吸収した合作経済組織であり、社会主義市場経済の集団有経済における新たな組織形態である。

改革開放後、中国農村部では、人民公社体制の統一経営から農家経営請負制へと移行した。人民公社の解体につれて、人民公社の行政機能は新たな行政区域として設置された郷（鎮）に、経済機能は新しく設立された農村社区合作経済組織に移された。人民公社が郷（鎮）に、生産大隊が行政村に、生産隊が自然村に対応する。これにより社区合作経済組織が集団有資産を管理し運営することになった。

農村社区合作経済組織について河原 [19] は、「中共中央 1984 年 1 号文件では、…地区性合作組織は『村（大隊または連隊）を範囲として設置してもよいし、生産隊を単位として設置してもよい。村民委員会と別に設立してもよいし、1 つの組織に 2 つの看板を掲げてよい』と規定」していることを紹介している¹⁶⁵。

¹⁶⁴ 周ほか [42] によれば、「ここで言う『股份』とは、実質的には『資金・物財（また原料 etc）・技術・労働力』を指し、それを『株式』として出資することにより『共同出資』が行われるという形態をとることであり、協同制を地方自治体とその傘下の組織構成員で実行するということが、『股份合作制』の本質である」。

¹⁶⁵ 河原 [19]p. 285 を参照。

しかし、「1つの組織に2つの看板を掲げてもよい」ことにより、地区性合作組織の実態は村民委員会と同じであるケースが多くなる。この点について、潘ほか [87] は、実態として村民委員会が集団有資産を管理した場合、集団有資産への農家の関わりがないため、農家が集団有資産の運営に対して関心を持たない、そして、集団有資産の運営は実態として農村幹部によって行われ民主的に管理できず、集団有資産が減少していく傾向が強い。さらに、集団有資産あるいはその利益が浪費され、横領されることも少なくはない、と指摘している。

こうした集団有資産管理のあり方への問題が広まり、集団有資産への農家の関与を強める必要があるから、一部の地域で社区合作社が形成され始めた。

また、都市部近郊を中心に農外就業人口が増加し、請負農地の流動化が問題となるなかで、農家に分配された土地（請負権）を集積し統一管理する土地合作社も現れてきた。

2 社区合作社について

社区株式合作制とは、基本的には社区経済組織の集団有資産価額を計算して一定数の株式に分け、それを社員に分配し、社員に株数に応じて利益の分配を受けることができるようにするという制度であり、社区株式合作社は、社区経済組織が社区株式制を採用して成立する社区経済組織の一企業形態である（河原 [19]）。こうした社区株式合作社は中国華南に多くみられるが、その歴史的背景には客家という同族組織があり、その「族田」などの共有田と福祉制度が株式合作制受容に結びついているという興味深い主張を周 [41] が行っている。

社区は集団所有権を体現し、社員がその経営権・残余財産請求権を有することにより、社区株式合作社は社区集団有資産の管理機能を果たす。孔ほか [29] は、江蘇省南部の無錫市北塘区黄巷鎮にある陳巷村社区株式合作社を調査することによってこの点を明らかにした。また、社区株式合作社が正常に運営するため最も重要な条件は社区がある程度の集団資産を持たなければならない、そして安定な収益も必要であると指摘した。これが、社区株式合作社が江蘇省や広東省などの農村経済が発達した地域にとどまる理由である

と主張している。しかし孔ほかは、社区株式合作社の運営実態については立ち入った説明が行われておらず、また、社区合作社の事業内容や立地についても説明されていない。

社区株式合作社を協同組合と比較すると、社区株式合作社は社員の運営参加組織をもち、株数により投票するのではなく、一人一票制のため、協同組合との共通点が多い。しかし社区資産の運営とその利益の分配が目的で、出資もなく加入・脱退の自由もない。この点に関わって、太田原ほか [13] において中国農業科学院の韓に対する質問として、「ICA 原則に比較すると、社区合作経済組織はかなり異質ではないか」とある。それに対して韓は、「なるべく ICA 原則に近づくように努力しています。……組織そのものはともかく、機能としては農家のためにさまざまなサービスを提供していることは間違いありません」¹⁶⁶と答え、組織上の問題点はあるにしても、機能的には農村協同組合と同様であると述べている。

また、集団有土地の管理を合作社が運用することにより、運用次第では土地が流失するリスクが現れてくる。潘ほか [87] は、この点で請負農地以外の集団有土地の管理を合作社が行うことには問題があると指摘している。江蘇省の社区株式合作社の管理資産には、基本的に請負農地以外の集団有の土地は含まれていないが、徐州市・蘇州市・無錫市の数社において請負農地以外の集団有土地を含めて試験的に運営する合作社が存在した。集団有土地資産をうまく運営すれば社員の増収に結びつく可能性が高いが、その運用如何によれば、欠損が生じることにより、土地が流失し集団有資産が減少する可能性があるため、社区合作社の集団有資産に含め株化して運営管理すべきではないと潘ほかは指摘した。ただし、この集団有土地を含めた社区合作社は少ないため、その協同組合としての実態を明らかにする研究はあまり見られていない。よって、集団有資産が流失することを避けるため、このような社区合作社の協同組合としての実態を明らかにする必要がある。

社区合作社の株は基本的には社員内部に限定されているが、経済発展地区などの社区においては外部の者への株所有に道を開く動きが始まっている。広東省広州市天河区の社区株式合作経済組織は、株式合作制企業の規模拡大

¹⁶⁶ 太田原ほか [13] pp. 171-172 を参照。

に伴い大型の資金調達を可能とするため、新たに社区構成員以外にも参加の道を開いたことを周 [41] が明らかにしている。こうした方向性が社区合作社をどのように変化させるのか検討が必要であろう。

3 土地合作社について

倪 [82] は、土地合作社を次のように定義した。「家庭請負経営制度のもと、法律遵守、自由意思、有償などを原則とし、農家が農地請負権（使用権）を株として出資し、共同経営を行い、利益を追求する協同的組織である」¹⁶⁷。

運営方式は大きく分けると、珠江デルタ地区の南海パターンと長江デルタ地区の上海パターンがある。王 [11] は、2 種類の土地合作社について調査し分析を行い、南海パターンは土地株式合作社が集団有土地を集約し経営し、利益を合作社員（全農家）に配当する。上海パターンは請負農地の経営権を村委員会に託し、そして村委員会が農地経営権を郷（鎮）の特定的な組織（土地信託投資会社や土地信用合作社など）に出資し、その組織が各村の出資した農地を集約し、元の境界線を超え、統一的計画に基づき賃貸の形で市場に出し、農地の賃借料などで合作社員に配当する。しかし、この分類における南海パターンは集団有土地を用いており、陳 [74] の定義に当てはまらずに、分類上は社区合作社に含まれるべきであろう。

また、2003 年の「農村土地請負法」の実施が、農家の農地請負権の法的保障の根拠となり、農地請負権の流出農家に大きな安心感を与え、農家間の農地流動化が進展し始めている。俞 [109] は江蘇省の土地株式合作社を調査し、特に村民委員会が主体となった土地株式合作社による農地流動化は借り手の効率的な農地集約化や規模拡大に貢献し、また二次分配問題を解消するには土地合作社が有効であると指摘している。

孫ほか [60] は、江蘇省の土地合作社を調査し、表 5-1 のように分類した。農地経営権についての面積か、あるいは単位面積あたり収益かによる出資方法の違い、出資される土地株の範囲（社区内限定か近辺農村を含むか）、集積農地の経営を行うかどうか、分配制度のあり方という 4 つの基準によって分類が行われている。

¹⁶⁷ 倪 [82] p. 50、注 1 を参照。

社区合作社と同じように、土地合作社の研究が多く蓄積されてきたが、複数の事例合作社の実態を解明し、それを比較する研究は見られない。また、協同組合としての実態は、未だ十分明らかにされていない。

出資方法からの分類	農家の農地の請負権が出資される。合作社は土地を外部に賃貸し、取得した利益を分配する。土地株しかないので、農地の請負権を現金に換算する必要がない。	現金に換算した農地の請負権が出資される。農地の請負権を現金に換算する方法は、最近三年の単位（ムー）平均収益×残余農地の請負年数である。	
土地範囲からの分類	合作社に出資する農地はすべて該当村内にある。	合作社に出資する農地は該当村と近辺の村にある。	
経営方式からの分類	合作社は仲介役だけを果たし、直接に農地の経営をせず、外部に賃貸する。	土地合作社に参加した組合員はまた专业合作社を立ち上げ、農業生産をする。	合作社は農地の一部分を賃貸し、残余部分を自主経営する。
分配制度からの分類	合作社は最低限度額の配当を保証する。	合作社は最低限度額の配当を保証する上、その配当額を毎年決まった率で増やしていく。	合作社は最低限度額の配当を保証し、さらに剰余金が残った場合は、その剰余金も分配する。
注) 孫ほか [60] により筆者作成。			

第3節 社区合作社の協同組合としての実態

まず社区合作社の協同組合としての実態を解明するため、立地という観点から3つの事例を比較検討する。立地の違いにより事業内容が変わってくるからである。都市に近いため集団有資産を商業用に運用する都市近郊型(A社区合作社)、集団有資産の多くを大規模農家に委託する農村型(W社区合作社)、集団有資産の多くが山林であり自ら果樹経営を始めた中山間地域型(X社区合作社)の事例を具体的に示し、社区合作社の運営方式、事業内容と剰余金の

図 5-2 調査した合作社の位置



配当について検討してみる。

1 都市近郊型——徐州市 A 社区株式專業合作社（以下、A 合作社）

A 社区は都市近郊にあり、經濟發展につれて徐州市の一部となった。農業用地が商業用地に変わったため、全農家の議論の上、社区として株式合作社を設立し、集團有土地と資産の管理と經營を合作社に委託することにした。A 合作社は合作社員が 2,100 人（社区全戸全員参加）であり、剰余金の配当は一人一票制に基づいて管理されているが、選挙は行われておらず、社区委員会の選挙とその結果のまま合作社の役員に反映されている。社区の選挙で当選した書記は自動的に社区合作社の理事長になり、理事長が理事（7 人）と監事（7 人）を任命する。A 合作社は月 1 回の理事会（社区委員会の月例会と重なる）と年 2 回の監事会と、年 2 回の合作社員代表大会（社区居民代表大会と重なる）を行い、財務情報を月ごとに公表する。

株は基本株と農齡株を設置した。基本株は 16 歳未満の合作社員が 0.5 株/人、16 歳以上の合作社員が 1 株/人であり、農齡株は 16-60 歳の合作社員は 0.1 株/年で計算し、60 歳以上の合作社員は 3 株/人と規定した。株は譲渡できない。基本株の 1 株は相続できるが、農齡株は相続できない、そして最大 30 年を計算することを定めた。

A 社区は集團有土地 800 ムーを持っていたが、その半分の 400 ムーは 1 ムー 8 万元で 2001 年に国に徴収された。そのお金は人口に平均的に分配された。現在持っている土地は 400 ムーである。そのうち 120 ムーの土地に建てられた建物（元村企業の工場や倉庫など）は固定資産として 500 万元に相当する。

事業内容は「①建物の賃貸、②新たに建物を建てる、③社区内の公共施設の建設と補修、④生活福祉に関する活動」である。

A 社区周辺は家具の卸売問屋が多いため、建物の多くは店舗や倉庫として彼らに賃貸し、賃借料をもらう。その他、飲食店にも貸している。これらは A 合作社の収入となる。この収入から人件費などのコストを引いた残りが剰余金となる。

剰余金の 20%は社区内の福祉・公共事業に使われる。(1) 烈士の遺族、55 歳以上の身体障害者、子供のいない 60 歳以上の老人、60 歳以上の軍人及び

軍人の配偶者、70歳以上の老人に毎月50元の生活補助金を与える（条件があてはまる場合、重なってもらえる）。(2) 決まった節句（元旦・春節・清明・端午・中秋・重陽）に50元と果物をお祝いとして60歳以上の老人に与える。

(3) 区内の道路・広場・緑地帯など公共施設の整備や補修が行われている。ただ、老人の人数が増え、福祉・公共事業に使われる金額が毎年上昇しているため、2010年には剰余金の26%も使った。

「剰余金の30%は再投入資金（新たに建物を建てるなど）として使われる」と定款に書いてあるが、実際には道路に面する土地が少なくなり、より奥にある建物を借りたい商人が少ないため、近年建てなくなる傾向にある。再投入資金の割合は2010年に17%しかなかった。

残った50%の剰余金は株数によって合作社員に配当する。定款によれば福祉・公共事業と再投入資金は利益の50%であり、もし残れば積立金にするときまっているが、合作社員の要求により、積立金にせずに全部株配当にしたので、2010年に剰余金の57%は合作社員に配当された。一株あたり313.19元を配当した。

A 合作社は都市近郊に立地し、農業用地がないため、すべての集団有資産が商用に用いられており、商業賃貸型でもある。しかしA合作社は江蘇省南部より経済の発達していない北部にあるため、収益が少ない。また、A合作社において、剰余金の内部留保より合作社員に配当する傾向が見られ、企業としての内部蓄積よりも合作社員への分配を重視している。運営方式から見ると、選挙は行われておらず、実態として社区合作社は社区委員会と2枚看板である。

2 農村型——蘇州市W社区株式專業合作社（以下、W合作社）

W社区は2003年に集団有土地の經營權を人数で農家に割り当て、土地の使用証書も与えたため、集団有土地の經營權はW社区にない。W社区が合作社を立ち上げようとした時、全農家大会を行い、全農家の戸数は214戸（734人）でありそのうち213戸農家（730人）が自分が持っている集団有土地經營權を出資しW合作社に参加することになった。W合作社は1,800ムーの集団有土地の經營權を持ち、そのうち、400ムーは工業用、1,400ムーは農業・

林業用にした。株は基本株と土地株を設置し、基本株は A 合作社と同じよう 16 歳以上の合作社員が 1 株であるが、集団有土地の経営権をすでに農家に割り当てたため、1 ムーは 1 株である。株は譲渡できず、また基本株は相続できないが土地株は相続できる。

W 合作社の定款により、合作社員は 16 歳になってから初めて株をもらえるため、2003 年の 730 人から 2011 年の 810 人に増加した。W 社区の選挙により当選されたものは社区合作社の理事長になり、理事長が社区委員会の役員を理事（5 人）と監事（3 人）に任命する。W 合作社は月 1 回の理事会（社区委員会の月例会と重なる）と年 2 回の監事会と、年 2 回の合作社員代表大会（社区居民代表大会と重なる）を行い、W 社区委員会の財務情報とともに、W 合作社の財務情報を四半期ごと公表する。

W 社区は江蘇省南部の蘇州市に位置し郷鎮工業が発達しており、1996 年から村企業に集団有土地を貸し、2013 年時点で 21 の企業（すべてが元村企業）に W 合作社の 400 ムーの土地を 200 万元/年で貸している。ほかの 1,400 ムーは 8 戸の大規模農家が請け負って農業を営んでいる。賃借料は 2003 年の 1 ムー 560 元から、2010 年の 1,200 元に上がっている（農家が営む場合、年間収益は 500~600 元）。また、企業や大規模農家は合作社員を優先的に雇用する。

W 合作社では福祉・公共事業に重点を置いて剰余金が分配されている。(1) 重病にかかった人に 5 万元/年の補助を与える。(2) 60 歳以上の老人に生命保険と医療保険に無料で加入させる。(3) 2009 年に合作社員の投票により、W 合作社がこれまで蓄積してきた積立金を使い、コストの 73%を負担し合作社員に 1 人当たり 70 m²の家（集合住宅）を建てることにした。(4) 集合住宅の管理費・共益費（年間 100 万元程度）を負担する。(5) 区内の道路・河川・図書館・小学校など公共施設の整備や補修が行われている。これらの事業に利益の 75%が使われる。

残った 25%の剰余金は株数によって、合作社員に配当する。2010 年一株あたり 383.14 元を配当した。W 社区の農家の収入は、出稼ぎ収入が 93%占め、農地収入は 7%しかない。2010 年 1 人当たり収入は 18,600 元である。

蘇州市は 2006 年から農業用地を工業用地に変えられないように規制がか

かっているが、すでに農業用地を工業用地に変えた土地には影響がない。W 合作社はより高い賃借料で 22% の集団有農地を企業に貸しており、この部分の賃借料が剰余金の 54% を占めている。また、残りの農地が大規模農家に貸され、連年上がりつつある賃借料から見ると、スケール効果が出ている。その他、剰余金配当は主に福祉事業に使われることに注目できる。A 合作社と違い、W 社区は集団有土地の経営権を農家に与え、そして再び W 合作社により集約され、W 合作社員は出資していると認識している。また W 合作社員の投票により積立金を使い集合住宅を建てたことから見ると、W 合作社員は出資意識が強いといえよう。事業面から見ると、W 合作社は工業と農業の両方に集団有資産（工場と土地）を賃貸しているため、郷鎮工業賃貸+大規模農家委託型である。ただし、A 合作社と同じように W 合作社としての運営組織は事実上行政組織と同一である。

3 中山間地域型——南京市 X 社区資産株式專業合作社（以下、X 合作社）

X 合作社は X 社区の全員が参加し、合作社員が 3,102 人である。集団有土地 1 万ムーと工場用建物 30 ムー（200 万元相当）は X 合作社の出資金となる。X 合作社は比較的土地面積が大きい、山林が多いため収益が少ない。2009 年から換金性の高い果樹を山林で育成し始めたが経済効果がまだ出ていない。現在までの収入は建物の賃借料のみである。また、企業への合作社員の斡旋雇用が行われている。

X 合作社では選挙は行われずに社区の書記が合作社の理事長を兼任し、社区委員会の役員が理事（5 人）と監事（5 人）を兼任する。X 合作社は月 1 回の理事会（社区委員会の月例会と重なる）と年 4 回の監事会と、年 1 回の合作社員代表大会（社区居民代表大会と重なる）を行い、財務情報を X 社区の財務決算と一緒に年末に公表する。株の種類については、A 合作社と W 合作社は違い、基本株のみ設置してあり、16 歳以上の合作社員が 1 株である。株は譲渡できない。

X 合作社は南京市から離れた中山間地域にあり、2008 年に再投入で工場用建物を建てたが、借りに来る企業が少ないため、2009 年から再投入などに剰余金を使わずに、すべて合作社員に配当することを合作社員代表大会で合作

社員の挙手によって採決した。2008 年は年一株あたり 50 元だったが、2010 年は一株あたり 62 元を配当した。

X 合作社は江蘇省南部にあるにもかかわらず、A・W 両合作社と違い都市部から離れて中山間地域に存在するため、大規模農業ができず収益が少なく、その集団有資産を利用する企業も少ない。剰余金が少ないにもかかわらず、X 合作社員の要望に基づいて分配が重視されている。そして、X 合作社が自ら事業を起こすのが特徴であり、農業経営+工業賃貸型である。ただ、前述した 2 社と変わらず、X 社区の行政組織がそのまま X 合作社になった。

第 4 節 土地合作社の協同組合としての実態

続いて、土地合作社の協同組合としての実態を解明するため、事業内容の違いから 3 つの事例を比較検討する。集積農地を農業経営する型（E 土地合作社）、集積農地を大規模農家に委託する型（F 土地合作社）、集積農地を農業経営と工業両方に運用する型（D 土地合作社）について具体的な事例で示し、土地合作社の出資形態、運営方式、事業内容と剰余金の配当について検討したい。ただ、土地（農地）経営権は農村部でしか農家に持たされておらず、すべての土地合作社は農村部に存在するため、立地性は指標にしなかった。

1 農業賃貸+農業経営型——揚州市 D 土地株式專業合作社(以下、D 合作社)

D 合作社は、農村部のより奥にあり、区内の若い農家の多くが出稼ぎに行ったため、D 社区委員会により設立された。2008 年の 175 農家 420 ムーの農地から、2010 年に 302 農家 800 ムーの農地に増加した。農地 1 ムーが一株である。選挙は行われておらず、社区の書記は D 合作社の理事長を兼任する。理事長が理事（5 人、そのうち社区委員会のものが 4 人）と監事（7 人、そのうち社区委員会のものが 3 人）を任命する。D 合作社は月 1 回の理事会と年 2 回の監事会と、年 1 回の合作社員代表大会（社区居民代表大会と重なる）を行い、財務情報を年末に公表する。

集積農地のうち、農業を経営する Z 会社に 500 ムーを貸している。賃借料

は1 ムーあたり 550 元であり、7 年に毎に 100 元増額する。Z 会社は合作社員を月給 1,200 元で優先的に雇用する。現在 78 人の社員（50～60 歳）を雇用している。

D 合作社は 100 ムーの農地に、2010 年の春から杉とさくらんぼの苗木を栽培している。農繁期になると、45 元/日で 60 人の合作社員を雇用する。ただ、まだ苗木の販売には至っておらず、利益はない。苗木の費用は社区からの借金であり、5 年以内に返さないといけない。残りの 200 ムーは放置したままである。

Z 会社の請け負った 500 ムー農地の賃借料 27.5 万元から、苗木事業の労賃 5 万元を引いたものが、S 合作社の剰余金となり、それをすべて株数により合作社員に配当し、2010 年一株あたりの配当は 281.25 元である。

D 合作社は収益が少ないため剰余金を全部配当し、また社区委員会が設立主体であり、運営組織にもなっている。そして、自ら行う苗木の栽培と Z 会社に農地の賃貸が D 合作社の事業となり、農業賃貸+農業経営型である。出資形態は請負農地のみ集め、請負農地型である。

2 農業経営+公共福祉（社区株式）型——蘇州市 E 農場土地株式專業合作社（以下、E 合作社）

E 社区内の若手農家は 9 割以上が出稼ぎしているため、社区委員会が 2,000 万元を出資し E 合作社を設立し、農家の持っている土地の経営権を集め集約経営を行っている。E 合作社の運営状況がよいため、参加する農家が増え、集約経営の農地も 2007 年の 1,800 ムーから 2010 年の 4,000 ムーに増えた。2011 年から E 社区の全農家（3,221 人）が E 合作社に参加することになった。農地 1 ムーあるいは現金 1 万元が一株になる。

E 合作社の出資金の現金部分は出資金の 1/3 を占め、E 社区委員会の出資であるため、合作社として選挙せず社区の書記は E 合作社の理事長を兼任することになった。理事長が理事（5 人、すべて社区委員会のもの）と監事（5 人、そのうち社区委員会のものが 2 人）を任命する。E 合作社は月 1 回の理事会（社区委員会の月例会と重なる）と年 4 回の監事会と、年 2 回の合作社員代表大会（社区居民代表大会と重なる）を行い、財務情報を四半期ごとに

公表する。

E 合作社はすべての農地に「富硒米」(セレンウムが豊富のコメ)を作付し、合作社員を月給 1,200 円で優先的に雇用する。「富硒米」は有機農産物で身体によいので、市場取引価格が上がっている。また E 社区も江蘇省食糧生産指定地域であり、1 ムーあたり 300 元のコメ補助金をもらえる。

E 合作社は剰余金の 1/3、つまり E 社区委員会が出資した 2,000 株(集団有資金)の配当を以下のように使っている。福祉事業：(1) 1 人当たり毎年 100kg のコメを無償で提供する。(2) 1 戸につき 0.1 ムーの農地を提供し、自家用農産物を栽培する。公共事業：すべての農家が合作社に参加したため、社区内の公共施設の整備と補修が行われている。再投入：2009 年から社区の集団有土地の工業用建物の増設に投資している。剰余金が生じた場合は、積立金として社区委員会に入る。

剰余金の 2/3、農家の土地株の配当は各農家の株数(農地の面積)で配当する。2010 年の一株当たりの配当は 500 元である。

E 合作社は土地合作社であるが、集団有資金の株があり、その剰余金によって公共事業などを行っているため、同時に社区株式合作社としての機能も果たし、さらに農業生産を行っているため、土地合作社としての機能も果たしている。出資は土地経営権と集団有資金であり、請負農地+集団有資産型である。

3 大規模農家委託型——無錫市 F 合作農場土地株式專業合作社(以下、F 合作社)

F 社区は、出稼ぎ農家が多く、社区の住民は 50 歳以上の留守農家が多い。多くの農家が農地を耕作していないため、先に 2 つの土地合作社が設立された。この 2 社とも請負農地を商業用地に変え企業に貸しているが、農地の位置により賃借料が違いため、店舗用と工場用の土地合作社をそれぞれ設立した。そのほか、自分の農地が江蘇省食糧生産指定地域にあり、商業用に変えられず、コメしか生産できないため、上述の 2 社に参加できなかった農家がいる。こうした農家 179 戸は農地経営権と、一戸あたり 1,000 元の出資金を出し、合計 985 ムーの農地と 17.9 万元現金を集めたが、生産資材を調達する

ための流動資産が足りず、農家がこれ以上出せないため社区も 32.1 万円を出資し、F 合作社を立ちあげた。一人一票での選挙により、5 人の理事と 3 人の監事が選ばれ、合作社員である社区の書記が理事長に当選した。F 合作社は月 1 回の理事会と監事会と、年 4 回の合作社員代表大会を行い、財務情報を月ごとに公表する。

985 ムーの土地のうち、950 ムーが「流転」により集積された農地であり、残った 35 ムーは自家農地である。自家農地部分とは栽培品目は農家が決め、化学肥料と農薬は基本的に不使用である。合作社を通じて社区所有の農業用機械を通常料金より 20%安く借りられる。生産した農産物は合作社の斡旋によって鎮の市場で売る。この部分の利益は合作社に入らずに、農家はそのままもらえる。合作社は手数料を取らない。流転農地部分では 8 戸の大規模農家（いずれも社員）が農地を請け負ってコメを生産する。賃借料は 1 ムー 800 元である。コメによる収入は少ないが、政府（食糧局）が全量買い上げるため、販路が安定的である。そしてコメを栽培すると、1 ムーあたり 300 元の補助金をもらえるので、この部分はそのまま合作社の収入となった。農繁期など人手が不足の場合、優先的に合作社員を雇用するのが義務づけられている。そして、大規模農家は生産資材を合作社から購入することが決まっている。

剰余金の配当について、生産資材の販売手数料は合作社のコストを引いて、積立金となり、コメの補助金の 50%は公益金となり、この 2 部分あわせて剰余金の約 20%になる。集積農地の賃借料とコメの補助金の 50%は株数（農地の面積）によって合作社員に配当する。2010 年の一株あたりの配当は 950 元である。

F 合作社は一人一票制に基づいた選挙が行われ民主的に管理されており、協同組合として社区から自立した実態を有する土地合作社ということが出来る。また F 社区の三番目の土地合作社として、他の 2 つ商業を行う土地合作社と異なり、F 合作社の農地が農業に使われており、大規模農家により、スケール効果が発揮されている。そして、請負農地の経営権のみならず農業経営のため現金が必要となり、農家ないし社区委員会も出資したことが特徴である。出資は農地経営権と農家の出資と集団有資金であり、ミックス型であ

る。

第5節 まとめ

以上の事例を通じて以下のことが明らかになった。

1 社区合作社

まず、運営方式から見ると、3 合作社とも実態として社区合作社は社区委员会と2枚看板であり事例はすべてそうであった。社区委员会の行政組織がそのまま社区合作社になり、社区合作社としての選挙は行われておらず、社区の書記が理事長を兼任し、役員は理事長が任命し、社区合作社としての運営組織は事実上行政組織と同一である。

次に、株の設置についてみると、基本株はすべての事例において設置されていた。しかし他の株は、都市近郊のため農業従事農家と従事していない農家がいるため農齡株を設置したA合作社と、すでに集団有土地を農家に分配したので土地株を設置していたW合作社がある。事例からは、株の譲渡制限をなくした社区合作社は無く、その点は株式会社との大きな違いである。また、社区の農家にのみ合作社参加は限定されている。周 [41] は、広州市において、社区（組織）以外の組織の株取得が可能となり、外部からの投資と共に利益配分も外部化されていく方向が見られたことを指摘していたが、今回の事例では、そのような傾向は見当たらない。しかし、経済発展地区で進んでいることが広まる可能性について注意が必要であろう。

続いて、事業内容については、大きく2つに分けられ、集団有資産の運営事業と公共・福祉事業である。集団有資産の運営は社区合作社の立地により運営方式が異なるため経済効果に大きく影響することがわかった。A合作社は都市近郊に立地し農業経営ができなくなり、土地は全て商用に用いられたが、江蘇省北部にあるため経済効果が高くはない。W合作社は工業が発達している江蘇省南部に位置し、約22%の土地を高く企業に賃貸し、残りの78%の土地が大規模農業に用いられる。X合作社は同じく江蘇省南部にあるが、中山間地域にあるため山林が多く大規模農業ができず、自ら果樹経営を初め

た。また、都市から離れて集団有資産を借りにくる企業が少ない。公共福祉事業は、A 合作社と W 合作社は重点的に行われているが、X 合作社は収益が少ないためこの事業は行われていない。

表 5-2 社区株式合作社の概況

	徐州市 A 社区株式 專業合作社	蘇州市 W 社区株式 專業合作社	南京市 X 社区資産株式 專業合作社
設立主体	社区委員会	社区委員会	社区委員会
理事長	社区の書記	社区の書記	社区の書記
成立時期	設立 2002. 1 登録 2007. 7	設立 2003 登録 2007. 9	設立 2008. 9 登録 2008. 9
社区資産	土地 400 ムー 520 万元 (社区の集団資金 200 万と、現金に換算した社区の固定資産 500 万)	土地 1, 800 ムー 450 万元 (すべて社区の集団資金)	土地 10, 000 ムー 200 万元 (現金に換算した社区の固定資産)
社員数	2, 100 人 (2002 年に戸籍が社区にある人数)	730 人 2003. 5. 8 810 人 2011. 5. 8	3, 102 人 2008. 6
株数	5, 460 株	2, 610 株	10, 000 株
理事会	月 1 回開催 (理事 7 人)	月 1 回開催 (理事 5 人)	月 1 回開催 (理事 5 人)
監事会	年 2 回開催 (監事 7 人)	年 2 回開催 (監事 3 人)	年 4 回開催 (監事 5 人)
社員総会	年 2 回開催	年 2 回開催	年 1 回開催
選挙	なし	なし	なし
利益分配 (2010 年)	公益金 26% 再投入 17% 株配当 57% (一株 313. 19 元)	公益金 75% 株配当 25% (一株 383. 14 元)	株配当 100% (一株 62 元)
主な事業 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の賃貸 ・新たに建物を建てる ・社区内の公共施設の建設と補修 ・生活福祉に関する活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・社区所有建物と土地の賃貸 ・合作社員の斡旋雇用 ・新たな投資 ・生活福祉に関する活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・社区所有の建物の賃貸 ・合作社員の斡旋雇用 ・果樹栽培の開始
株の種類	基本株： 16 歳未満 0. 5 株/人 16 歳以上 1 株/人 農齡株： 16-59 歳 0. 1 株/年 (最大 3 株) 60 歳以上 3 株/人 相続：基本株の一株を相続できるが、農齡株は相続できない。	基本株： 16 歳以上 1 株/人 土地株： 1 株/土地 1 ムー 相続：土地株を相続できるが、人口株は相続できない。	基本株 16 歳以上 1 株/人 相続：相続できない。外部の人は合作社員と結婚し社区に移住する場合、1 年を経ってから株をもらえる。外部の人は戸籍を社区に入れ、社区に移住する場合、10 年を経ってから株をもらえる。
注) 聞き取り調査より筆者作成。			

このように、集団有資産の管理運営を事業内容とする社区合作社は、立地に大きな影響を受けており、都市近郊、農村、中山間地域といった区分は有効であった。社区合作社が内陸部において広がっていかないこともこうした立地性に関わっており、ここでの中山間地域型の存在は、今後の内陸部への展開の示唆となると考えられる。

また出資については、出資している B 合作社と出資していない A 合作社と C 合作社があり、出資していない合作社にも合作社員の要望は反映されている、ただし、社区委員会という形で反映されているから、実態として協同組合としての実態を持っていない。

最後に、剰余金の配当を見てみよう。A 合作社は出資する定款に基づき一人一票制で具体的な配当の仕方を決め、2010 年の剰余金は公共・福祉事業に 26%、再投入資金に 17%、出資高配当に 57%を分配した。W 合作社は剰余金を公共・福祉事業に 75%、出資高配当に 25%を分配した。X 合作社は収益が少なく公共・福祉事業を行っていないため、すべての剰余金を出資高で分配した。

社区合作社は実質的に社区委員会をベースにした組織であり、社区から自立した管理が行われず、協同組合としての実態は有していないが、他方、合作社員の意志により剰余金を配当する合作社もあり、部分的な協同組合としての実態を持っている。ただ、社区合作社は社区の集団有資産を運営し、社区委員会と離れられない関係にある以上、協同組合としての実質を獲得するのは難しい現実があると思われ、社区からの組織的自立性（2 枚看板ではなく）が問われるにしても社区単位のままであり続けるであろう。

2 土地合作社

まず、土地合作社は請負農地の集積を目的とし、出資の性質は明らかに社区合作社とは違うにも関わらず、D 合作社と E 合作社の設立主体は社区委員会であり、社区の書記が理事長を兼任している。その理由は請負農地が社区の集団所有に基づいており、社区が請負農地の管理に責任を持つためであろう。ただし、F 合作社は一人一票制により選挙を行い、民主的な管理し、協同組合としての実態を有しているといえよう。

	無錫市 F 合作農場 土地株式專業合作社	蘇州市 E 農場土地 株式專業合作社	揚州市 D 土地 株式專業合作社
設立主体	農家+社区委員会	社区委員会	社区委員会
理事長	社区の書記	社区の書記	社区の書記
成立時期	設立 2010. 1 登録 2010. 7	設立 2007 登録 2010. 5	設立 2009. 10 登録 2009. 11
出資金	土地 985 ムー 50 万元 (社区の集団資金は 3 2.1 万元、農家一戸 1,000 元)	土地 4,000 ムー 2,000 万元 (すべて社区の集 団資金)	800 万元 (土地 800 ムーで現金 に換算した金額)
社員数	179 戸	3,211 人 (全農家参加)	302 戸
理事会	月 1 回開催 (理事 5 人)	月 1 回開催 (理事 5 人)	月 1 回開催 (理事 5 人)
監事会	月 1 回開催 (監事 3 人)	年 4 回開催 (監事 5 人)	年 2 回開催 (監事 7 人)
社員総会	年 4 回開催	年 2 回開催	年 1 回開催
選挙	ある	なし	なし
販売品目	野菜	セレンウムが豊富なコメ	苗木
主な事業 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・集積農地の賃貸 ・集積農地を耕作するための 雇用 ・生産資材の供給 ・自家農地で生産した農産物 の斡旋販売 ・農業用機械の賃借 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の集約経営 ・倉庫、店舗などの建設 ・農家の福祉 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の賃貸 ・苗木の栽培 ・社員の雇用
利益分配 (2010 年)	出資高 80% (一株 950 元) 公益金 13% 積立金 7%	出資高 67% (一株 500 元) 公益金 16% 積立金 17%	出資高 100% (一株 281.25 元)
買付	しない	する	しない
登録商標	なし	ある	なし

注) 聞き取り調査より筆者作成。

次に、出資形態については、土地合作社とはいえ、農地経営権のみ集める合作社は多くないことがわかった。D 合作社は農地経営権だけ集積したが、E 合作社は公共福祉事業を果たすため農地経営権のみならず集団有資金も集めた、さらに F 合作社は農地経営権以外、自ら農業経営していくため農家の出資と集団有資金も集めた。

そして、剰余金の配当については、D 合作社は収益が少ないため、すべての剰余金を出資高により合作社員に配当し、F 合作社は定款に照らし剰余金配当を行われているが、E 合作社は社区委員会の出資が 1/3 を占めるため、剰余金の 1/3 が社区の公共・福祉事業と再投入などに使われ、残りの 2/3 は

出資高で配当され、社区合作社的性格を有している。

事業内容からみると、集めた農地を合作社自ら経営する合作社Eと、外部に賃貸する合作社Fがあり、さらにその両方を同時に行う合作社Dがあった。その違いについて、合作社員の状況を含めて検討を行う必要があるが、今回の調査では農家調査は行っておらず今後の課題である。

土地合作社は選挙せず社区委員会が管理するケースが多く、利用高配当が行われず、出資高配当の実質が土地の賃借料であり、協同組合としての実態はほとんど有していないが、F合作社のような民主的に管理し、一人一票制に基づき選挙が行われる土地合作社が存在しているのも事実である。さらに、土地合作社は社区の範域と同一でない可能性があり、あるいは社区との関係が離れていく可能性も出てくるのではないかと。したがって土地合作社は今後の展開次第では協同組合としての実態が拡大される可能性があると考えられる。

最後に、出稼ぎ農家が増えつつある背景下において、労働力市場と土地市場の流動化と活性化が促進されている点と、集団有資産あるいは不耕作農地の運営により農家に増収の機会を与える点において、両合作社の役割が大きいであろう。

だが、集団有資産あるいは集積した農地の経営を合作社が自ら行うか、外部企業や大規模農家に委託するかは、当該地域農業の発展にとって重要な分岐点になり得る可能性があり、さらなる調査が必要である。また合作社員である農家についての検討も不十分であり、今後の動向も含めてさらに検討を行いたい。

第6章 社区株式会社の実態と村組織の役割—江蘇省徐州市P社区株式会社—

第1節 本章の課題

1 課題

1978年改革開放以降、農家経営請負制の実施を主とする農村部所有権制度の変革は、農家の生産様式を大きく変貌させ、農村経済に新たな活力をもたらした。しかし、都市化の進みに従い、土地所有制度を主な特徴とした農家経営請負制は、農村が都市に合併されつつある都市近郊にある「城中村」¹⁶⁸においては、次第に対応できなくなってきた¹⁶⁹。また、農村部工業化・都市化プロセスの中における社区（村）委員会は、農家の農地の権益保護問題・社区（村）集団経済資産流失問題・農民層が分解してからの利益衝突問題などに直面している。

古い所有制度がもたらした問題によって新しい所有制度が必要とされてきた。90年代以来、経済の発達している都市近郊・沿岸部の農村などの地域において、社区委員会により設立された社区株式会社（以下、社区合作社）が現れた。よって、法整備も必要とされてきているが、2007年に施行され、專業合作社を対象にした「合作社法」が、社区合作社に言及されていないため、制度上不十分なところがまだ多く存在していると指摘されている¹⁷⁰。

しかしながら、20年近くの発展につれ、社区合作社は農村生産力の発展、農家の増収、農村社会安定の維持、とりわけ農村の都市化プロセスにおいて大きな役割を果たした。

しかし、社区合作社の設立過程及び展開過程の実態と、その組織・事業構造は、未だに十分に明らかにされていない。本章では、村組織である社区委員会が形成主体となる社区合作社の事例を通して、社区委員会から社区合作社への変貌、いわゆる協同組合としての実態が如何に形成されたのかにおける社区委員会の役割と、その展開過程の実態、組織・事業構造を明らかにす

¹⁶⁸ 都市に合併された農村のこと。

¹⁶⁹ 梅 [85] を参照。

¹⁷⁰ 薛 [52] pp. 148-149 を参照。

る。あわせて、農家アンケート調査による結果を分析し、合作社の設立・運営に対しての合作社員の意思及び問題点について検討する。

2 構成と対象

本章では、社区委員会が主導した社区合作社事例における聞き取り調査・電話調査と農家のアンケート調査に基づき、その設立・展開過程と事業内容と経営実態と合作社員の生活水準の変化を明らかにすることで課題に接近する。

取り上げる対象は、中国において初めて社区合作社に法人格を与えた¹⁷¹江蘇省の徐州市 P 社区合作社（以下、P 合作社）である。P 合作社設立にあたっては、「江蘇省農民專業合作社条例」が施行以降徐州市で初めての社区合作社であり、その設立過程を明らかにする上で適切な事例である。なお、現地での聞き取り調査は 2011 年 9 月と 2012 年 9 月に 2 回実施し、電話による補足調査は 2013 年 5 月と 2013 年 8 月に 2 回実施した。

第 2 節 P 合作社の調査事例

1 P 合作社の設立前史

P 合作社の所在地—P 社区は元行政村であり、1993 年から江蘇省徐州市 K 区に吸収され、H 街道に所属していたが、2004 年から P 社区へ改名して同区 I 街道に所属するようになった。

P 社区は 4 つの自然村と 6 つの生産隊を持ち、人口が 3,441 人、全面積 2 km²のうち集団有農地が 650 ムー、固定資産が 1,005 万元、社区弁企業が 4 社である¹⁷²。

P 合作社を設立する経緯は以下の通りである。

1993 年、K 区に吸収された時に、P 社区は 1,200 ムーの農地を持っていたが、都市化の進みによって、1999 年にそのうちの 550 ムーが徐州市に 1 ムーあたり 5 万元の補償金で徴収された。P 社区¹⁷³は社区集団経済を發展させる

¹⁷¹ 2009 年 11 月に、「江蘇省農民專業合作社条例」が可決された。

¹⁷² 2011 年 9 月のデータである。

¹⁷³ 本章において、時間に関係なく P 社区を用いる。

ため、このお金の一部分¹⁷⁴を用い、住宅建材の卸売市場を設立した。建材商人の投資などによって、社区集団経済を強めたが、当時 P 社区委員会による社区集団経済の管理においては、改良されておらず、低価格での農地賃貸・盲目的投資などのような、伝統的経営管理方式が変わっていなかった。また、農地が徐州市に徴収されたことにより、赤字に一転した。

そして、P 社区集団有資産の所有権は明確にしておらず、農家の資産所有者としての立場は明確ではなかった。制度上は、農家が P 社区の集団有資産の所有権を持っているが、実態として、農家の P 社区の集団有資産への経営参加権、収益権、処置権などはいっさい触れられていなかった。

さらに、利益の分配において、P 社区集団有資産の収益の増加は農家収入と関係していなかった。集団有資産の収益は、農家の収入とリンクできないため、農家が集団有経済発展のメリットを享受できない。そのほか、収益についてどこに誰に流れていたかが農家はわからないため、P 社区委員会に対しての不満が高まっていた。また、如何に農家に分配すればよいかにおいて、方法が見つからなかったのである。

これらの問題の解決には、制度の改革が必要とされている。「江蘇省農民專業合作社条例」の公布をきっかけにし、P 社区は全農家の同意を得て、江蘇省農林庁社区株式合作社推進指導組（以下、指導組）の指導の元で 2010 年 1 月から集団有経済制度の改革を始めた。

2 P 合作社の設立及び株式の設置

¹⁷⁴ 農地補償金の総額は 2,750 万元であるが、卸売市場の設立にどれくらい使われたかは人事変動で分からないという。

設立主体	社区委員会
理事長	社区委員会の書記
成立時期	設立 2010.3 登録 2010.3
出資金	16,249,142 元 (社区の集団有資産を現金に換算した金額)
社員数	3,229 人
株数	11,557 株
理事会	月 1 回開催 (理事 7 人)
監事会	年 2 回開催 (監事 5 人)
合作社員代表大会	年 2 回開催
選挙	一人一票制
剰余金分配 (2012 年)	積立金 30% 公益金 22% 出資高配当 48%
主な事業内容	集団有資産の経営 社区公共事業 文化福祉事業
注) 聞き取り調査より筆者作成。	

(1) 設立について

「公認資産評価師」¹⁷⁵を雇用し、P 社区委員会は、2010 年 1 月から生産隊の集団有資産、自然村の集団有資産、社区の集団有資産を順次に監査し評価し、その資産・負債・収益の状況がわかるようになり、P 社区の集団有経済制度改革の準備を整えた。

2010 年 3 月 1 日に、P 社区は 16,249,142 元に相当する集団有総資産を出資金にし、3,229 人の農家を合作社員にし、P 合作社を徐州市工商局にて登記し設立した。最初の設立大会で、一人一票での選挙により、理事長と副理事長・監事 5 名・合作社員代表 42 名を選出した。また、5 人の理事は理事長と副理事長の推薦により決められた。ただし、この選挙は P 社区委員会の選挙でもあり、いわゆる合作社の理事長と副理事長は社区委員会の書記と副書記が兼任することとなる。

P 合作社は 11,557 の株を持ち、そのうち社区資産 4,586 株、自然村 4,826 株、生産隊 2,145 株である。P 合作社の設立時点の集団有総資産を合作社員の持っている総株数で割ると一株当たり 1,406 元である。

(2) 株式の設置について

如何に株式を設置するかは、社区株式合作社の最も重要な問題である。株式の設置の目的は、昔の曖昧な「集団有」という概念を変え、集団有資産の所有権を明確に合作社員に与えるのである。

改革開放初期の社区株式合作組織は、基本的に集団株を設置した。集団株とは、集団が共同に持つ株であり、その分の配当は社区の公共事業に当てる。集団株は、名義上は社区内の全農家の所有であるが、実態としては社区委員会の幹部がコントロールすることとなり、依然として所有関係が不明確のままである。それでも集団株を設置し、しかも高い割合¹⁷⁶を設置したのは、社会主義か資本主義かが問われ、あるいは集団有資産私有化したと政府に指摘される恐れがあったからである。しかし改革が進むにつれ、集団株の割合は

¹⁷⁵ 中国の不動産鑑定に関するライセンスの一種であり、企業や組織まるごとの資産評価をする評価人である。

¹⁷⁶ 葉 [111] によれば、集団有資産の 60%–80%を集団株にした社区株式合作組織はよく見られる。

漸次 30%程度に低め、集団株を設置しない社区合作社も現れてきている¹⁷⁷。

株の種類	株の設置	条件
基本株	1 株/人	2010 年 3 月 1 日までに、戸籍の異動のない 16 歳以上の合作社員
	0.5 株/人	2010 年 3 月 1 日までに、戸籍の異動がないかつ 16 歳以上だが、今現在 P 社区に住んでいない合作社員
		2010 年 3 月 1 日までに、16 歳未満の合作社員
		2010 年 3 月 1 日までに、結婚などで戸籍の異動により P 社区に定住して 10 年未満の合作社員
農齡株	0.1 株/年/人	1956 年から 2004 年 9 月 30 日までの間に農業に従事していた合作社員
生産隊株	1 株/人	1956 年から 1983 年 12 月 31 日までの間に生産隊に所属し、20 年以上農業に従事していた合作社員
	0.5 株/人	1956 年から 1983 年 12 月 31 日までの間に生産隊に所属し、20 年未満農業に従事していた合作社員
幹部職場株	2 株/人	社区委员会の書記・主任、合作社の理事長
	1 株/人	社区委员会の副書記・副主任・支部委員・経管站 ¹⁷⁸ 長・管理会計・計生主任・婦聯主任、合作社の理事・監事
	0.5 株/人	そのほかの幹部
注) 聞き取り調査より筆者作成。		

そこで、P 合作社が集団株を設置するかどうかは、合作社員に非常に注目される問題である。理事長 W 氏によれば、P 合作社を設立する前の農家に対する調査では、96.9%の農家は集団株を設置しないと主張したため、P 合作社は集団株を設置しないことにした。そのかわり、P 合作社は剰余金から

¹⁷⁷ 程ほか [77] pp. 86-89 を参照。

¹⁷⁸ 農村经济管理ステーションのこと。社区の財務管理の指導、合作経済組織の委託記帳と財務監査、社区集団有資金の監督などの役割を果たす政府の下部機関である。

公益金を社区委員会に提供し、P 社区の公共事業に当てることにした。

また、指導組のアドバイスと農家の主張により、基本株・農齡株・生産隊株・幹部職場株が設置された。

続いて、株式の分配についてみてみよう。

まず、2010 年 3 月 1 日までに、戸籍が P 社区に所属し、かつ 2004 年 9 月 30 日¹⁷⁹までに農村戸籍であった人は自然に P 合作社員となり、基本株をもらえる。P 合作社の設立時点に 16 歳に達しているかと定住場所と戸籍の異動の有無とによって、基本株は 1 株/人と 0.5 株/人に分けて合作社員に与えられる。基本株は譲渡できないが、相続できる。

次に、P 社区は、1956 年に生産隊が設立されてから、2004 年 9 月 30 日に農地の半分くらいが徴収されるまで、農業に従事した人、いわゆる農家に農齡株を与えた。農齡株は合作社員の農業に従事した年数で計算し、最大 3.5 株/人と規定した。農齡株は相続・譲渡できないため、合作社員がなくなった場合は、その農齡株もなくなるのである。

そして、P 社区の生産隊に所属し、また農業に従事した合作社員は生産隊株¹⁸⁰をもらえる。生産隊の解散の 1983 年 12 月 31 日まで、所属年数は 20 年以上かどうかにより、合作社員に 1 株あるいは 0.5 株を与える。

さらに、P 社区委員会の幹部たちと P 合作社の理事・監事に幹部職場株を設けている。社区の上級

配当停止の条件	配当再開の条件
懲役されている人	懲役が満了してから配当
一人っ子政策の違反罰金を支払いして 5 年未満の人	5 年経ってから配当
法律、合作社の章程と決議を違反した人	理事会の決めた期間が満了してから配当
兵役義務を履行しない人	
注) 聞き取り調査より筆者作成。	

幹部及び合作社の理事長は 2 株、中堅幹部と合作社の役員は 1 株、ほかの一般的幹部は 0.5 株である。合作社員が職務を兼任した場合、その幹部職場株

¹⁷⁹ 2004 年 9 月 30 日に、P 社区の 1,200 ムーの農地のうちの 550 ムーが国に有償で徴収され、また同日に P 社区の行政区画は行政村から社区へ変わったため、2004 年 10 月 1 日から、P 社区の人は自由に都市戸籍に変更できるようになったのである。

¹⁸⁰ 生産隊の集団有資産が主に生産隊に所属していた人により蓄積してきたため、生産隊株を設置したのである。

を重ね合わせず、多い方を取る。離職した場合は、幹部職場株がなくなる。

このように、P 合作社は P 社区の集団有資産を合作社員に分配した。そして表 6-3 の状況があれば、配当が停止される。

また、P 合作社は、合作社員が株券を無断で譲渡・売買・担保物とすることが分かった場合、その株を即日に取り消されると規定した。

3 P 合作社における事業の実態

P 合作社の業務内容は①集団有資産の経営、②社区公共事業、③文化福祉事業である。以下、具体的に述べていくことにしよう。

(1) 集団有資産の経営

P 社区の集団有資産は固定資産、現金、社区弁企業と社区の公共福祉施設という 3 つの部分である。固定資産は主に店舗 32 ヶ所と倉庫 4 ヶ所と農地 650 ムーであり、現金は 40 万元であり、社区弁企業¹⁸¹は農産物市場 1 つとレストラン 1 つと住宅建材の卸売市場 1 つである。

固定資産	借主	数量	賃借単価	年間総賃借料
店舗	住宅建材	28 店舗	24,000 元/ 店舗/年	768,000 元
	レストラン	3 店舗		
	不動産	1 店舗		
倉庫	住宅建材	4 ヶ所	18,000 元 /1 ヶ所/年	72,000 元
農地	大規模農家	150 ムー	300 元 /ムー/年	195,000 元
	X 企業	500 ムー		
合計				1,035,000 元

注) 聞き取り調査より筆者作成。

農産物市場は社区の空き地を利用し設立され、主に P 社区の人に利用されると想定しており、面積がおおよそ 1,000 m²、比較的小さく、農産物を売るための借主は 40 人ほどである。レストランは道路に面している社区の店舗

¹⁸¹ 社区弁企業は以前の村弁企業であり、いわゆる郷鎮企業のことである。

を借りたため、外部の顧客も食事をしに来る。ただし、この2社の社区弁企業は規模が小さく利益をあまり生み出せない。

住宅建材の卸売市場は主な利益源である。道路に面した3階建てのビルにあり、そして徐州市北部の一番早い住宅建材の卸売市場であり、しかも小売もやっているため、かなりの集客力を持っていると言われる。そのため、P 合作社の店舗も倉庫もほとんど住宅建材の商人に賃貸している。

農地 650 ムーは1人のP 社区の大規模農家に150 ムー、X 企業に500 ムーを賃貸し、野菜を栽培している。

固定資産の経営はもともとP 社区委員会が経営していたが、今はP 合作社が責任を持って経営している。社区弁企業は3つともそのまま元の経営者に委ねている。

(2) 社区公共事業

社区の公共福祉施設¹⁸²は、P 社区委員会とP 合作社のオフィス1棟・集会室1つ・社区図書館1つ・老人娛樂室2つ・広場1つ・社区内道路や橋などのインフラストラクチャーである。公共事業は主にこれらの公共施設の建設と補強である。P 合作社が設立して以来、新設した公共福祉施設は社区図書館であり、補強したのは集会室である。そして、社区内の公共照明施設はすべてソーラーパネル式に入れ替えられた。

(3) 文化福祉事業

文化福祉事業は以下の通りである。

- 1) 社区図書館に新聞・雑誌・書籍・DVD を購入する。
- 2) 老人娛樂室に中国象棋・マーじゃん・トランプなどのゲーム用具と、液晶テレビ・DVD プレーヤーなどのAV 機器を購入する。
- 3) 子供が16歳未満の一人っ子家族に毎月20元の一人っ子手当を与える。
- 4) 重病の人に5,000元の補助金を与える。

¹⁸² 社区の公共福祉施設は社区の集団有資産である。

- 5) 烈士の遺族、身体障害者、子供のいない60歳以上の老人、60歳以上の軍人及び軍人の配偶者、70歳以上の老人に毎月50元の生活補助金を与える（条件があてはまる場合、重なってもらえる）。
- 6) 70歳以上の老人に生命保険に無料で加入させる。
- 7) 元旦・清明節・端午節・中秋節に50元と果物、春節・重陽節に100元と果物をお祝いとして70歳以上の老人に与える。
- 8) 死去した人の家族に200元の慰問金と追悼の花輪を与える。

4 P 合作社の配当

(1) P 合作社の営業利益

P 合作社の営業利益は固定資産の賃借料と社区弁企業の純利益である。

固定資産の年間賃借料は、1,035,000 元である。また、2010 年以来、固定資産の借主も賃借料も変動がないため、固定資産の年間賃借料総額はずっと表 6-4 で示した金額、1,035,000 元である。

社区弁企業の純利益は表 6-5 の通りである。

レストランは 2010 年に経営不振で負債 150,000 元となり、2011 年から P 合作社が経営者を変えたことにより純利益を上げた。農産物市場と住宅建材卸売市場の純利益は、市場を借りる商人の賃借料から管理者の人件費や税金や光熱費などを引いた金額である。また、6 年間には賃借料をずっと維持してきたが、P 合作社は 2012 年から両市場の賃借料を上げたため、純利益が上がったのである。

さらに、P 合作社の役員・職員 24 人のうち、無料でやってくれている 5 人の監事を除いて、残りの 19 人は全部 P 社区委員会の幹部・職員であり、社区委員会が給料を支給しているため、P 合作社は毎月役員 200 元、職員 100 元の手当、年間合計 43,200 元以外、人件費がかからない。

それゆえ、事業利益から役員・職員の手当を引いた金額が、P 合作社の剰余金となる。

表 6-5 社区弁企業歴年純利益表			
社区弁企業	純利益		
	2010 年	2011 年	2012 年
レストラン	-150,000 元	110,000 元	250,000 元
農産物市場	200,000 元	200,000 元	350,000 元
住宅建材卸売市場	2,000,000 元	2,000,000 元	3,200,000 元
合計	2,050,000 元	2,410,000 元	3,800,000 元
注) 聞き取り調査より筆者作成。			

表 6-6 P 合作社の剰余金処分状況			
剰余金処分名目	実際の処分状況		
	単位：万元 (%)		
	2010 年	2011 年	2012 年
積立金	88.61 (29.12)	91.82 (26.99)	143.04 (29.85)
公益金	100.00 (32.88)	75.00 (22.05)	105.00 (21.91)
うち社区公共事業	30.00 (9.86)	35.00 (10.29)	40.00 (8.35)
うち文化福利事業	70.00 (23.01)	40.00 (11.76)	65.00 (13.56)
出資高配当	115.57 (38.00)	173.36 (50.96)	231.14 (48.24)
合計	304.18 (100)	340.18 (100)	479.18 (100)
注) 聞き取り調査より筆者作成。			

(2) 剰余金配当

P 合作社の定款の第 21 条は剰余金配当の詳細を決めている。剰余金配当の比率を具体的に書かれておらず、以下のように規定してある。

- 1) 公益金の本年度使用状況と来年度の予測により、優先的にその比率を決める。
- 2) そして、切りの良い金額でかつ株数に割り切れる金額で出資高配当を決める。
- 3) 残りは積立金となる。
- 4) 以上のことは合作社員代表大会で決める。

(3) 剰余金処分状況

まず、積立金は主に赤字の補填と再投資に用いられるため、P 合作社員代表大会により、ずっと 30%前後に維持されている。

次は、公益金は社区公共事業と文化福祉事業に用いられ、この三年間数字を見ると、その割合が低くなる傾向にある。うち社区公共事業は、使われる剰余金の割合が低くなったが、社区内の公共施設の修繕をつれ、金額ベースでは上がっている、一方、高齢化に従い、老人の割合が高くなるため、文化福祉事業が使う剰余金の割合が高くなりつつある¹⁸³。

そして、出資高配当の割合は上下しているが、一株あたりの配当は、2010年に 100 元、2011 年に 150 元、2012 年に 200 元となり、連年上昇していることがわかった。

5 P 合作社の運営に対する合作社員の参加

P 合作社員は P 合作社に対して以下の権利¹⁸⁴を持っている。

- (1) P 合作社に対して意見とアドバイスを出し、財務・運営状況に民主的な監督する権利がある。
- (2) 集団有資産を優先的に請負・賃貸・購買する権利がある。

¹⁸³ P 合作社は成立した 2010 年に 50 万元で社区図書館を新設したため、文化福祉事業が剰余金の 23.01%を使ったが、それを除き、通常文化福祉事業が剰余金の 6.58%しかない。

¹⁸⁴ P 合作社章程第十三条より

(3) 優先的に雇用される権利がある。

P 合作社員がこれらの権利を有していると章程に書かれていることに対して、実態として、2010年に農地を賃借したいP 合作社員がいるにもかかわらず、経営規模が零細であるという理由でP 合作社が却下し、スケールを発揮できるという理由でX 企業に500 ムーを賃貸したのである。

そして、P 合作社員は選挙権と被選挙権を持ち¹⁸⁵、42名の合作社員代表・7名の理事・5名の監事が一人一票での選挙により選出される¹⁸⁶とP 合作社章程に明確に定められているが、実態としては、合作社員代表・監事・理事長と副理事長が選挙によって選ばれたが、ほかの5名の理事は理事長と副理事長により決められた。これは、合作社の選挙は社区委員会の選挙と重なり、社区委員会の選挙は理事長と副理事長だけ選出すれば良いからなのである。

理事長と副理事長を中心とした理事会は年1回に合作社員代表大会を開催しないと行けない。通常では、春節の前に行われ、過去一年間における運営状況や財務状況について理事会の報告と、剰余金の配当についての案件、翌年の年度計画、監事会の報告などが主な内容である。

理事全員でなく、理事長と副理事長のみが選挙で選出されているが、そのほかでは、42名の合作社員代表と5名の監事が一人一票での選挙により選出される点だけから見ると、P 合作社において、民主的に運営していく可能性があるといえよう。

第3節 P 合作社員のアンケート調査

2013年3月にP 合作社に斡旋を依頼し、P 合作社が合作社の役員をできるだけ避けた上で、男女各30人、合計60人のP 合作社員を年齢層別で選出し、本人の了承を得た上で、筆者は2013年5月から6月にかけて電話でアンケート調査をした。

まず、この60人の基本情報を見てみよう。

¹⁸⁵ P 合作社章程第十二条より。

¹⁸⁶ P 合作社章程第十五条より。

16-30 歳	10 人
30-40 歳	10 人
40-50 歳	10 人
50-60 歳	10 人
60-70 歳	10 人
70 歳以上	10 人
注) 聞き取り調査より筆者作成。	

1 株以下	6 人
1-3 株	19 人
3-5 株	25 人
5-7 株	8 人
7 株以上	2 人
注) 聞き取り調査より筆者作成。	

3 株以下	2 人
3-8 株	16 人
8-15 株	31 人
15-20 株	6 人
20 株以上	5 人
注) 聞き取り調査より筆者作成。	

一人家族	2 人
二人家族	17 人
三人家族	29 人
四人家族	8 人
四人以上家族	4 人
注) 聞き取り調査より筆者作成。	

一般的合作社員	51 人
合作社の職員或いは社区委員会の職員	5 人
合作社の役員或いは社区委員会の幹部	3 人
合作社の役員 (監事)	1 人
注) 聞き取り調査より筆者作成。	

続いて、アンケート調査の結果を見ることにしよう。

表 6-12 P 社区株式会社合作社員アンケート調査結果 (60 人)				
1	あなたは P 合作社の株式の設置について良いと思うか？		あなたは P 合作社がどの株式を設置したことに不満がるか教えてください。	
	a とてもそう思う	35 人 (58.3%)	a 全部満足	47 人 (78.3%)
	b そう思う	16 人 (26.7%)	b 基本株に不満	0 人 (0%)
	c あまりそう思わない	5 人 (8.3%)	c 農齢株に不満	0 人 (0%)
	d 全然そう思わない	2 人 (3.3%)	d 生産隊株に不満	2 人 (3.3%)
	e わからない	2 人 (3.3%)	e 幹部職場株に不満	11 人 (18.3%)
3	あなたは P 合作社が集団有株を設置しないことについて良いと思うか？		P 合作社を設立する前に、あなたに意見を聞かれたか？	
	a とてもそう思う	46 人 (76.7%)	a 詳しく聞かれた	24 人 (40%)
	b そう思う	7 人 (11.7%)	b 聞かれた	17 人 (28.3%)
	c あまりそう思わない	5 人 (8.3%)	c 聞かれていない	6 人 (10%)
	d 全然そう思わない	0 人 (0%)	d 聞きに来たが留守だった	8 人 (13.3%)
	e わからない	2 人 (3.3%)	e わからない	5 人 (8.3%)
5	あなたは P 社区の集団有資産の評価について良いと思うか？		あなたは P 合作社の役員に立候補したいと考えていたか？	
	a とてもそう思う	9 人 (15%)	a 真剣に考えた	3 人 (5%)
	b そう思う	11 人 (18.3%)	b 考えた	4 人 (6.7%)
	c あまりそう思わない	28 人 (46.7%)	c あまり考えていない	10 人 (16.7%)
	d 全然そう思わない	9 人 (15%)	d 全然考えていない	35 人 (58.3%)
	e わからない	3 人 (5%)	e わからない	8 人 (13.3%)
7	あなたは P 合作社の選挙に投票したか？		あなたは P 合作社の選挙と P 社区の選挙が同一であることについて良いと思うか？	
	a 自分で投票した	31 人 (51.7%)	a とてもそう思う	15 人 (25%)
	b 自分が行けないため、代理の人に投票してもらった	18 人 (30%)	b そう思う	10 人 (16.7%)
	c 投票していない	10 人 (16.7%)	c あまりそう思わない	19 人 (31.7%)
	d 投票させられなかった	1 人 (1.7%)	d 全然そう思わない	9 人 (15%)
	e わからない	0 人 (0%)	e わからない	7 人 (11.7%)
9	あなたは合作社員代表と役員が自分の責任を果たしたと思うか？		あなたは P 合作社の公開した財務情報を信じて良いと思うか？	
	a とてもそう思う	7 人 (11.7%)	a とてもそう思う	4 人 (6.7%)
	b そう思う	19 人 (31.7%)	b そう思う	11 人 (18.3%)
	c あまりそう思わない	19 人 (31.7%)	c あまりそう思わない	30 人 (50%)
	d 全然そう思わない	15 人 (25%)	d 全然そう思わない	15 人 (25%)
	e わからない	0 人 (0%)	e わからない	0 人 (0%)
11	あなたは集団有資産の運営状況について良いと思うか？		あなたは剰余金処分の割合について良いと思うか？	
	a とてもそう思う	6 人 (10%)	a とてもそう思う	11 人 (18.3%)
	b そう思う	22 人 (36.7%)	b そう思う	10 人 (10%)
	c あまりそう思わない	14 人 (23.3%)	c あまりそう思わない	25 人 (41.7%)
	d 全然そう思わない	17 人 (28.3%)	d 全然そう思わない	4 人 (6.7%)
	e わからない	1 人 (1.7%)	e わからない	10 人 (16.7%)
13	あなたは出資高配当の金額について良いと思うか？		あなたは合作社員代表大会に参加したことあるか？ ¹⁸⁷	
	a とてもそう思う	6 人 (10%)	a 毎回参加する	9 人 (15%)

¹⁸⁷ 合作社員である以上、合作社員代表でなくても合作社員代表大会を傍聴できる。

	b そう思う	11人 (18.3%)		b たまに参加する	7人 (11.7%)
	c あまりそう思わない	37人 (61.7%)		c 参加したいが用事で行けなかった	5人 (8.3%)
	d 全然そう思わない	6人 (10%)		d 参加したことがない	39人 (65%)
	e わからない	0人 (0%)		e わからない	0人 (0%)
15	あなたはP 合作社がP 社区委員会と同じ組織だと思うか？		16	あなたは以前より P 合作社があったほうが良いと思うか？	
	a とてもそう思う	14人 (23.3%)		a とてもそう思う	29人 (48.3%)
	b そう思う	31人 (51.7%)		b そう思う	18人 (30%)
	c あまりそう思わない	11人 (18.3%)		c あまりそう思わない	10人 (16.7%)
	d 全然そう思わない	4人 (6.7%)		d 全然そう思わない	0人 (0%)
	e わからない	0人 (0%)		e わからない	3人 (5%)
注) 聞き取り調査より筆者作成。					

アンケート調査の結果から、以下のことがまとめられよう。

- (1) 株式の設置 (Q1、Q3) について、大半以上の合作社員は問題がないと答えた。ただし、幹部職場株に不満 (Q2) の合作社員は1/3くらいある。実際は、幹部職場株を設置すべきかどうかについて議論されてきたが、実態としては、合作社の役員 (社区委員会の幹部)・職員にある程度の利益を与えないと、やる気を引き出せない。これは幹部職場株を設置していない社区合作社の経験からわかったというのである。ただし、集団有資産の評価について良い (Q5) と思わない合作社員が2/3近く占めている。
- (2) 合作社の選挙について、役員に立候補したい (Q6) 合作社員はあまりいないが、投票した (Q7) 合作社員は80%以上である。そして、P 合作社の選挙はP 社区の選挙が同一である (Q8) ことについて、賛否半々であるが、P 合作社がP 社区委員会と同じ組織だ (Q15) と思う合作社員が75%占めている。
- (3) 合作社の事業について、選ばれた合作社員と役員に対して責任を果たしていないと思う (Q9) 合作社員が半分以上を占め、集団有資産の運営状況について (Q11) 賛否半々であり、財務情報を公開しているが、信じない (Q10) 合作社員が75%占めている。そして、調査対象はほ

とんど一般的な合作社員であるため、合作社員代表大会に参加したことない (Q14) 合作社員は 65% 占めている。

(4) 剰余金処分の割合 (Q12) について、半分近くの合作社員は良いと思わない。また、出資高配当の金額が少ないと思う (Q13) 合作社員は 71.7% いる。

(5) P 合作社があったほうが良いと思う (Q16) 合作社員は 78.3% 占めている。

第4節 まとめ

最後に、P 合作社の実態と成果をまとめよう。

「江蘇省農民專業合作社条例」の公布をきっかけにし、P 社区は全農家の同意を得て、江蘇省農林庁指導組の指導の元で 2010 年 1 月から P 社区の集団有經濟制度の改革が始まり、同年 3 月 1 日に P 合作社が設立された。

P 合作社の設立大会では、一人一票制での選挙が行われ、理事長と副理事長・監事 5 名・合作社員代表 42 名を選出した。この行為からみると、P 合作社は民主的管理が行われているといえるが、この選挙は P 社区委員会の選挙も兼ねている。正確に言うと、P 社区委員会の選挙が P 合作社の選挙を兼ねており、いわゆる P 社区委員会の書記と副書記は P 合作社の理事長と副理事長を兼任することとなる。また、P 合作社章程の第十五条に、一人一票での選挙で 7 名の理事を選出すると明確に書かれているが、実態としては理事長と副理事長のみがそういうように選ばれ、ほかの 5 名の理事は理事長と副理事長により決められたのである。さらに、P 合作社の役員・職員 24 人のうちに、無料で従事している 5 人の監事を除いて、残りの 19 人は全部 P 社区委員会の幹部・職員である。

これは、P 合作社が P 社区委員会と 2 枚看板であることを明らかに示している。P 社区委員会の行政組織がそのまま P 合作社になり、P 合作社としての選挙は行われておらず、社区の書記が理事長を兼任し、監事以外の役員は理事長が任命し、P 合作社としての運営組織は事実上行政組織と同一である。

そのため、アンケート調査の結果は、合作社員がP 合作社に、とりわけ財務情報に不信感を抱えていることがわかった。

他方、決められた株式の設置の仕方により、P 社区は 16,249,142 元に相当する集団有総資産の出資金を、11,557 の株で 3,229 人の合作社員に分配した。P 合作社の株式の設置については、アンケート調査により好結果が示されている。P 合作社が設立される前に、P 社区委員会は全農家に訪問調査をし、また指導組によるほかの社区合作社の経験を考慮し、所有権の曖昧の集団有株を設置しないこと及び役員と職員のやる気を引き出せるという幹部職場株を設置することにした。幹部職場株の設置について、不満があるものの、株式設置の全体、或いは P 合作社設立して以来の効果から見ると、合理的だと考えられる。

しかしながら、剰余金処分の比率が章程に明確に書かれておらず、合作社員はその比率に対しての不満を生じる恐れがあるといえよう。しかも、P 合作社が P 社区委員会と 2 枚看板であるため、合作社員が持つ P 合作社の財務情報に対しての不信感は、実に P 社区委員会に対しての不信感から移されたものであろう。

ただし、P 社区の集団有資産の株を合作社員である農家に分配し、農家はその資産の運営による所持株の配当をもらえることは、従来 of 社区委員会より一歩前進したと考える。

このように、P 社区委員会を中心に P 合作社が設立され、合作社員の意志により剰余金を配当している。展開過程・事業の実態からみると、多くのことは議論の余地があるものの、一人一票での選挙が行われていることから（2 枚看板とはいえ、合作社員は自らの意志により投票したため）、協同組合としての実態を部分的に有しているといえよう。ただし、P 合作社としての運営組織が事実上行政組織と同一であることから考えると、協同組合への展開は限界があり、その可能性が制限されていると考えられる。

第7章 村幹部による土地株式会社の事業実態と動向—江蘇省無錫市M 土地株式会社—

第1節 本章の課題

1 課題

改革開放後、農家請負制の施行は、農村経済を飛躍的に発展させたが、中国都市化・工業化プロセスの加速に伴い、農家を基本単位とする農家請負制下の農村は農家の経営規模が小さい、機械化レベルが低い、耕作放棄地の増加などの問題が現れてきていた。農家請負制が農村人口の衣食しか解決できず、豊かな生活を送ることができないのである。中国が著しい経済発展を遂げたとは言え、都市部と農村部は経済の格差が縮まるどころか、ますます激しくなり、さらに拡大傾向がある。

農地の請負期間は第一ラウンドの15年¹⁸⁸から、第二ラウンドの30年¹⁸⁹まで延長し、また農地請負権の賃貸が禁止されたため、農業に従事したくない、或いは従事できなくなった農家が農地を賃貸できないし、農業に従事したい農家・会社が農地を手に入れられないというのが実態である。同時に、耕作放棄地が急増し、農村生産力の発展を阻んでいる。そこへ、都市化が農村部に押し寄せてきており、また農村経済が停滞しているため、都市部と農村部の経済格差が漸次に拡大する一方である。

以上の背景下において広東省からはじまり、農家が自発的に行っている農地の「流転」はこれら問題の解決策の1つとなりつつある。農地の「流転」とは、農地請負権の賃貸・譲渡・下請・交換・出資のことである。農地の「流転」により、農業の大規模経営・不耕作地の減少・農家収入の増加などが可能になる。

ただし、農家一戸一戸の農地「流転」は、大規模な開発利用が困難であり、農地収益の最大化にならない。そして社区の行政組織が直接に農地の「流転」をすることは、農家の利益が横領されやすく、保障できないと指摘された¹⁹⁰。

¹⁸⁸ 中共中央「關於一九八四年農村工作的通知」、1984年1月1日。

¹⁸⁹ 中共中央・国務院「当前農業和農村經濟發展的若干政策措施」、1993年11月15日。

¹⁹⁰ 劉ほか [120] を参照。

よって、農地の「流転」を管理し、農家の利益を保障し、農業の大規模経営を促進し、都市部と農村部の経済格差を縮小するなどの利点を兼ねている土地株式会社（以下、土地合作社）が重要視されている。ただし、協同組合としての実態を有する合作社はそれほど多くないと考えられる

土地合作社の設立過程及び展開過程の実態と、その組織・事業構造は、未だに十分に明らかにされていない。本章では、社区委員会の元村幹部が形成主体となる土地合作社の事例を通して、協同組合としての実態形成過程における社区委員会の役割と、社区で威信を持つ元村幹部の役割及び合作社の展開過程の実態、組織・事業構造について検討する。あわせて、農家アンケート調査による結果を分析し、合作社員の生活水準の変化及び問題点について検討する。

2 構成と対象

本章では、元村幹部主導の土地合作社事例における聞き取り調査・電話調査と農家のアンケート調査に基づき、その展開過程と事業内容と経営実態と合作社員の生活水準の変化を明らかにすることで課題に接近する。

取り上げる対象は、中国における土地合作社の先進地とされる江蘇省無錫市の M 土地合作社（以下、M 合作社）である。M 合作社設立にあたっては、元村幹部が中核的な役割と設立以降の経営実態を明らかにする上で適切な事例である。なお、現地での聞き取り調査は 2012 年 9 月に実施し、電話による補足調査は 2012 年 11 月と 2013 年 5 月に 2 回実施した。

設立主体	元村幹部
理事長身分	元村幹部
所在地	江蘇省無錫市
成立時間	設立 2006. 10 登録 2010. 6
出資金	930 ムー⇒7, 032 ムー
合作社員数	128 人⇒1, 433 人
理事会	8 人
監事会	3 人
合作社員総会	年 2 回開催
選挙	一人一票制での選挙
買付	しない
剰余金分配	積立金 30% 再投入資金 25% 公益金 5% 役員の報酬 10% 出資高 30%
経営種類	小麦・水稻・野菜
主な事業内容	① 農地経営 ② 技術の普及と指導 ③ 生産資材供給 ④ 斡旋販売
注) 聞き取り調査より筆者作成。	

第2節 M 合作社の設立経過

1 M 合作社の設立前史

M 合作社の所在地 M 社区は無錫市惠山区陽山鎮にあり、農家 722 戸、人口 3,615 人、農地面積 2,310 ムーである。無錫市は江蘇省南部にあり、GDP が全国 11 位、一人当たり GDP が全国 5 位であり¹⁹¹、二次産業・三次産業が発達している都市である。

そこで、農外収入が明らかに農業収入より高くなるため、M 社区から出稼ぎに行っている若年労働者は 2,000 人程度に達し、全農家の 55%、労働力の 95% を占めている。これらの労働者の 1/3 が種蒔きと収穫の時のみ戻り農業に従事し、残り 2/3 の期間は出稼ぎをしている。2003 年から耕作放棄地が増加しているのである。

2003 年、元村長である U 氏が、450 元/ムーで出稼ぎ農家の農地 67 ムーを請負し、野菜の栽培をし始め、1 年間の経営で 1 ムーあたり 1,100 元の利潤が出た。出稼ぎ農家及び留守農家の農地貸し出し意欲が高まっており、U 氏の農業経営規模もどんどん拡大する一方であった。

2005 年、農地 180 ムーを経営している U 氏が、無錫 Q 食品会社（以下、Q 会社）と商談し、村長を務めていた時に蓄積してきた人望と威信で、農家 25 戸を動員し、合計 370 ムーの農地で Q 会社と有機野菜の栽培契約書を作った。その年のうちに 1 ムーあたり利潤が 3,000 元以上になった。2006 年まで、有機野菜を契約栽培している農家は 120 戸で、面積が 800 ムーになった。

一方、M 社区の耕作放棄地が急増している状況下における M 社区委員会は、U 氏と相談し、土地合作社を設立して欲しいと要請した。

そして 2006 年 10 月、M 社区委員会を後ろ盾にし、U 氏を中心に合作組織としての M 合作社が設立された。長年の人望と栽培の実績で人気を集めた U 氏は、合作社員による選挙でその理事長となった。以下、M 合作社設立以降の実態についてみていくことにしよう。

2 M 合作社の設立

2006 年 10 月、U 氏を中心に Q 会社と契約栽培している農家 128 人は、M 合作

¹⁹¹ 「全国統計年鑑」2013 年版により。

社を設立し、一般社団法人として民政局にて登記し、2010年6月に、「江蘇省農民專業合作社条例」に従い、改めて工商局にて登記した¹⁹²。2012年9月調査時点では合作社員は1,433人になった。

出資金については、現金株を設置しておらず、土地株のみである。土地株は農地1ムーが1株である。設立時、土地株が930株、いわゆる農地930ムーが集まった。2013年8月では、土地株が7,032株になっている。また、出資高配当は1株600元と事前に約束し、剰余金が残れば二次配当をするとM合作社の章程に書かれている。

2012年9月調査時点では、M合作社は田植え機4台、コンバイン収穫機2台、小型トラクター5台、野菜冷蔵庫4つ、オフィス1棟を固定資産として所有している。

M合作社は6人の理事会と3人の監事会を設置し、合作社員代表大会を年2回、合作社員総会を年1回開催し、財務情報は四半期ごとに公開している。

1-5 株	1,036 人
6-10 株	318 人
10-20 株	79 人
注) 聞き取り調査より筆者作成。	

1-10 ムー	199 人
11-50 ムー	78 人
50-100 ムー	54 人
100 ムー以上	8 人
注) 聞き取り調査より筆者作成。	

M 社区委員会は2つの役割を果たしている。

1つは農地の「流転」である。大規模に農地を「流転」させ、管理するには行政組織であるM社区委員会が必要不可欠の存在とされている。

もう1つはM合作社の監事に就任することである。M合作社の章程は、M社区委員会の幹部がM合作社の理事になることを禁止し、またM合作社の監事がM社区委員会の幹部しかねないことを定めたのである。

¹⁹² 2007年に施行された「合作社法」が、土地合作社に明確な法人地位を与えていないため、「江蘇省農民專業合作社条例」が施行してから、再登記したのである。

3 M 合作社における事業の実態

M 合作社の業務内容は①農地経営、②技術の普及と指導、③生産資材供給、④契約販売、である。

以下、具体的に述べていくことにしよう。

(1) 農地経営事業

農地経営事業はさらに4部分に細分できる。

1) 農業経営

2012年まで、M 合作社が直接に経営している農地は3,200 ムーであり、約全農地の46%を占めている。栽培品目と面積は表7-4の通りである。また、合作社員を優先に雇用する。

水稲	1,500 ムー	—
小麦	200 ムー	—
ハウス野菜	1,100 ムー	セロリ、トマト、パプリカ、エリンギなど
野菜	400 ムー	きゅうり、大豆、ごぼうなど

農地の管理は「5つの統一」を実行し、いわゆる技術指導の統一・種子の供給の統一・肥料や農薬の使用など農地管理の統一・契約販売の統一・販売代金の精算と配当の統一である。

2) 合作社員との契約生産

合作社員がビニールハウス¹⁹³を管理し、M 合作社と契約し、定量生産をする。

M 合作社は種子・肥料・農薬などの生産資材を提供し、ビニールハウスを建て、栽培技術を指導し、収穫量を規定する。契約合作社員は規定された収穫量を確保するため、そのビニールハウスを管理し、管理の給料がビニールハウス1棟あたり800元/月である。農産物を収穫してからM 合作社に渡し、M 合作社が販売する。事前に決められた収穫量を超えた部分の利益の80%は契約合作社員の収入になり、残りの20%は合作社の収入となる。事前に決められた収穫量

¹⁹³ M 合作社のビニールハウスは1棟が1ムーである。

に足りない場合は契約合作社員と M 合作社が折半で責任を取る。

この方式で経営している農地は 830 ムーであり、全農地面積の 12%を占めている。

3) 合作社員へのビニールハウスの賃貸

M 合作社はビニールハウスやインフラストラクチャーを同一規格で建て、合作社員に賃貸する。ビニールハウス 1 棟あたりの賃借料は年間 1,500 元である。賃借する合作社員は生産資材を M 合作社から購入しなければならないと義務付けられている。

この方式で経営している農地は 2,000 ムーであり、全農地面積の 28%を占めている。M 合作社から賃借する合作社員は 170 戸であり、1 戸あたり 12 ムー、ビニールハウスにすると 12 棟を貸している。

4) 企業への農地の賃貸

M 合作社が農業を経営する企業 1 社に農地を賃貸している。1 ムーあたりの賃貸料は年間 1,000 元である。ただし、上記の 3) と違い、企業が使う生産資材は M 合作社から購入することを義務付けられていない。

この方式で経営している農地は 1,000 ムーであり、全農地面積の 14%を占めている。

(2) 技術の普及と指導事業

M 社区委員会の斡旋で、無錫市農業科学院と陽山鎮の農林サービスステーションは M 合作社に依頼され営農指導に当たり、野菜の栽培・病虫害の防除などを週 1 回のペースで指導する。また、S 氏を始め農業技術に優れている農家である M 合作社員は農業技術の資料を作り、ほかの合作社員に配っている。

そして、ビニールハウスの設営・メンテナンスの仕方は、陽山鎮の供銷合作社が不定期に勉強会を開催し、合作社員に教えている。

(3) 生産資材供給事業

同じく M 社区委員会の斡旋により、惠山区の種子会社（種子）と陽山鎮の供銷合作社（肥料・農薬・ビニールハウス資材など）は M 合作社の生産資材を供給している。

M 合作社が合作社員或いは合作社の農地を賃借・栽培する農家に生産資材を供給する場合は、原則として即精算である。ただし、経済上の困難を抱える農

家なら、年末での精算が認められている。

(4) 契約販売事業

販売会社との契約において、販売品目と数量を明確に書くことが定められている。販売価格について、納品する時の無錫野菜卸売市場の相場価格で販売する。野菜の販売代金は即精算であり、M 合作社は5%の手数料を取る。

最初は Q 会社のみであったが、M 合作社の拡大につれ、M 合作社と契約する会社は 16 社になった。そして無錫だけではなく、江蘇省南部の南京市・蘇州市・常州市、上海市、浙江省の杭州市などにも販売している。

4 M 合作社の配当

(1) M 合作社の事業利益について

M 合作社の事業利益は農地経営事業利益・資材供給事業手数料・斡旋販売事業手数料という3つの部分である。具体的な数字は表 7-5 の通りである。

事業内容	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
農業経営部分	170	210	290	355	470
合作社員契約生産部分	—	—	—	—	40
合作社員賃貸部分	—	100	200	270	300
企業賃貸部分	—	—	100	100	100
農地経営事業	170	310	590	725	910
資材供給事業	2	11	27	35	43
斡旋販売事業	—	3	8	15	21
事業利益合計	172	324	625	775	974
人件費	20	41	70	78	81
剰余金	152	283	555	697	893

注) 聞き取り調査より筆者作成。

まず農地経営事業利益は事業内容によってさらに4つの部分に分けられる。

1) 農業経営部分の利益は、合作社が直接に農業生産をしているため、農

産物の売上高から種子・肥料などの生産資材の費用と雇用されている
 合作社員の人件費を引き、残りは利益となる。

- 2) 農家契約生産部分の利益は、農産物の売上高から種子・肥料などの生産資材の費用、契約している合作社員の人件費と契約した生産量を超えた部分の合作社員所得を引き、残りは利益となる。
- 3) 農家賃貸部分の利益は、ビニールハウスの賃借料のみである。
- 4) 企業賃貸部分の利益も、ビニールハウスの賃借料のみである。

以上の4つの部分を合わせた金額は、M 合作社の農業経営事業利益である。

そして、M 合作社は農業経営事業の農家賃貸部分に、生産資材を供給し、手数料を取り、この部分が資材供給事業の利益となる。また、農家賃貸部分が生産した野菜はM 合作社により斡旋販売がされ、その部分の手数料はM 合作社の斡旋販売事業の利益となる。

(2) M 合作社の剰余金配当について

M 合作社は、事業利益から1 ムーあたり 600 元の出資高一次配当を引き、残りを剰余金にする。剰余金の配当は、出資高一次配当の保障に当たりリスクを回避するための積立金 30%、合作社を引っ張ってくれている理事・監事の報酬 10%、ビニールハウスなどの建設費用に当たる再投入資金 25%、技術の普及・指導にあたる公益金 5%、出資高の二次配当 30%と決められている。

剰余金処分名目	定款上の 処分比率 単位：%	実際の処分状況 単位：万元 (%)				
		2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
積立金	30	15 (25.0)	30 (20.3)	60 (15.4)	50 (14.3)	70 (14.9)
再投入資金	25	15 (25.0)	35 (23.6)	100 (25.8)	90 (25.8)	120 (25.5)
公益金	5	3 (5.0)	5 (3.4)	10 (2.6)	10 (2.9)	10 (2.1)
理事・監事の報酬	10	6 (10.0)	15 (10.1)	40 (10.3)	35 (10.0)	50 (10.6)
出資高の二次配当	30	21 (35.0)	63 (42.6)	178 (45.9)	164 (47.0)	221 (46.9)
計 (剰余金)	100	60 (100)	148 (100)	388 (100)	349 (100)	471 (100)

注) 聞き取り調査より筆者作成。

表 7-6 は 2008 年以來の M 合作社の剰余金処理状況を示したものである。その特徴は以下の通りにまとめられよう。

- 1) 再投入資金と役員報酬は定款上の処分比率を基本的に維持している。
- 2) 公益金は農業技術の普及と指導に使われるが、あてる比率はしだいに減少しており、2010 年から、金額も 10 万元のままに横ばいで推移している。
- 3) 出資高一次配当の保障に当たる積立金は剰余金の 30% を占めることになっていることに対して、農家は出資高配当がもっと多くほしいため、積立金に当てる割合は定款に書かれた割合より低くなっている。積立金は、不作時に出資高一次配当として合作社員に配当するための予備金であるが、M 合作社に出資する農地の面積が、5 年間で 8 倍近く増え、積立金累積の速度は遥かに農地面積拡大の速度に追いつかないのである。不作時の配当不足を防ぐため、もっと剰余金を積立金にいったほうがいいが、M 合作社の聞き取り調査によると、合作社員の希望により出資高配当に傾いたのである。その一方、合作社員の聞き取り調査によると、理事長が元村長、監事が地域の幹部が担任しているため、農家である合作社員は行政機関に昔からの不信感を抱えており、大量の積立金を彼たちに任せては不安で仕方がなく、だから内部留保より配当を重視しているのである。

剰余金処分名目	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
出資高 一次配当	92 (60.5)	135 (47.7)	167 (30.1)	348 (50.0)	422 (47.3)
出資高 二次配当	21 (13.8)	63 (22.3)	178 (32.1)	164 (23.5)	221 (24.7)
合計した 出資高配当	113 (74.3)	198 (70.0)	345 (62.2)	512 (73.5)	643 (72.0)
出資高一次配当 を含めた剰余金	152 (100)	283 (100)	555 (100)	697 (100)	893 (100)
注) 聞き取り調査より筆者作成。					

- 4) 役員の報酬は人件費とせず、剰余金から当てることにしている。
- 5) 1 ムーあたり 600 元の出資高一次配当を、剰余金に入れると、それが出資高二次配当とあわせて剰余金を占める割合が 60%－75%程度であり、異常に高い。
- 6) 利用高配当が行われていない。

5 M 合作社の運営に対する合作社員の参加

人民公社の解体につれ、農村部の集団有土地の経営権が比較的公平に農家に分配されたため、集団有土地の経営権は特定の誰かに、或いはどの階層かに集中していることはない。そこで、専業合作社において現金株が少数の人に集まることと違い、土地合作社においては合作社員一人一人がだいたい同じ土地株をもっているのである。現金株を設置しない土地合作社は、付加議決権を持つ合作社員がいないのである。

M 合作社は合作社員が持っている農地（経営権）を出資する土地株のみ設置し、現金の出資、いわゆる現金株は認められないと定めた。そして、M 合作社は「合作社法」及び章程を厳守し、合作社員に一人一票の議決権を与え、付加議決権を設置していない。実態としても、M 合作社の設立大会において、理事及び監事は一人一票制の選挙で選ばれたのである。

そして、M 合作社では、合作社員が設立当初の 128 人から 2012 年 9 月現在の 1433 人まで増加し、「合作社法」により合作社員代表大会という形で合作社員大会を実施している。合作社員代表大会は、2013 年 5 月までに 14 回開催され、理事と監事と合作社員代表あわせて毎回 20 から 30 人程度が出席し、野菜の販売価格と契約の確保、市場動向、投資方向などについて議論されている。

そのほか、年一回の合作社員総大会も毎年 1 月上旬で行われ、主な内容は M 合作社の運営状況を合作社員に説明し、剰余金の配当を認めることである。また財務状況が公開される。

そして、5 年に 1 回に、一人一票の投票による選挙が行われ、次期の理事と監事を選出する。ただし、合作社員であっても社区委員会の幹部である以上、理事としての立候補はできず、また、監事は社区委員会の幹部から選出しないと決められている。合作社員は行政組織の力が必要としつつ、また

それに対しての不信感を抱えているというジレンマに陥り、これは、積立金を累積させず、公開された財務情報を信用しないということに繋がっている。

第3節 M 合作社員のアンケート調査

2012年9月にM合作社に斡旋を依頼し、合作社の役員をできるだけ避けた上で、M合作社員からM合作社が出資した農地面積別でランダムに選択し紹介してくれた13人(戸)に対して、アンケート調査をした。アンケート調査の結果は、出資農地面積の大きさに従って並び、表7-8の通りである。

アンケート調査の結果から、以下のことがまとめられよう。

- (1) 合作社員の年齢が低ければ合作社に加入時期が早くなり、合作社員の年齢が高ければ加入時期が遅くなる傾向がある。
- (2) 農業に従事する人のいない農家は持っている農地をすべて合作社に出資し(M5・M7・M8・M10)、農業に従事する人のいる農家は1ムーを残し、残りの農地をM合作社に出資する。その1ムーには自家用の食糧や野菜を栽培しているという。
- (3) 合作社からビニールハウスを賃借する合作社員は年齢とビニールハウスの賃借棟数が反比例になる。つまり、合作社員の年齢は低いほど、ビニールハウスの賃借棟数が多くなり、合作社員の年齢は高いほど、賃借棟数が少なくなる。
- (4) 合作社に雇用されている合作社員は65歳以上の年寄り農家である。
- (5) 出稼ぎの人のいない農家は農業年収が総収入に占める割合が高くなり、出稼ぎの人のいる農家は農外収入が高く、農業年収が総収入に占める割合が小さくなる。
- (6) 後継者不足が深刻である。13戸のうちに後継者のいる農家は4戸しかない。

表 7-8 M 土地株式会社 — 会社員アンケート調査結果 (13 戸)

農家	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7	M8	M9	M10	M11	M12	M13
加入時期	2008. 01	2007. 01	2006. 06	2009. 07	2006. 06	2008. 01	2007. 01	2006. 06	2006. 06	2012. 01	2010. 01	2007. 01	2011. 01
出資農地面積	17 ムー	11 ムー	8 ムー	6 ムー	6 ムー	5 ムー	5 ムー	5 ムー	4 ムー	4 ムー	3 ムー	3 ムー	2 ムー
農地総面積	18 ムー	12 ムー	9 ムー	7 ムー	6 ムー	6 ムー	5 ムー	5 ムー	5 ムー	4 ムー	4 ムー	4 ムー	3 ムー
家族構成 (農業に従事している人の下に線を引いている)	夫 70 歳 妻 69 歳 長男 45 歳 長男嫁 46 歳 孫娘 22 歳	夫 60 歳 妻 58 歳 長女 38 歳 長女婿 38 歳 孫娘 17 歳	夫 53 歳 妻 55 歳 長女 26 歳 長女婿 32 歳	夫 92 歳 妻 84 歳	夫 41 歳 妻 40 歳 長男 11 歳	夫 68 歳 妻 67 歳 長男 32 歳 長男嫁 32 歳	夫 40 歳 妻 34 歳 長女 11 歳 長男 6 歳	夫 33 歳 妻 31 歳 長男 6 歳	夫 66 歳 妻 66 歳	夫 90 歳 妻 88 歳	夫 70 歳 妻 73 歳	夫 48 歳 妻 49 歳	夫 81 歳
後継者	長男	—	—	長男	—	—	—	—	—	長男	—	—	長女
合作社に雇用	夫、妻	—	—	妻	—	夫、妻	—	—	—	—	夫、妻	—	夫
合作社から 農地賃借	ビニールハウス 1 棟	ビニールハウス 5 棟	ビニールハウス 5 棟	—	—	ビニールハウス 1 棟	—	—	ビニールハウス 2 棟	—	ビニールハウス 1 棟	ビニールハウス 5 棟	—
出資した農地 の年収	15,000 円	10,000 円	7,000 円	5,500 円	5,500 円	4,500 円	4,500 円	4,500 円	3,500 円	3,500 円	2,700 円	2,700 円	2,000 円
合作社の給料	9,600 円	—	—	4,200 円	—	8,400 円	—	—	—	—	9,600	—	4,800 円
賃借農地 の年収	25,000 円	120,000 円	100,000 円	—	—	20,000 円	—	—	45,000 円	—	20,000 円	75,000 円	—
農業年収	49,600 円	130,000 円	107,000 円	9,700 円	5,500 円	32,900 円	4,500 円	4,500 円	48,500 円	3,500 円	32,300 円	77,700 円	6,800 円
農外年収	150,000 円	80,000 円	100,000 円	—	80,000 円	110,000 円	82,000 円	100,000 円	—	—	—	42,000 円	—
総収入	199,600 円	210,000 円	207,000 円	9,700 円	85,500 円	142,900 円	86,500 円	104,500 円	48,500 円	3,500 円	32,300 円	119,700 円	6,800 円
農業収入が総収入に占める割合	24.8%	57.1%	51.7%	100%	6.4%	23%	5.2%	4.3%	100%	100%	100%	64.9%	100%

注) 聞き取り調査より筆者作成。

農家	年齢	加入時期
M8	夫 33 歳	2006. 06
	妻 31 歳	
M5	夫 41 歳	2006. 06
	妻 40 歳	
M3	夫 53 歳	2006. 06
	妻 55 歳	
M9	夫 66 歳	2006. 06
	妻 66 歳	
M7	夫 40 歳	2007. 01
	妻 34 歳	
注) 聞き取り調査より筆者作成。		

農家	年齢	加入時期
M10	夫 90 歳	2012. 01
	妻 88 歳	
M13	夫 81 歳	2011. 01
M11	夫 70 歳	2010. 01
	妻 73 歳	
M4	夫 92 歳	2009. 07
	妻 84 歳	
M1	夫 70 歳	2008. 01
	妻 69 歳	
注) 聞き取り調査より筆者作成。		

農家	年齢	ビニールハウス棟数
M12	夫 48 歳	5 棟
	妻 49 歳	
M3	夫 53 歳	5 棟
	妻 55 歳	
M2	夫 60 歳	5 棟
	妻 58 歳	
M9	夫 66 歳	2 棟
	妻 66 歳	
M6	夫 68 歳	1 棟
	妻 67 歳	
M1	夫 70 歳	1 棟
	妻 69 歳	
M11	夫 70 歳	1 棟
	妻 73 歳	
注) 聞き取り調査より筆者作成。		

M 合作社に対する評価及び意見については、表 7-12 のにまとめた。

理事長・合作社・社区委員会に感謝すると、合作社に参加して良かったと思う合作社員が多いが、あまり変わらないと思う合作社員もいて、脱退したい合作社員もいる。M6 と M10 は両方とも、合作社的理由ではなく、家族的理由で脱退したいが、出資した農地が既にビニールハウスが建てられ、そのまま返してもらえず、社区委員会がほかの農地を「流転」してくれるが、その「流転」農地が気に入らないため、M 合作社から脱退できないのである。M6 と M10、とりわけ M10 が、M 合作社に対して不満である。

そして、合作社の財務情報を信用できないと評価する合作社員がほとんどであり、役員たちの報酬が高すぎると指摘する合作社員もいる。

選挙と管理に言及している合作社員がいない。これは利用高配当が行われておらず、出資高配当の割合が高いからではないかと考える。

第4節 まとめ

最後に、M 合作社の実態と成果をまとめよう。

江蘇省南部にある無錫市は経済発展地域であり、出稼ぎ農家がとりわけ

表 7-12 M 合作社に対する評価及び意見	
M 合作社に参加してよかった	M1-M3・M5-M9・ M11-M12
M 合作社に参加してもあまり変わらない	M4・M10・M13
M 合作社から脱退したい	M6・M10
財務情報を信用できない	M1・M3-M8・ M10-M12
役員たちの報酬が高すぎる	M4・M6・M11
出稼ぎにいても農地収入があるから合作社に感謝する	M7-M8
理事長に感謝する	M10 以外
社区委員会に感謝する	M3・M5・M7
自質的に社区委員会が合作社を操っている	M10
積立金が剰余金に占める割合が高すぎる	M5・M9-M11
注) 聞き取り調査より筆者作成。	

多いため、農村の耕作放棄地が急増してきている。無錫市惠山区陽山鎮 M 社区の元村長である U 氏は耕作放棄地を賃貸し、Q 会社と契約を結び、周りの農家を組織し、有機野菜を栽培し始めた。耕作放棄地を減少させたい M 社区委員会は、U 氏を中心に合作組織としての M 合作社を設立した。長年の人望と栽培の実績で人気を集めた U 氏は、合作社員による一人一票での選挙により M 合作社の理事長となった。

M 合作社の農地経営事業は 4 つの形態で展開している。自ら直接に農業を経営する形態、農家にビニールハウスを管理させ、定量生産する形態、農家にビニールハウスを賃貸する形態と企業に農地を賃貸する形態である。合作社員のアンケート調査からわかるように、多様な経営形態により、合作社員の増収が可能となる。

そして、M 合作社設立以降、M 社区委員会は、技術の普及・指導にあたる政府機関の紹介に大きな役割を發揮し、また U 氏は商業的手腕を發揮し、M 合作社が有機農産物の契約購買を行う会社と契約することに中核的役割を果たした。しかしながら、行政機関への在来的不信により、合作社員は M 合作社の公開した財務情報を信用せず、できるだけ積立金を減らし出資高配当を高くしている。

また、M 合作社の章程では、汚職を防ぐために、M 社区委員会の幹部が M 合作社の理事になることを禁止し、また監事が M 社区委員会の幹部しかたれないことを定めた。

このように、M 合作社は一人一票での選挙と自らの農業の経営が評価でき、また、汚職を防ぐため役員立候補の制限を設けることも評価すべきと考える。この意味では、村幹部主導型土地合作社は民主的管理がされ、協同組合としての実態を有する可能性があるといえよう。

補章 供銷合作社による金融株式合作社における組織・事業構造— 江蘇省南京市 0 金融株式合作社—

第 1 節 本章の課題

1 課題

2007 年 7 月 1 日、「合作社法」が実施されてから、農村合作經濟組織は規範化の軌道に乗り、その発展が加速されるようになり、2013 年 3 月末に 73.06 万社が設立されたと報告されている¹⁹⁴。

しかしながら、農村合作經濟組織の発展と共に、資金問題が農村合作經濟組織を制約しつつあるボトルネックになってきた。農村合作經濟組織或いは農家は資金への需要量が少ない、期限が短い、頻度が高いため、銀行などの正規な金融機構はそれとの取引コストが高くなる¹⁹⁵。さらに、農産物市場が変動しやすいため、金融機構の運営コストが増加する。それゆえ、金融機構は農村合作經濟組織や農家を相手にせず、農村合作經濟組織や農家は持続的な有効な金融サービスを獲得できない。

そこで、農村向けの金融組織が必要とされてきている。2007 年に中国銀行業監督管理委員会¹⁹⁶（以下、銀監会）が村鎮銀行、ローン会社、農村資金互助社のこと「新型農村金融機構」¹⁹⁷という概念を提出してから現在まで、5 年近く立ったが、その設立の審査が厳しいため、未だにカバレッジが狭く、数量が少ないのである¹⁹⁸。実際には、農村部において資金の需要が高まりつつあり、その需要に応じ、農民が自発的に設立した「民間型農村金融組織」は多く存在している。しかし、この「民間型農村金融組織」が完全に監督されないため、違法な資金調達や、また高利貸に運用される

¹⁹⁴ 中国工商行政管理総局、「2013 年第一季度全国市場主体發展総体情況」、2013 年 4 月 15 日。

¹⁹⁵ 張ほか [72] pp. 41-47 を参照。

¹⁹⁶ 中国銀行業監督管理委員会 (China Banking Regulatory Commission, CBRC) は中国國務院に所属し、中国の銀行・金融資産会社・信託投資会社及びその他の預金類金融機構の監督管理機構である。設立時期は 2003 年である。

¹⁹⁷ 新型農村金融機構は村鎮銀行、ローン会社、農村資金互助社のことである。

¹⁹⁸ 「今年 1 月至 9 月末我国已組建新型農村金融機構 858 家」『經濟資訊』、2012 年第 29 期、p. 66。

ことが多く、農家の利益を大いに損ねたと指摘された¹⁹⁹。そして、各地方政府の政策法令により推し進められ監督され、農村金融機構が設立主体となる「地方型農村金融合作社」が重要な存在となりつつある。

「地方型農村金融合作社」の展開過程の実態と、その組織・事業構造は、未だに十分に明らかにされていない。本章では、形成主体が供銷合作社である金融株式合作社の事例を通して、その展開過程の実態、組織・事業構造を明らかにする。あわせて、農家アンケート調査による結果を分析し、合作社員の生活水準の変化及び問題点について検討する。

2 構成と対象

本章では、供銷合作社主導の「地方型農村金融合作社」事例における聞き取り調査・電話調査と農家のアンケート調査に基づき、その展開過程と事業内容と経営実態と合作社員の生活水準の変化を明らかにすることで課題に接近する。

取り上げる対象となる江蘇省南京市 O 金融株式合作社(以下、O 合作社)は、2009 年に「江蘇省農民專業資金互助社管理弁法(試行)」(以下、「資金互助社管理弁法」)が公布されてから、江蘇省において初めて登録された金融合作社である。O 合作社設立にあたっては、供銷合作社が中核的な役割を担うため、金融合作社の展開過程、組織、事業構造を明らかにする上で適切な事例である。なお、現地での聞き取り調査は 2011 年 9 月と 2012 年 9 月に 2 回実施し、電話による補足調査は 2013 年 4 月と 2013 年 10 月に 2 回実施した。

第 2 節 O 合作社の調査事例

1 O 合作社の設立前史

江蘇省南京市 E 区にある O 鎮は伝統的農業が発達している地域であり、農業資源が非常に豊富である。O 鎮は面積が 215 km²、人口が 7.16 万人、社区が 27 である。O 鎮の特産品はスイカであり、管轄している 27 社区のうちの 21 社区にスイカ專業合作社が設立されている。そのほか、シカの

¹⁹⁹ 李 [113] を参照。

養殖と苗木の育苗も盛んである。

しかしながら、資金不足のため、農業生産の発展が抑制された。0 供銷合作社はもともと金融信用事業をしていたが、農家を対象にしていたから審査が厳しくなかなかローンが降りてこないため、2001 年に金融信用事業が撤回され、生産資材の供給事業のみ行っている。だが、長期に金融信用事業をやってきた職員たちはそのまま残されていた。

そして、2009 年に「資金互助社管理弁法」が公布されてから、南京市政府が最初に注目したのが 0 鎮である。2009 年 8 月に、南京市政府及び関連部門の指導の元において、0 供銷合作社を中心に 0 合作社が設立され登記された。

2 0 合作社の設立

設立大会で、一人一票での選挙が行われておらず、上級政府の推薦により、金融信用事業を主管した 0 供銷合作社の Q 主任が理事長に就任し、またほかの理事と監事がいずれも上級政府の推薦により就任した。これは、経験のある人やいは身分のある人に役員をやらせないと、0 合作社をうまく運営できないし、また農家が信用しない合作社には参加しないのだろうと説明された²⁰⁰。

類型	金融株式合作社 (供銷合作社主導型)
設立主体	供銷合作社
理事長身分	0 供銷合作社の主任
所在地	江蘇省南京市
成立时间	2009. 08
出資金	40 万元⇒1, 280 万元
合作社員数	29 人(団体合作社員 4 人) ⇒2, 180 人(団体合作社員 19 人)
理事会	7 人
監事会	5 人
合作社員総会	年 1 回開催
選挙	なし
利益分配	積立金 50% 出資高 50%
主な事業内容	合作社所在地に戸籍がある農業に従事する組合員を対象に、①預金、②小口貸付を行う
注) 聞き取り調査より筆者作成。	

²⁰⁰ 0 鎮農業委員会による。

表 8-2 0 合作社の役員身分と人数			
役員	身分	人数	
理事長	0 供銷合作社の元金融信用部主任	1 人	7 人
理事	專業合作社社長	4 人	
	大規模農家	2 人	
監事	政府の幹部	1 人	5 人
	0 供銷合作社社長	1 人	
	各社区の有力者	3 人	
注) 聞き取り調査より筆者作成。			

0 合作社の発起人は 0 供銷合作社と大規模農家をあわせて 29 人であり、団体合作社員は 0 供銷合作社以外、專業合作社 4 社もある。設立当初の出資金は 40 万元であり、2012 年 9 月現在は 1,280 万元となり、合作社員も 2,180 名まで増加した。

0 合作社の株式は 2 種類である。まず出資株は 200 元が 1 株、利息を付けないが、出資高配当があり、出資して 3 年間を経れば脱退できる。もう 1 種類の預金株は 500 元が 1 株、利息があるが出資高配当がなく、預金して 1 年間を経れば脱退できる。ただし、貸付をまだ返済完了していない状況であれば、脱退できない。0 合作社から貸付を借りるのは、合作社員の身分が必要とされるため、ほとんどの合作社員はどちらか 1 株しか出資（預金）していない。それに対して、合作社の役員や産地商人などは 67 人で 938 万元を出資株として出している。その中、0 供銷合作社が 500 万を出資しているため、資金面において中核的な役割を果たしたと考える。

3 0 合作社における事業の実態

0 合作社の定款には事業内容が合作社員の預金、貸付、政府の債権と金融債権の売買、金融代理などと書かれてあるが、0 合作社の施設・規模、職員の素質及び合作社員の需要に限られ、実態として、表 8-1 のように、合作社所在地に戸籍がある農業に従事する合作社員を対象に、①預金、②小口貸付を行うことのみである。

また、貸付制度や預金管理などの運営から、剰余金の配当比率まではすべて0供銷合作社の元金融信用部主任である理事長および0供銷合作社の職員により制定された。

以下、具体的に事業内容を述べていくことにしよう。

(1) 預金事業

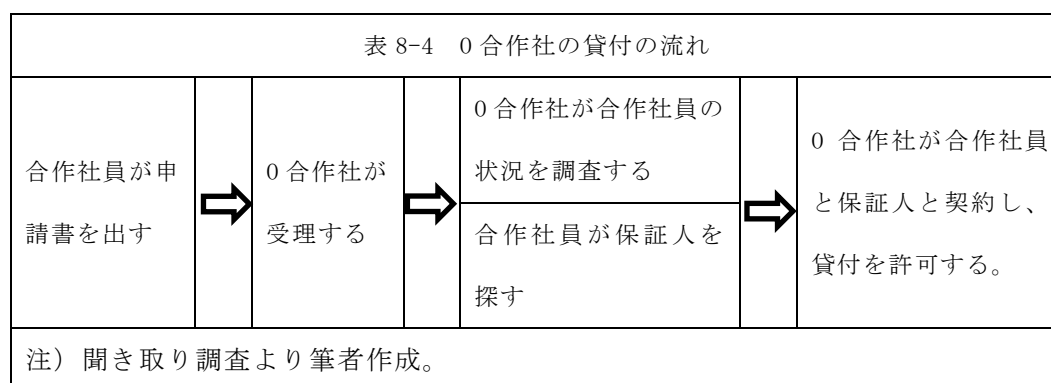
前述したように、0 合作社から貸付を借りるには、合作社員の身分が必要とされるため、農家はまず預金をし、合作社員になるのである。預金の年利息は4%であり、銀行の3.2%より0.8%高い。

期限	半月	1 ヶ月	3 ヶ月	6 ヶ月	9 ヶ月	12 ヶ月	1 年以上
月利率	無利息	0.6%	0.69%	0.72%	0.75%	0.9%	1.8%

注) 聞き取り調査より筆者作成。

(2) 小口貸付事業

銀行の貸付の厳しい審査と複雑な手続きに対して、0 合作社はかなり簡単である。そして、合作社員の貸付は適時性が強い、例えば、種子・肥料・農薬・飼料などの購買であり、審査時間が長くなると影響が出てくるため、0 合作社の手軽な手続きは合作社員に資金の借入を容易にした。



同じ地域で長く生活し、地縁でつながりがあり、また0 供銷合作社が長く存在しているため、0 合作社は簡単に合作社員の状況を知り判断できる

ため、審査の時間が短く、一般的 3 日間、当日にもらえるのも珍しくない。

0 合作社はリスクを回避するため、合作社員への貸付に信用制度を取っている。合作社員が借入できる金額は、その出資（預）金の 6 倍以内に制限されている。さらに、2～5 人の合作社員に保証人になってもらい、その 2-5 人の合作社員である保証人の出資（預）金の総額は貸付金額の 40% 以上であることが必要とされている。具体例は表 8-5 で示す。

貸付金額	合作社員の身分		出資金（預金）の最低限	
60,000 元（100%）	借り入れる人	A 合作社員	10,000 元（16.7%）	
	保証人 （3 人の場合）	B 合作社員	8,000 元	24,000 元 （40%）
		C 合作社員	8,000 元	
		D 合作社員	8,000 元	

注）聞き取り調査より筆者作成。

そのほか、1 人の合作社員の貸付金額は 0 合作社総出資金の 10% 以下、貸付金額の上位 10 人の総額は 0 合作社総出資金の 50% 以下と決まっている。

また、農家である合作社員の貸付は短期的なものが多く、2 ヶ月以内で返済済みの貸付が一般的であるという。

4 0 合作社の配当

貸付による利息は 0 合作社の事業利益となり、それから人件費・合作社の事務所家賃²⁰¹と預金の利息を引き、残りは剰余金となる。剰余金の処分は表 8-6 のよ

剰余金処分名目	2011 年	2012 年
積立金	10 万元	34 万元
出資高配当	10 万元	34 万元
合計	20 万元	68 万元

注）聞き取り調査より筆者作成。

うに、積立金 50%、出資高配当 50% である。

²⁰¹ 0 供銷合作社のオフィスを賃借している。

5 0 合作社の運営に対する合作社員の参加

0 合作社の定款に、出資の多少と関係せず合作社員に一人一票の議決権を与えると書かれているが、実態として、合作社員総会にも財務の公開及び説明、出資高配当だけ行い、議決権を用いることはないのである。また、0 合作社は投票による選挙が行われておらず、役員職を経験・経済力・身分・声望・威信のある人に任せている。それは合理性があるかもしれないが、協同組合の一人一票の原則と反し、民主的運営という点からみると、協同組合としての実態を有していないと考える。

6 0 合作社の成果

		2009年8月	2010年12月	2011年12月	2012年12月
合作社員数		29人	588人	1,215人	2,180人
出資金	出資株	40万元	56万元	140万元	260万元
	預金株	—	170万元	526万元	1,020万元
貸付の件数		—	78件	199件	504件
貸付の総額		—	514万元	1,994万元	3,110万元
不良債権		—	—	—	—
事業利益		—	16万元	42万元	90万元
剰余金		—	—	20万元	68万元
注) 聞き取り調査より筆者作成。					

0 合作社は 2009 年 8 月に設立してから現在まで、表 8-7 のように、合作社員が最初の 29 人から 2,180 人まで 75 倍増加し、出資金が 40 万元から 1280 万元まで 32 倍増加した。0 合作社の貸付が 2012 年の年間 504 件に達し、総額 3,100 万元となり、これは合作社員である農家に経済上の助けを与え、生活水準をアップさせたと考える。そして、0 合作社の成果が、農家に対して一定の合作社への出資の動機を与えたことが推測される。

また、0 合作社の発展が所在地農村金融供給の不足を補うと同時に、所

在地は非正規金融、いわゆる完全に監督されない「民間型農村金融組織」によるリスクを回避できたといえよう。

第3節 O 合作社員のアンケート調査

2013年9月にO合作社に斡旋を依頼し、合作社の役員をできるだけ避けた上で、O合作社に貸付を借りたことのあるO合作社員から年齢層別でランダムに選択し紹介してくれた28人（戸）に対して、筆者は2013年10月にかけて電話でアンケート調査をした。

まず、この28人の基本情報を見てみよう。

30-40 歳	6 人
40-50 歳	8 人
50-60 歳	8 人
60 歳以上	6 人
注) 聞き取り調査より筆者作成。	

役員	2 人
合作社員	26 人
注) 聞き取り調査より筆者作成。	

コメ	4 人
スイカ	9 人
野菜	8 人
苗木	5 人
シカ	2 人
注) 聞き取り調査より筆者作成。	

借りている	21 人
借りていない	7 人
注) 聞き取り調査より筆者作成。	

専業合作社 理事長	1 人
大規模農家	21 人
一般農家	6 人
注) 聞き取り調査より筆者作成。	

表 8-13 アンケート調査対象 0 合作社の加入時期	
2009 年	2 人
2010 年	2 人
2011 年	11 人
2012 年	8 人
2013 年	5 人
注) 聞き取り調査より筆者作成。	

表 8-14 アンケート調査対象 家族構成	
一人家族	—
二人家族	5 人
三人家族	9 人
四人家族	11 人
四人以上家族	3 人
注) 聞き取り調査より筆者作成。	

表 8-15 アンケート調査対象 出資金（預金）別表	
2, 000 元以下	1 人
2, 001 元-5, 000 元	8 人
5, 000 元-9, 999 元	13 人
10, 000 元以上	6 人
注) 聞き取り調査より筆者作成。	

表 8-16 アンケート調査対象 貸付を借りる回数	
1 回	5 人
2 回	9 人
3 回	9 人
4 回	4 人
4 回以上	1 人
注) 聞き取り調査より筆者作成。	

表 8-17 アンケート調査対象 最後の貸付の金額	
1 万元	1 人
2 万元	4 人
3 万元	7 人
4 万元	2 人
5 万元	11 人
5 万元以上	3 人
注) 聞き取り調査より筆者作成。	

表 8-18 アンケート調査対象 最後の貸付の返済期間	
1 ヶ月	2 人
2 ヶ月	16 人
3 ヶ月	8 人
4-6 ヶ月	1 人
7-12 ヶ月	—
12 ヶ月以上	1 人
注) 聞き取り調査より筆者作成。	

続いて、アンケート調査の結果を見ることにしよう。

1	あなたは出資形態がどちらですか？	2	あなたは 0 合作社から貸付を借りるのが容易だと思うか？		
	a 出資金のみ出している		6 人(21.4%)	a とてもそう思う	7 人(25%)
	b 預金のみ出している		12 人(42.9%)	b そう思う	15 人(53.6%)
	c 両方出している		7 人(25%)	c あまりそう思わない	6 人(21.4%)
	d 覚えていない		1 人(3.6%)	d 全然そう思わない	0 人(0%)
	e わからない		2 人(7.1%)	e わからない	0 人(0%)
3	あなたは 0 合作社の貸付手続きについて速いと思うか？	4	あなたは 0 合作社の貸付の利息について良いと思うか？		
	a とてもそう思う		11 人(39.9%)	a とてもそう思う	7 人(25%)
	b そう思う		14 人(50%)	b そう思う	18 人(14.3%)
	c あまりそう思わない		2 人(7.1%)	c あまりそう思わない	3 人(10.7%)
	d 全然そう思わない		1 人(3.6%)	d 全然そう思わない	0 人(0%)
	e わからない		0 人(0%)	e わからない	0 人(0%)
5	あなたは 0 合作社への預金の利息について良いと思うか？	6	あなたは銀行から貸付を借りたことがあるか？		
	a とてもそう思う		3 人(10.7%)	a 借りたことが 3 回以上ある	0 人(0%)
	b そう思う		12 人(42.9%)	b 借りたことが 2 回ある	1 人(3.6%)
	c あまりそう思わない		13 人(46.4%)	c 借りたことが 1 回ある	1 人(3.6%)
	d 全然そう思わない		0 人(0%)	d 借りたかったが、貸してくれない	15 人(53.6%)
	e わからない		0 人(0%)	e 借りたことがない	11 人(39.3%)
7	あなたは 0 合作社が銀行より貸付について良いと思うか？	8	あなたはこれから銀行から貸付を借りたいと思うか？		
	a とてもそう思う		18 人(64.3%)	a とてもそう思う	7 人(25%)
	b そう思う		8 人(28.6%)	b そう思う	9 人(32.1%)
	c あまりそう思わない		1 人(3.6%)	c あまりそう思わない	6 人(21.4%)
	d 全然そう思わない		0 人(0%)	d 全然そう思わない	3 人(10.7%)
	e わからない		1 人(3.6%)	e わからない	3 人(10.7%)
9	あなたは高利貸から貸付を借りたことがあるか？	10	あなたは 0 合作社が高利貸より貸付について良いと思うか？		
	a 借りたことが 3 回以上ある		2 人(7.1%)	a とてもそう思う	28 人(100%)
	b 借りたことが 2 回ある		2 人(7.1%)	b そう思う	0 人(0%)
	c 借りたことが 1 回ある		7 人(25%)	c あまりそう思わない	0 人(0%)
	d 借りたかったが、貸してくれない		2 人(7.1%)	d 全然そう思わない	0 人(0%)
	e 借りたことがない		15 人(53.6%)	e わからない	0 人(0%)
11	あなたはこれから高利貸から貸付を借りたいと思うか？	12	あなたは合作社員代表大会に参加したことあるか？ ²⁰²		
	a とてもそう思う		0 人(0%)	a 毎回参加する	2 人(7.1%)
	b そう思う		0 人(0%)	b たまに参加する	3 人(10.7%)
	c あまりそう思わない		5 人(17.9%)	c 参加したいが、用事で	4 人(14.3%)

²⁰² 前掲注 188 を参照。

					行けなかった		
		d 全然そう思わない	23人(82.1%)		d 参加したことがない	18人(64.3%)	
		e わからない	0人(0%)		e わからない	1人(3.6%)	
13	あなたはO 合作社の役員選挙が行うべきだと思うか？	a とてもそう思う	4人(14.3%)	14	あなたは剰余金処分の割合について良いと思うか？	a とてもそう思う	4人(14.3%)
		b そう思う	7人(25%)			b そう思う	7人(25%)
		c あまりそう思わない	10人(%)			c あまりそう思わない	6人(21.4%)
		d 全然そう思わない	3人(10.7%)			d 全然そう思わない	4人(14.3%)
		e わからない	4人(14.3%)			e わからない	7人(25%)
15	あなたは出資高配当の金額について良いと思うか？	a とてもそう思う	2人(7.1%)	16	あなたは合作社員代表と役員が自分の責任を果たしたと思うか？	a とてもそう思う	4人(14.3%)
		b そう思う	6人(21.4%)			b そう思う	15人(53.6%)
		c あまりそう思わない	7人(25%)			c あまりそう思わない	3人(10.7%)
		d 全然そう思わない	1人(3.6%)			d 全然そう思わない	1人(3.6%)
		e わからない	12人(42.9%)			e わからない	5人(17.9%)
17	あなたはP 合作社の公開した財務情報を信じて良いと思うか？	a とてもそう思う	2人(7.1%)	18	あなたは以前よりO 合作社があったほうが良いと思うか？	a とてもそう思う	10人(35.7%)
		b そう思う	8人(28.6%)			b そう思う	12人(42.9%)
		c あまりそう思わない	12人(42.9%)			c あまりそう思わない	4人(14.3%)
		d 全然そう思わない	1人(3.6%)			d 全然そう思わない	0人(0%)
		e わからない	5人(17.9%)			e わからない	2人(7.1%)
19	あなたはO 合作社への出資・預金を増やしたいと思うか？	a とてもそう思う	7人(25%)	20	あなたはO 合作社から脱退したいと思うか？	a とてもそう思う	0人(0%)
		b そう思う	14人(50%)			b そう思う	3人(10.7%)
		c あまりそう思わない	5人(17.9%)			c あまりそう思わない	8人(28.6%)
		d 全然そう思わない	0人(0%)			d 全然そう思わない	14人(50%)
		e わからない	2人(7.1%)			e わからない	3人(10.7%)

注) 聞き取り調査により筆者作成。

アンケート調査の結果から、以下のことがまとめられよう。

- (1) O 合作社の貸付について、借りやすい (Q2)、手続きが速い (Q3)、利息が低い (Q4) と思う合作社員は圧倒的に多いことわかった。この点から見ると、O 合作社は合作社員への経済上の助けに大きな役割を果たしたと考える。
- (2) 合作社員は銀行から貸付を借りにくい (Q6) ため、高利貸に流れていた (Q9) ことがわかった。他方、O 合作社が銀行と高利貸より良い (Q7、Q10) という認識をしている合作社員は大多数である。銀行から借りたい (Q6) と思う合作社員はまだ半分以上いるが、それはより多額の貸付を借りたいからの理由である。また、高利貸から

借りたい (Q11) と思う合作社員は一人もいない。

- (3) 0 合作社に選挙が行うべきか (Q13) に関して、賛否半々であるが、反対の意見を持つ合作社員は合作社のリーダーが経験のある人でないとやっていけないため、選挙で役員になる人はそうとは限らず、0 合作社がダメになる恐れが大きいと主張した。そして、現在の役員が責任を果たしている (Q16) ため、選挙が必要ではないと主張している合作社員もいる。
- (4) 剰余金の処理 (Q14) と財務情報 (Q17) について、不信感をもつ合作社員は半分くらいいる。これは一貫して組織に対しての不信によるものだと考える。
- (5) 最後に、0 合作社にたいしての評価 (Q18、Q19、Q20) をみると、肯定的な意見が圧倒的であるため、合作社員に対して 0 合作社は非常に存在意義があるものだと考える。

第 4 節 まとめ

最後に、0 合作社の実態と成果をまとめつつ本章を要約し、結論としよう。

2007 年の「合作社法」の実施以降、農村合作経済組織は大いに発展してきたが、資金問題は農村合作経済組織を制約しつつあるボトルネックになった。この問題を解決するため、銀监会は「新型農村金融機構」を推し進めようとしているが、実際に好効果を得なかった。また、農民が自発的に設立した「民間型農村金融組織」は多数存在しているが、監督されないため、違法な運用が多く、農家の利益を大いに損ねた。そこで、各地方政府の政策法令により推し進められ監督され、農村金融機構が設立主体となる「地方型農村金融合作社」が重要な存在になった。

2009 年に江蘇省の「資金互助社管理弁法」により設立された 0 合作社は、江蘇省における初めての金融合作社である。0 合作社は 2009 年 8 月に設立してから現在まで、合作社員が最初の 29 人から 2,180 人まで 75 倍増加し、出資金が 40 万元から 1,280 万元まで 32 倍増加した。0 合作社

の貸付が 2012 年の年間 504 件に達し、総額 3,110 万元となり、これは合作社員である農家に経済上の助けを与え、生活水準をアップさせたと考える。そして、前述に掲げられた客観的な成果が、農家に対して一定の 0 合作社への出資の動機を与えたことが推測される。

しかし、運営実態をみると、0 合作社において、一人一票での選挙が行われておらず、上級政府の推薦により、金融信用事業を主管した 0 供銷合作社の Q 主任が理事長に就任し、またほかの理事と監事がいずれも上級政府の推薦により就任した。また、0 合作社の定款に、出資の多少と関係せず合作社員に一人一票の議決権を与えると書かれているが、実態として、合作社員総会にも財務の公開及び説明、出資高配当だけ行い、議決権を用いることはないのである。よって、0 合作社は民主的管理が行われていないことがわかった。

だが、合作社員のアンケート結果からもわかるように、0 合作社は一人一票での選挙などの民主的管理が行われていないことは評価できないにもかかわらず、実態として、農家である合作社員に資金面での助けを提供し、「地方型農村金融合作社」の果たすべき役割を果たしたことにより、合作社員に対して 0 合作社は存在意義があると考えられる。

終章 総括と今後の課題

本論文では、(1) 中国における改革開放期、とりわけ「合作社法」の制定以降、改革開放期の第三段階の農民合作経済組織の歴史的な位置づけと特徴を明らかにすること、(2) 第三段階の農民合作経済組織の多様な現状を整理し、その類型的な把握を試みること、(3) 現在主流となっている「三大合作」の事例を分析し、その協同組合としての性格について実証的に検討すること、を課題に、統計データと事例調査による総合的な把握を通して接近した。その解明のために、まず中国における農村合作社の歴史、とりわけ改革開放期という時期区分を設定し、その期間における農村合作経済組織の変化を統計的に明らかにした。次に農村合作経済組織はどのような類型をされ、どのような形式を有しているかを検討した。さらに、專業合作社、社区合作社、土地合作社という「三大合作」の事例における聞き取り調査に基づきその事業内容と運営実態を、また農家のアンケート調査の結果を整理解析し、その実態に沿って分析し検討した。最後に「三大合作」の他、これから中国が政策的に推し進める金融合作社の事例を取り上げ、その実態を明らかにした。

第1章では、百年近くの歴史を抱えている合作社は、どのような歴史的な位置づけ及び特徴を持っているかを段階ごとに明らかにした。中国における農村合作社の発展を大きく3つの時期に区分し、時期ごとの協同組合の特徴を検討した。それは、中国建国前の民国期の社会実験期（1918年-1949年）、建国してからの人民公社期（1952年-1978年）、そして改革開放してから農村合作経済組織が生まれてきた改革開放期（1978年- ）である。社会実験期の農村合作運動は、範囲が限られているにも関わらず、民間団体と地方政権が連合し、地方政府の支持を効果的に利用し、中国において初めて農村合作社を作り上げた。ただし、この時期の農村合作社は

主に知識人によって作られたものであり、数が少ないので影響も小さく、中国農村社会に根本的影響をもたらしていなかった。人民公社期における人民公社は、共産党の指導者、とりわけ毛沢東の提案で発展しており、毛沢東個人の意志が強く反映された。人民公社の実質は、濃厚な空想的社会主義色と戦時共産主義色に染められた社会主義パターンであり、協同組合ではない。農業生産と行政管理を合併した「政社合一」、所有権が不明確な「三級所有」、及び強制的加入と事実上の脱退不可などが、制度上には深刻な問題であり、人民公社の解体に直接に関わっている。改革開放期の農村合作経済組織は、最初は農家によって自発的に形成されたが、法整備が遅れたため、規範的な組織は少なかった。2007年に「合作社法」が施行されてから、专业合作社の企業法人地位が明確にされ、その組織形式と行為について明確な規制が定められた。また专业合作社を発展させる強力な原動力となった支持政策が施行されたため、全国各地に专业合作社の発展が加速されるようになった。ただ、その実態は極めて多様であり、協同組合としての実態を有するものはそれほど多くないと考えられる。

第2章では、中国農業産業化の先進地といわれる江蘇省の专业合作社に対する実態調査に基づき、专业合作社が協同組合としての実態、すなわち協同組合的性格をどの程度有するのか、協同組合として今後どのように展開する可能性を有しているのか、という点について形成主体別類型毎に明らかにした。まず先行研究を整理し形成主体別類型を総括した。それは、①技術普及組織主導型、②郷村幹部主導型、③篤農家や商人等の農村能人主導型、④龍頭企業主導型、⑤供銷社系列型、⑥卸売市場主導型、⑦協同組合としての実態を有する農民主導組合型の7分類となる。次に、事例合作社の実態に即し分析した。分析の結果をしてみると、まず協同組合としての実態を有すると考えられるのはS合作社のみであり、他の合作社につ

いては合作社法に基づく設立とはいえ、出資、運営、利益分配の全てについて不十分な実態が多くみられた。そして、農村能人主導型合作社は主導者の個人企業的な性格が強く、今後の展開次第では協同組合としての実態が拡大される可能性も残されているが、理事長をはじめとした大規模農家中心の実質的な私企業化の方向も考えられる。また、郷村幹部主導型と技術普及組織主導型の事例について前者は村幹部主導による村ぐるみの地域農業発展、後者は技術者が主導することにより、たまねぎ専業農家の農業発展に結びつき、その点で両者の事業内容は大きく評価しうるが、協同組合としての実態としては不十分な点が多く見られ、協同組合的な発展の可能性を持ちつつも、主導者優先の利益分配を通じた個人企業的な私企業化、もしくは協同組合形態をとった「農民層分解の培養器」化する危険性もある。さらに、典型的な原料調達のための龍頭企業主導型合作社（インテグレーション）もあるが、合作社は原料調達のための農家の組織化の手段に過ぎず、出資、役員、利益分配のすべてについて農家合作社員の関与はなく、協同組合的な発展は困難であろう。このようにみると、大規模農家の農村能人主導型、郷村幹部主導型、技術普及組織主導型については、「協同組合としての実態を獲得」しながら農協として発展する可能性は残されているが、土地株式合作社を基盤とする農村能人主導型と龍頭企業主導型は私企業的な性格が強く、協同組合としての実質を獲得するのは現実的には難しいことが明らかになった。

第3章では、形成主体が大規模農家である農民主導組合理型専業合作社の事例を通して、農村能人から農民主導組合理型への変貌、いわゆる協同組合的性格が如何に形成されたのかにおける大規模農家の役割と、その展開過程の実態、組織・事業構造を明らかにした。事例としてみたS専業合作社

では剰余金の利用高配当の比率を定款に定めただけでなく、その比率をずっと守っており分配してきた。そして、合作社員大会においては、合作社員に議決権を持たせた上で、案件が議論されており、また一般的な推薦という形を取らず、一人一票での選挙が行われ、民主的に運営されていると見られる。このように、複数の大規模農家を中心に S 合作社が設立されることによって、大規模農家としての栽培技術・経験と篤農家としての商業的感覚・能力を共有するのみならず、そこから産出した利益も共有された。また、S 合作社においては、複数の中心人物はそれぞれに生産、供給、加工、販売など各方面の利益を代表し、相互に監督しているなかで、一人一票制、合作社員大会の開催、利用高での配当等を行っていることをみると、協同組合的性格を獲得しつつあることが明らかになった。ただし、理事長及び複数の中心人物が S 合作社の指揮を取り、また彼らは一般的合作社員とは 2 つの階層に分かれているので、利益が一致しなければ、一般的合作社員の利益は損なわれる可能性があると考ええる。

第 4 章では、農村能人主導型の中に、農家と市場の間にパイプとなり、仲介費用しか取らない、経済感覚のある「農村經紀人」が主体となった G 專業合作社の事例を取り上げ、その組織・事業構造といった実態を明らかにした。2005 年に S 氏を中心に G 合作社が設立された。2012 年まで、G 合作社は出資金が 325 万元、出資農地が 2,120 ムー、合作社員が 364 人、売上高が 1,550 万元、剰余金が 217 万元という客観的な成果を掲げた。そして、合作社に参加した農家は収入が増えていることも否定出来ず、増収には G 合作社の役割が大きいと考える。また、G 合作社はハイレベルの示範合作社に選ばれ、政府の財政支援を受けることもできた。しかしながら、S 氏は利益を追求するため G 合作社を成立させたのである。この点は、農家との利益対立を本合作社は内包していることを意味する。よって、個人の資本を蓄積するため、一人一票での選挙を行わずに S 氏が G 合作社の指揮をとっている。よって、G 合作社において民主的運営が見当たらない。ただし、示範合作社などの荣誉と政府からの財政支援を保つため、G 合作

社は少なくとも「合作社法」に沿って形式的に協同組合的性格を持つようになる必要性が出ており、また、中核となりつつある若い農家たちが今のような非民主的運営への不満や反対意見を持っていることによって、これから、G 合作社が実質的に協同組合的性格を獲得する可能性があることが明らかになった。

第5章では、社区合作社と土地合作社について、その展開が多くみられる江蘇省の事例に基づき、その協同組合としての実態をどの程度有するのか、協同組合として今後どのように展開する可能性を有しているのか、という点について実証的に明らかにした。まず、社区合作社の事業内容については、集団有資産の運営事業と公共・福祉事業に大きく二つに分けられる。集団有資産の運営は社区合作社の立地により運営方式が異なるため経済効果に大きく影響することがわかった。そして、社区合作社は実質的に社区委員会をベースにした組織であり、社区から自立した管理が行われていないため、協同組合としての実態は有していないが、他方、合作社員の意志により剰余金を配当する合作社もあり、部分的な協同組合としての実態を持っている。ただ、社区合作社は社区の集団有資産を運営し、社区委員会と離れられない関係にある以上、協同組合としての実質を獲得するのは難しい現実があると思われ、社区からの組織的自立性（2枚看板ではなく）が問われるにしても社区単位のままであり続けるであろう。続いて、土地合作社は選挙せず社区委員会が管理するケースが多く、利用高配当が行われず、出資高配当の実質が土地の賃借料であり、協同組合としての実態はほとんど有していないが、F 合作社のように民主的に管理し、一人一票制に基づき選挙が行われる土地合作社が存在しているのも事実である。さらに、土地合作社は社区の範疇と同一でない可能性があり、場合によっては社区との関係が離れていく可能性も出てくるのではないかと考えられる。したがって土地合作社は今後の展開次第では協同組合としての実態が拡大される可能性があると考えられる。最後に、出稼ぎ農家が増えつつある背景下において、労働力市場と土地市場の流動化と活性化が促進されている点と、集団有資産あるいは不耕作農地の運営により農家に増収がもたらされる点において、両合作社の役割は大きいであろう。だが、集団有

資産あるいは集積した農地の経営を合作社が自ら行うか、外部企業や大規模農家に委託するかは、当該地域農業の発展にとって重要な分岐点になる可能性があり、さらなる調査が必要であり、また合作社員である農家についての検討も不十分であるため、第6章と第7章で詳しく合作社の事例検討を行う。

第6章では、中国において初めて社区合作社に法人格を与えた江蘇省の村組織である社区委員会が形成主体となる徐州市 P 社区合作社の事例を取り上げ、社区委員会から社区合作社への変貌、すなわち社区委員会の役割と、その展開過程の実態、組織・事業構造を明らかにした。その中で P 合作社が P 社区委員会と 2 枚看板であることが明らかになった。P 社区委員会の行政組織がそのまま P 合作社になり、P 合作社としての選挙は行われておらず、社区の書記が理事長を兼任し、監事以外の役員は理事長が任命し、P 合作社としての運営組織は事実上行政組織と同一であった。そのため、アンケート調査の結果では、合作社員が P 合作社に、とりわけ財務情報に不信感を抱えていることがわかった。これは、実に P 社区委員会に対しての不信感から移されたものであろう。ただし、P 社区の集団有資産の株を合作社員である農家に分配し、農家はその資産の運営による所持株の配当をもらえることは、従来の社区委員会より一歩前進したと考える。このように、P 社区委員会を中心に P 合作社が設立され、合作社員の意志により剰余金を配当している。展開過程・事業の実態からみると、多くの議論の余地があるものの、一人一票での選挙が行われていることから（2 枚看板とはいえ、合作社員は自らの意志により投票したため）、協同組合としての実態を部分的に有しているといえよう。ただし、P 合作社としての運営組織が事実上行政組織と同一であることから考えると、協同組合への展開は限界があり、その可能性が制限されていると考えられる。

第7章では、中国における土地合作社の先進地とされる江蘇省無錫市の M 土地合作社を取り上げ、その展開過程における社区委員会の役割と、社区で高い威信を持つ元村幹部の役割と、その運営実態を明らかにした。長年の人望と栽培の実績で人気を集めた元村長である U 氏は、合作社員による一人一票での選挙により M 合作社の理事長となった。M 合作社の農地経

営事業は4つの形態で展開している。それは①農業経営、②合作社員との契約生産、③農家へのビニールハウスの賃貸、④企業への農地の賃貸である。そして、M 合作社設立以降、M 社区委員会は、技術の普及・指導にあたる政府機関の紹介に大きな役割を發揮し、理事長のU氏は商業的手腕を發揮し、M 合作社が有機農産物の契約購買を行う会社と契約することに中核的役割を果たした。しかしながら、合作社員の行政機関への在来的不信により、合作社員はM 合作社の公開した財務情報を信用せず、できるだけ積立金を減らし出資高配当を高くするよう剰余金処分している。また、M 合作社の章程では、汚職を防ぐために、M 社区委員会の幹部がM 合作社の理事になることを禁止し、また監事はM 社区委員会の幹部しかねないことを定めた。このように、M 合作社は一人一票での選挙と自ら農業の経営を行っていることが大きく評価され、また、汚職を防ぐため役員立候補の制限を設けることも評価すべきと考える。この意味では、村幹部主導型土地合作社は民主的管理を行い、協同組合的性格を実質的に獲得する可能性があるといえよう。

補章では、江蘇省における初めて登録された金融株式会社--0 合作社を取り上げ、形成主体が供銷合作社である「地方型農村金融合作社」の事例を通して、その展開過程の実態、組織・事業構造を明らかにした。2007年の「合作社法」の実施以降、農村合作經濟組織は大いに發展してきたが、資金問題は農村合作經濟組織を制約するボトルネックになってきたため、各地方政府の政策法令により推し進められ監督され、農村金融機構が設立主体となる「地方型農村金融合作社」が重要な存在になった。0 合作社は合作社員に經濟上の助けを与え、生活水準をアップさせたと考える。しかし、運営実態をみると、0 合作社においては、一人一票での選挙が行われておらず、上級政府の推薦により、金融信用事業を主管した0 供銷合作社のQ主任が理事長に就任し、またほかの理事と監事はいずれも上級政府の推薦により就任した。また、0 合作社の定款には、出資の多少と関係せず合作社員に一人一票の議決権を与えると書かれているが、実態としては、合作社員総会でも財務の公開及び説明、出資高配当だけ行い、議決権を用いることはないのである。よって、0 合作社は民主的管理が行われて

いないことがわかった。だが、合作社員のアンケート結果からもわかるように、0 合作社は一人一票での選挙などの民主的管理が行われていないことは評価できないにもかかわらず、実態として、農家である合作社員に資金面での助けを提供し、「地方型農村金融合作社」の果たすべき役割を果たしていることにより、合作社員に対して 0 合作社は存在意義があることが明らかになった。

以上の事例を通じて本論文の全体としては、農村合作経済組織は技術普及、農家所得の向上、農業生産・流通効率の向上などの面において、存在意義が大きいことがわかった。しかし、農村合作経済組織における一人一票制、利用高での配当などの面については不十分で、一人一票制が十分実施されておらず、また出資に応じた事業コントロールがなされている実態や、利用高配当でも不平等の面が多く見られた。現状では協同組合としての実態を有している農村合作経済組織は極めて限られており、協同組合として育つ芽はいくつかあったが、協同組合としての実態を持たないものが多いと言えよう。

今後農業の発展につれ、伝統的零細的農家はさらに細分化し、農業の担い手はさらに大規模化或いは企業化していく可能性が高いと思われる。具体的には大規模農家或いは企業による専業合作社の議決権の取得及び事業コントロール力増大により、欧米のいくつかの主要な協同組合に近づいていく恐れがある。

また、一人一票制での選挙が行われていない合作社は多々存在するが、特に社区合作社は、合作社としての選挙は行われておらず、社区の行政組織がそのまま合作社の組織になっていた。権力を握った監督層が社区合作社の財務情報を公開しておらず、合作社員の利益を損ねる可能性があることは、重要な問題点であろう。

さらに、中国の特に沿岸部において経済の発展につれ、農村部が都市化されていくなかで、農地請負権を手放し都市へ働きに出かける農家は増加していくと共に、農地請負権を集積する大規模農家が増加している。土地合作社はそのために利用されていく可能性が高い。それにより零細農家の

利益は保障できなくなることも懸念されよう。本来は、農業協同組合は零細農家の利益を保障しながら零細農家を含めた農民層の保護の傘になるという目的を持つ組織であるが、実態としては、多くの土地合作社は「農民層分解の培養器」になりつつある。また今後このような土地合作社が増えていくであろう。

農村合作経済組織を総体としてみれば、すでにその実態において分化が始まり、少数ではあるが、協同組合として展開するものもあるが、そうではない方向、すなわち企業化、株式会社化の道に向かって発展していくものが多いであろう。これらの問題を如何に解決していくのかといった点については、農村合作経済組織が如何に協同組合的性格を守り、とりわけ一人一票制での民主的管理を実行するかどうかは、今後中国の農業・農村・農民のみならず、中国全体にも大きな影響を与えるであろう。

本論文は、設立からの発展過程という変化段階にある中国における農村合作経済組織の実態を明らかにしたが、本論文の調査地——江蘇省以外の農村合作経済組織は調査していない。またすべての種類の農村合作経済組織の実態は調査できておらず、今後の大きな研究課題である。

付録 合作社員アンケート

[1] Sきのこ専業合作社員アンケート

年齢_____ 性別_____

Q01：家族構成と年齢を書いてください。(農業に従事している家族のそばに*を付けてください)

Q02：農地何ムーを持っていますか？

Q03：いつS 合作社に加入しましたか？

Q04：S 合作社への出資額がいくらですか？何株ですか？

Q05：S 合作社の役員ですか？

Q06：ビニールハウスを何棟持っていますか？

Q07：ビニールハウス 1 棟あたり収入がいくらですか？

Q08：きのこ以外は何を経営していますか？

Q09：きのこを栽培していない農地の 1 ムーあたり収入はいくらですか？

Q10：農外収入はいくらですか？

Q11：農業後継者がいますか？

Q12：S 合作社に対する意見と評価を自由に書いてください。(このアンケートはS 合作社に見せることはありません)

[2] G茶葉専業合作社員アンケート

年齢_____ 性別_____

Q01：家族構成は？(農業に従事している家族のそばに*を付けてください)

Q02：農地何ムーを持っていますか？

Q03：いつG 合作社に加入しましたか？

Q04：G 合作社への出資額がいくらですか？何株ですか？

Q05：G 合作社の役員ですか？

Q06：茶樹を何ムー栽培していますか？

Q07：茶樹以外、何の果樹を栽培していますか？栽培面積も書いてください。

Q08：G 合作社による収入はいくらですか？

Q09 : G 合作社以外は何を営営していますか？その分の収入を書いてください。

Q10 : 農外収入はいくらですか？

Q11 : 農業後継者がいますか？

Q12 : G 合作社に対する意見と評価を自由に書いてください。(このアンケートは G 合作社に見せることはありません)

[3] P 社区株式会社員アンケート

年齢_____ 性別_____

Q01:家族構成は？(農業に従事している家族のそばに*を付けてください)

Q02 : あなたが持っている株は何株ですか？

Q03 : あなたの家族全員が持っている株は何株ですか？

Q04 : あなたは P 合作社の役員ですか？

Q05 : あなたは P 社区委員会で任職していれば、職名を書いてください。

次のアンケート調査票に、質問に対してあてはまる選択肢の英文字を書いてください。

表 10-1 P 合作社員へのアンケート調査票			
1	あなたは P 合作社の株式の設置について良いと思うか？	2	あなたは P 合作社がどの株式を設置したことに不満がるか教えてください。
	a とてもそう思う		a 全部満足
	b そう思う		b 基本株に不満
	c あまりそう思わない		c 農齡株に不満
	d 全然そう思わない		d 生産隊株に不満
e わからない	e 幹部職場株に不満		
3	あなたは P 合作社が集団有株を設置しないことについて良いと思うか？	4	P 合作社を設立する前に、あなたに意見を聞かれたか？
	a とてもそう思う		a 詳しく聞かれた
	b そう思う		b 聞かれた
	c あまりそう思わない		c 聞かれていない
	d 全然そう思わない		d 聞きに来たが留守だった
e わからない	e わからない		
5	あなたは P 社区の集団有資産の評価について良いと思うか？	6	あなたは P 合作社の役員に立候補したいと考えていたか？
	a とてもそう思う		a 真剣に考えた
	b そう思う		b 考えた
	c あまりそう思わない		c あまり考えていない
	d 全然そう思わない		d 全然考えていない
e わからない	e わからない		
7	あなたは P 合作社の選挙に投票した	8	あなたは P 合作社の選挙と P 社区の選挙が

	か？		同一であることについて良いと思うか？
	a 自分で投票した		a とてもそう思う
	b 自分が行けないため、代理の人に投票してもらった		b そう思う
	c 投票していない		c あまりそう思わない
	d 投票させられなかった		d 全然そう思わない
	e わからない		e わからない
9	あなたは合作社員代表と役員が自分の責任を果たしたと思うか？	10	あなたはP 合作社の公開した財務情報を信じて良いと思うか？
	a とてもそう思う		a とてもそう思う
	b そう思う		b そう思う
	c あまりそう思わない		c あまりそう思わない
	d 全然そう思わない		d 全然そう思わない
	e わからない		e わからない
11	あなたは集団有資産の運営状況について良いと思うか	12	あなたは剰余金処分の割合について良いと思うか？
	a とてもそう思う		a とてもそう思う
	b そう思う		b そう思う
	c あまりそう思わない		c あまりそう思わない
	d 全然そう思わない		d 全然そう思わない
	e わからない		e わからない
13	あなたは出資高配当の金額について良いと思うか？	14	あなたは合作社員代表大会に参加したことあるか？
	a とてもそう思う		a 毎回参加する
	b そう思う		b たまに参加する
	c あまりそう思わない		c 参加したいが用事で行けなかった
	d 全然そう思わない		d 参加したことがない
	e わからない		e わからない
15	あなたはP 合作社がP 社区委員会と同じ組織だと思うか？	16	あなたは以前よりP 合作社があったほうが良いと思うか？
	a とてもそう思う		a とてもそう思う
	b そう思う		b そう思う
	c あまりそう思わない		c あまりそう思わない
	d 全然そう思わない		d 全然そう思わない
	e わからない		e わからない
注) 筆者作成。			

[4] M 土地株式会社員アンケート

年齢 _____ 性別 _____

Q01: 家族構成は？ (農業に従事している家族のそばに*を付けてください)

Q02: 農地何ムーを持っていますか？

Q03: いつM 合作社に加入しましたか？

Q04: M 合作社の役員ですか？

- Q05：M 合作社へ農地を何ムー出資しましたか？
- Q06：M 合作社に雇用されていますか？その収入はいくらですか？
- Q07：合作社から農地を賃借していれば、賃借面積と収入を書いてください。
- Q08：M 合作社の株による収入はいくらですか？
- Q09：M 合作社以外は何を営んでいますか？その分の収入を書いてください。
- Q10：農外収入はいくらですか？
- Q11：農業後継者がいますか？
- Q12：M 合作社に対する意見と評価を自由に書いてください。（このアンケートは M 合作社に見せることはありません）

[5] 0 金融株式会社員アンケート

年齢 _____ 性別 _____

- Q01：家族構成は？（農業に従事している家族のそばに*を付けてください）
- Q02：あなたは大規模農家ですか？それとも一般農家ですか？
- Q03：あなたは何を営んでいますか？
- Q04：いつ 0 合作社に加入しましたか？
- Q05：いくら出資していますか？
- Q06：あなたは 0 合作社の役員ですか？
- Q07：0 合作社から貸付を借りたことがありますか？回数も書いてください。
- Q08：0 合作社へ返済済みの最後の貸付の金額はいくらでしたか？その貸付の返済期間は何ヶ月でしたか？
- Q09：今は 0 合作社から貸付を借りていますか？

次のアンケート調査票に、質問に対してあてはまる選択肢の英文字を書いてください。

表 10-2 0 合作社員へのアンケート調査票					
1	あなたは出資形態がどちらですか？		2	あなたは 0 合作社から貸付を借りるのが容易だと思うか？	
	a 出資金のみ出している			a とてもそう思う	

		b 預金のみ出している			b そう思う	
		c 両方出している			c あまりそう思わない	
		d 覚えていない			d 全然そう思わない	
		e わからない			e わからない	
3	あなたは 0 合作社の貸付手続きについて速いと思うか？	a とてもそう思う		4	あなたは 0 合作社の貸付の利息について良いと思うか？	
		b そう思う			a とてもそう思う	
		c あまりそう思わない			b そう思う	
		d 全然そう思わない			c あまりそう思わない	
		e わからない			d 全然そう思わない	
					e わからない	
5	あなたは 0 合作社への預金の利息について良いと思うか？	a とてもそう思う		6	あなたは銀行から貸付を借りたことがあるか？	
		b そう思う			a 借りたことが 3 回以上ある	
		c あまりそう思わない			b 借りたことが 2 回ある	
		d 全然そう思わない			c 借りたことが 1 回ある	
		e わからない			d 借りたかったが、貸してくれない	
					e 借りたことがない	
7	あなたは 0 合作社が銀行より貸付について良いと思うか？	a とてもそう思う		8	あなたはこれから銀行から貸付を借りたいと思うか？	
		b そう思う			a とてもそう思う	
		c あまりそう思わない			b そう思う	
		d 全然そう思わない			c あまりそう思わない	
		e わからない			d 全然そう思わない	
					e わからない	
9	あなたは高利貸から貸付を借りたことがあるか？	a 借りたことが 3 回以上ある		10	あなたは 0 合作社が高利貸より貸付について良いと思うか？	
		b 借りたことが 2 回ある			a とてもそう思う	
		c 借りたことが 1 回ある			b そう思う	
		d 借りたかったが、貸してくれない			c あまりそう思わない	
		e 借りたことがない			d 全然そう思わない	
					e わからない	
11	あなたはこれから高利貸から貸付を借りたいと思うか？	a とてもそう思う		12	あなたは合作社員代表大会に参加したことあるか？	
		b そう思う			a 毎回参加する	
		c あまりそう思わない			b たまに参加する	
		d 全然そう思わない			c 参加したいが、用事で行けなかった	
		e わからない			d 参加したことがない	
					e わからない	
13	あなたは 0 合作社の役員選挙が行うべきだと思うか？	a とてもそう思う		14	あなたは剰余金処分の割合について良いと思うか？	
		b そう思う			a とてもそう思う	
		c あまりそう思わない			b そう思う	
		d 全然そう思わない			c あまりそう思わない	
		e わからない			d 全然そう思わない	
					e わからない	
15	あなたは出資高配当の金額について良			16	あなたは合作社員代表と役員が自分の責	

	<p>いと思うか？</p> <table border="1"> <tr><td>a とてもそう思う</td><td></td></tr> <tr><td>b そう思う</td><td></td></tr> <tr><td>c あまりそう思わない</td><td></td></tr> <tr><td>d 全然そう思わない</td><td></td></tr> <tr><td>e わからない</td><td></td></tr> </table>	a とてもそう思う		b そう思う		c あまりそう思わない		d 全然そう思わない		e わからない			<p>任を果たしたと思うか？</p> <table border="1"> <tr><td>a とてもそう思う</td><td></td></tr> <tr><td>b そう思う</td><td></td></tr> <tr><td>c あまりそう思わない</td><td></td></tr> <tr><td>d 全然そう思わない</td><td></td></tr> <tr><td>e わからない</td><td></td></tr> </table>	a とてもそう思う		b そう思う		c あまりそう思わない		d 全然そう思わない		e わからない	
a とてもそう思う																							
b そう思う																							
c あまりそう思わない																							
d 全然そう思わない																							
e わからない																							
a とてもそう思う																							
b そう思う																							
c あまりそう思わない																							
d 全然そう思わない																							
e わからない																							
17	<p>あなたは P 合作社の公開した財務情報を信じて良いと思うか？</p> <table border="1"> <tr><td>a とてもそう思う</td><td></td></tr> <tr><td>b そう思う</td><td></td></tr> <tr><td>c あまりそう思わない</td><td></td></tr> <tr><td>d 全然そう思わない</td><td></td></tr> <tr><td>e わからない</td><td></td></tr> </table>	a とてもそう思う		b そう思う		c あまりそう思わない		d 全然そう思わない		e わからない		18	<p>あなたは以前より O 合作社があったほうが良いと思うか？</p> <table border="1"> <tr><td>a とてもそう思う</td><td></td></tr> <tr><td>b そう思う</td><td></td></tr> <tr><td>c あまりそう思わない</td><td></td></tr> <tr><td>d 全然そう思わない</td><td></td></tr> <tr><td>e わからない</td><td></td></tr> </table>	a とてもそう思う		b そう思う		c あまりそう思わない		d 全然そう思わない		e わからない	
a とてもそう思う																							
b そう思う																							
c あまりそう思わない																							
d 全然そう思わない																							
e わからない																							
a とてもそう思う																							
b そう思う																							
c あまりそう思わない																							
d 全然そう思わない																							
e わからない																							
19	<p>あなたは O 合作社への出資・預金を増やしたいと思うか？</p> <table border="1"> <tr><td>a とてもそう思う</td><td></td></tr> <tr><td>b そう思う</td><td></td></tr> <tr><td>c あまりそう思わない</td><td></td></tr> <tr><td>d 全然そう思わない</td><td></td></tr> <tr><td>e わからない</td><td></td></tr> </table>	a とてもそう思う		b そう思う		c あまりそう思わない		d 全然そう思わない		e わからない		20	<p>あなたは O 合作社から脱退したいと思うか？</p> <table border="1"> <tr><td>a とてもそう思う</td><td></td></tr> <tr><td>b そう思う</td><td></td></tr> <tr><td>c あまりそう思わない</td><td></td></tr> <tr><td>d 全然そう思わない</td><td></td></tr> <tr><td>e わからない</td><td></td></tr> </table>	a とてもそう思う		b そう思う		c あまりそう思わない		d 全然そう思わない		e わからない	
a とてもそう思う																							
b そう思う																							
c あまりそう思わない																							
d 全然そう思わない																							
e わからない																							
a とてもそう思う																							
b そう思う																							
c あまりそう思わない																							
d 全然そう思わない																							
e わからない																							
注) 筆者作成。																							

引用・参考文献リスト

- [1] 青柳斉「中国農村合作経済組織の企業形態と諸類型」『農林金融』(青柳 [2] 所収)2001年。
- [2] 青柳斉『中国農村合作社の改革』日本経済評論社、2002年。
- [3] 青柳斉「中国農民專業合作社の制度的特質と展望」『大轉換期の総合 JA』家の光協会、2011年。
- [4] 石山卓磨監訳『アメリカ協同組合と相互社会』成文堂、1996年。
- [5] 衛龍宝、盧光明「農業專業合作組織實施農產品質量控制的運作機制探析——以浙江省部分農業專業合作組織為例」『中国農村經濟』2004年第7期。
- [6] 苑鵬「農民專業合作經濟組織：農業企業化的有効载体」『農村經營管理』2003年第5期。
- [7] 王偉「農村合作經濟与農民增收」『農業經濟』2001年第9期。
- [8] 大江徹男「90年代におけるアメリカの農協の新たな展開——新世代農協を中心として」『農林金融』第51号、1998年6月。
- [9] 王慧博「農民專業合作組織現状及問題分析」『農業科技管理』2006年第4期。
- [10] 応若平「内生与外生：農民合作能力演變的邏輯」『調研世界』2007年第11期。
- [11] 王小映「土地股分合作制經濟学分析」『中国農村觀察』2003年第6期。
- [12] 王礼生『中国農村人民公社的回顧与思考』2001年。
- [13] 太田原高昭、朴紅『リポート中国の農協』家の光協会、2001年。
- [14] 小田切徳美「公社・第三セクターと自治体農政」『日本農業の展開と自治体農政の役割』家の光協会、1998年。

- [15] オネリオ・プランディーニ著、菅野正純訳『協同組合論——イタリアの戦略』芽ばえ社、1985年。
- [16] オンノフランク・ベックム他著、小楠湊監訳、農林中金総合研究所海外農協研究会訳『EUの農協—21世紀への展望』家の光協会、2000年。
- [17] 岳謙厚、許永鋒「1930年代中国農村合作運動討論中的合作社兼営問題」『中国経済史研究』2009年第1期。
- [18] 河原昌一郎「中国農村專業合作組織に関する一考察」『農林水産政策研究』第13号、2007年。
- [19] 河原昌一郎『中国農村合作社制度の分析』農山漁村文化協会、2009年。
- [20] 川村琢、湯沢誠、美土路達雄『農産物市場の形成と展開』農山漁村文化協会、1977年。
- [21] 韓曦「毛沢東人民公社思想探源」『青海師範大学学報』2003年第5期。
- [22] 韓俊『中国農民合作社調査』上海遠東出版社、2007年。
- [23] 神田健策、李中華、成田拓未「中国農民專業合作社法制定の背景と意義」『日本農業経済学会論文集』2007年。
- [24] 神田健策、大島一二編著『中国農業の市場化と農村合作社の展開』筑波書房、2013年。
- [25] 北山康夫「中國に於ける農業集團化の運動：互助組と合作社」『東洋史研究』1954年。
- [26] 姜建芳「試析毛沢東の公社情結」『河南職業技術師範学院学報』2004年第1期。
- [27] 姜裕富「農民合作能力与新農村建設——以浙江省常山県ZF村為個案」『調研世界』2007年第1期。

- [28] 黒河功、朴紅、坂下明彦「中国沿海部における農業合作社の展開と類型」『農経論叢』第 57 号、2001 年。
- [29] 孔有利、劉華周「農村社区股分經濟合作社産権分析——以江蘇省村級集体經濟組織股分合作化為例」『中国農学通報』2010 年第 23 期。
- [30] 黄祖輝「競争力理論与農業競争力」『中国農村經濟』2000 年第 3 期。
- [31] 黄祖輝「農民合作：必然性、变革態勢与啓示」『中国農村經濟』2002 年第 8 期。
- [32] 孔祥智「金融支持与農民專業合作社發展」『中国農村信用合作』2007 年第 3 期。
- [33] 国魯来「農業技術創新誘致的組織制度創新——農民專業協會在農業公共技術創新体系建設中的作用」『中国農村觀察』2003 年第 9 期。
- [34] 胡振華『中国農村合作組織分析』北京農業大学、2009 年。
- [35] 坂下明彦「中国の農村經濟組織と竜頭企業による産地組織化」『農業・農村問題研究』第 32 号、2005 年。
- [36] 三国英実編著『地域づくりと農協改革』農文協、2000 年。
- [37] 山東省社会科学院『山東省農村合作經濟發展研究』2000 年。
- [38] 史敬棠、張凜、周清和、畢中杰『中国農業合作化史料（上）』三聯書店、1957 年。
- [39] 周応恒『中国の農産物流通政策と流通構造』勁草書房、2000 年。
- [40] 周承恩「人民公社和社会主義建設中的空想論」『中共党史研究』1988 年第 5 期。
- [41] 周小薇『中国における社区型股分合作制の成立と展開』筑波書房、2001 年。

- [42] 周小薇・加藤光一 [中国における共有制と企業形態] 『信州大学農学部紀要』第 37 卷第 1 号、2009 年。
- [43] 周天勇 『中国向何处行去』 人民日報出版社、2010 年。
- [44] 朱守銀、張照新 「南海市農村股分合作制改革試驗研究」 『中国農村經濟』 2002 年第 6 期。
- [45] 肖贊軍、柳思維 「中国非正規労働合作的演進——基于一个貧困县的經驗研究」 『經濟学家』 2007 年第 1 期。
- [46] 徐旭初、黃勝忠 『走向新合作：浙江省農民專業合作社發展研究』 科学出版社、2009 年。
- [47] 徐更生 『国外農村合作經濟』 經濟科学出版社、1986 年。
- [48] 徐勇 「如何認識当今的農民、農民合作与農民組織」 『華中師範大学学報』 2007 年第 1 期。
- [49] 白石正彦 「協同組合における基本的価値と原則」 『農林金融』 第 48 卷第 12 号、1995 年 12 月。
- [50] G・アシュホフ、E・ヘニングセン著、関英昭、野田輝久訳 『ドイツの協同組合制度——歴史・構造・経済的潜在力』 日本經濟評論社、2001 年。
- [51] 鈴木俊彦 『協同組合再生の時代』 農林統計出版、2008 年。
- [52] 薛繼亮 「農村集体經濟發展有效實現形式研究」 西北農林科技大学、2012 年。
- [53] 薛風偉 「蘇連集体農庄与中国人民公社之比較」 『聊城大学学報』 2002 年、第 3 期。
- [54] 全国政協文史和學習委員会 『文史資料選輯（第 80 輯）』 中国文史出版社、1982 年。
- [55] 宋曉凱、神田健策 「中国における農民專業合作社の現状と課題」 『日本農業經濟学会論文集』 2010 年。

- [56] 曹錦清『黄河边的中国』上海文芸出版社、2000年。
- [57] 曹陽「关于当代中国農業生產組織現代化若干問題的思考」『湘湖三農論壇』2009年第10期。
- [58] 曹利群「農產品流通組織体系的重建」『學術月刊』2001年第8期。
- [59] 曹利群「現代農業產業体系的內涵与特征」『觀經濟管理』2007年第9期。
- [60] 孫中華、羅漢亞、趙鯤「关于江蘇省農村土地股分合作社發展情況的調研報告」『農業經濟問題』2010年第8期。
- [61] 田中久義『綜合農協の經營戰略』家の光協會、2007年。
- [62] 田中秀樹「地域づくりと協同組合」『農業・農協問題研究』第25号(三国 [36] 所収)、2001年。
- [63] 田中秀樹『地域づくりと協同組合運動』大月書店、2008年。
- [64] 池澤新「經濟組織的多樣性与市場經濟体制的細化」『当代財經』2003年第10期。
- [65] 中国华洋义賑救災总会『十年合作事业大事记』1933年。
- [66] 張凱『中国農業經濟合作組織』中国農業出版社、2004年。
- [67] 張曉山「中国加入WTO与中国農民的組織化」『農村合作經濟經營管理』2000年第1期。
- [68] 張曉山「提高農民的組織化程度、積極推進農業產業化經營」『農村經營管理』2003年第2期。
- [69] 趙曉峰「農民合作：客觀必要性、主觀選擇性与国家介入」『調研世界』2007年第2期。
- [70] 張鏡予『中国農村信用合作運動』商務印書館、1930年。
- [71] 趙泉民、李怡「現代農業視野下的新型農民培育研究」『理論導刊』2007年第12期。

- [72] 張徳元、張亜軍「關於農民資金互助合作組織的思考与分析」『經濟学家』2008年第1期。
- [73] 陳阿興、岳中鋼「試論農產品流通与農民組織化問題」『農業經濟問題』2003年第2期。
- [74] 陳会広「土地股分合作社發展三題」『中国農業資源与区劃』第30卷第4期、2009年。
- [75] 陳序経『鄉村建設運動』大東書局、1946年。
- [76] 陳伯雄「在毛沢東同志旗下」『紅旗』1958年第4期。
- [77] 程風田、趙淑芳「論城市化与農村集体資産改制」『財經問題研究』2006年第1期。
- [78] 鄭有貴「農村合作組織研究」『中国經濟史論壇』2005年第10期。
- [79] 党国英「新農村建設模式的探索及研究」『農村・農業・農民』2007年第12期。
- [80] 成田拓未「中国における農民專業合作社法の制定と農産物産地商人の合作社化」『農業市場研究』第19卷第4号、2011年。
- [81] 成田拓未「協同組合的性格をめぐる中国農民專業合作社の制度と実態」『農村經濟研究』第29卷第2号、2011年12月。
- [82] 倪鏡「中国における農地流動化の最新動向——江蘇省の農地株式合作社に着目して」『J C 総研レポート』2012年秋第23期。
- [83] 日本協同組合学会訳編『21世紀の協同組合原則——ICA アイデンティティ声明と宣言』日本經濟評論社、2000年。
- [84] 野原敏雄『現代協同組合論——21世紀への展望と課題』名古屋大学出版会、1996年。
- [85] 梅銀強「城市化進程中農村股分合作制改革研究」河南農業大学、2009年。

- [86] 薄一波『若干重大決策与事件的回顧(上卷)』中共中央党校出版社、1991年。
- [87] 潘長勝、李明「江蘇農村社区股分合作制的实践与思考」『農業經濟問題』2003年第4期。
- [88] 馮開文「村民自治、合作社和農業產業化經營制度的協調演進——来自山東煙台的調查報告」『中国農村經濟』2003年第2期。
- [89] 馮道杰「農民專業合作經濟組織的發展動力研究——基于成本—收益視角的分析」『山東經濟』2007年第3期。
- [90] 傅晨『農村社区型股分合作制研究——一個制度分析方法的闡释和応用』中国经济出版社、2003年。
- [91] 符衛民「中国の土地所有制度」『社会文化科学研究』第12号。
- [92] 米鴻才『合作化發展簡史』中共中央党校出版社、1987年。
- [93] 寶劔久俊「農民專業合作組織の変遷とその経済的機能」『中国農村改革と農業產業化』アジア經濟研究所、2009年。
- [94] 朴紅、坂下明彦『中国東北における家族經營の再生と農村組織化』御茶の水書房、1999年。
- [95] 堀越芳昭『協同組合原則の改訂問題と資本形成(協同組合基礎理論研究シリーズ第38集)』農林中金総合研究所、1994年4月。
- [96] 堀越芳昭「協同組合の資本原則の検討」『経営学論集』第65集、1995年9月。
- [97] 堀越芳昭「第三段階のICA(国際協同組合同盟)原則——その系譜と定義・価値・原則の検討」『山梨学院大学社会科学研究』第20号、1996年12月。
- [98] 堀越芳昭「協同組合原則における協同組合教育の基本原則——ICA新原則を实践に生かすために」『ロバート・オウエン協会年報』第21号、1997年4月。

- [99] 堀越芳昭「1937年ICA原則の成立とICA定款の展開」『農協基礎研究』第17号、1997年7月。
- [100] 堀越芳昭「アメリカにおける協同組合原則論の展開——1945年以前の諸説を中心に」、<http://homepage3.nifty.com/horikoshi-minilib/mini07amerikagensokuron1.htm>
- [101] ポール・デリック、ヒズ・フレンズ『協同社会の復権』日本経済評論社、1985年。
- [102] 馬迅「農村土地股分合作社法律問題初探」『法制与社会』2012年第1期。
- [103] 万江紅、徐小霞「我国農村合作組織研究評述」『農村經濟』2006年第4期。
- [104] 美土路達雄「協同組合原則の理論的意義(上)」協同組合経営研究所、1955年。
- [105] 美土路達雄「農業協同組合理論についての覚え書」『北海道大學教育學部紀要』(美土路 [106] 所収)1977年1月。
- [106] 美土路達雄『協同組合論(美土路達雄選集【第一卷】)』筑波書房、1994年。
- [107] 毛沢東「組織起来」『毛沢東選集(第3卷)』人民出版社、1991年。
- [108] 毛沢東「論合作社」『毛沢東著作專題摘編(下)』中央文献出版社、2003年。
- [109] 俞炳強「中国蘇南地域における農地流動化と地方政府の役割——江蘇省常熟市の事例」『2011年度日本農業經濟学会論文集』2011年。
- [110] 虞和平『中国現代化歷程』江蘇人民出版社、2001年。
- [111] 葉秀「社区股份合作社的法律問題研究」暨南大学、2007年。
- [112] 楊小凱「百年中国經濟史筆記」、<http://www.aisixiang.com/data/3686.html>

- [113] 李威「蘇北農民資金合作社集資黑洞」『南風窓』2012年第24期。
- [114] 陸正麗、秦越華「徐州市食用菌產業發展的優勢與策略」『現代農業科技』2008年、第14期。
- [115] 李中華、大島一二「中国における協同組合セクターの發展過程と新展開」『にじ』第629号、(財)協同組合經營研究所、2010号。
- [116] 李忠俊「基布茲與人民公社的比較」『中學歷史教學參考』2004年第9期。
- [117] 李炳坤「努力提高我國農民的組織化程度」『上海農村經濟』2000年第10期。
- [118] 劉建平、丁魁禮「農民合作行為中的懲罰機制研究」『華中科技大學學報』2007年第期。
- [119] 劉承禮「農地股分合作制的過渡性質：一種基於內生交易費用理論的評說與前瞻」『農業經濟問題』2003年第11期。
- [120] 劉爽、劉軍、劉玉鎖「河北省農村土地流轉制度的創新探討」『農村經濟』2012年第5期。
- [121] 繆建平「高度重視農民合作組織的作用」『農村合作經濟經營管理』1999年第3期。
- [122] 林堅、王寧「公平與效率：合作社組織的思想宗旨及其制度安排」『農業經濟問題』2002年第9期。

参考ホームページ

- [1] 中国農業部 www.moa.gov.cn
- [2] 江蘇省農業委員会 www.jsagri.gov.cn
- [3] 南京市農業委員会 www.njaf.gov.cn
- [4] 徐州市農業委員会 www.xac.gov.cn
- [5] 蘇州市農業委員会 www.nlj.suzhou.gov.cn
- [6] 中国統計局『中国統計年鑑』 www.stats.gov.cn
- [7] 江蘇省統計局『江蘇統計年鑑』 www.jssb.gov.cn
- [8] 中国供銷合作網 www.chinacoop.gov.cn
- [9] 中国農民專業合作網 www.cfc.agri.gov.cn
- [10] 中国農民合作社研究網 www.cffc.zju.edu.cn
- [11] 浙江大学新農村建設網 dfhz.zju.edu.cn/newcountry
- [12] 中国知網 www.cnki.net
- [13] JA 全農 www.zennoh.or.jp
- [14] JA 全中 www.zenchu-ja.or.jp
- [15] アメリカ農務省 www.rurdev.usda.go
- [16] 国際協同組合同盟 www.ica.coop

謝 辞

本研究を行うにあたり、テーマの模索、資料の読み方、研究の考え方、調査の仕方、まとめ方など全てにおいて、終始暖かい激励とご指導、ご鞭撻を頂いた、広島大学大学院生物圏科学研究科教授田中秀樹先生に心より厚く御礼申し上げます。特に分析においても論文の書き方においても拙い筆者の論文を、何度も読んで頂き、指導して頂いた田中先生に大変ご苦勞をかけてしまいましたことに心よりお詫びを申し上げる次第です。

研究成果のとりまとめにあたり、多くのご教示を賜りました、広島大学大学院生物圏科学研究科教授山尾政博先生、同教授三本木至宏先生、同准教授矢野泉先生、同准教授細野賢治先生に深甚なる謝意を表します。

本研究の調査にあたり、重要なデータの収集に多大なご協力とご支援を頂いた中国江蘇省各農業委員会の方々、各合作社の方々、各農家の方々に、深く感謝いたします。

本研究の遂行にあたり、ご協力を賜りました広島大学大学院生物圏科学研究科の諸先生方、並びに、遅々として進まず落ち込みがちな筆者を支えてくださった先輩、後輩、友人の皆様、心より感謝したいと思います。

研究を進めるにあたり、ご支援、ご協力を頂きながら、ここにお名前を記すことが出来なかった多くの方々に心より感謝申し上げます。以上謝辞を述べさせていただいた皆様の御理解、御協力なくして本論文は完成しえなかったと思います。

博士論文を書き上げることができたことに対し、これまでお世話になった全ての方々に改めて謝意を表します。

最後に、本論文を書き終えたことを最も喜んでくれたであろう、筆者が親不孝ばかりしていた両親に、感謝を込めて本論文を捧げます。